

令和6年度 自己点検評価書

令和7(2025)年2月



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	63
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 社会連携	87
V. 特記事項	90
VI. 法令等の遵守状況一覧	91
VII. エビデンス集一覧	106
エビデンス集（データ編）一覧	106
エビデンス集（資料編）一覧	107

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神と教育理念

宇部フロンティア大学は、明治 36（1903）年に香川昌子が現在の宇部市藤山に開塾した香川裁縫塾に始まる。翌年には、県知事の許可を得て香川裁縫女学校となり、以後、激動の 20 世紀の変遷の中で幾多の困難を克服し、香川高等女学校をへて昭和 35（1960）年、県下で最初の短期大学を設立した。この宇部短期大学（現 短期大学部）を母体とし、地元の宇部市及び山口県の財政的支援を受け、平成 14（2002）年に宇部フロンティア大学が開学した。

現在、学校法人香川学園は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学部、大学、大学院、大学院附属臨床心理相談センター、および宇部環境技術センターからなる総合学園となり、教育・研究の一大拠点として、地域への人材供給をはじめとして地域貢献に取り組んでいる。

開学創始者である香川昌子は、瀬戸内海沿岸の鉱工業地としてスタートした宇部村で、教育を求める若い年代の女子に手に職を付ける裁縫の技を磨く教育と、女性としてまた妻として生きていく上での教養の大切さを強調し、教育実践に邁進した。香川昌子の教育姿勢や教育精神は、戦後期の香川学園を構成する香川高等学校や宇部短期大学にも時代を超え連綿と受け継がれてきた。

本学の開学にあたり、生活技術の修得と教養の大切さを重視した、当時としては時代を先取りした学園創始者の教育精神を「**人間性の涵養と実学の重視**」という言葉に纏め、これを建学の精神として掲げ、本学の教育活動の基本となる教育理念とした。「**人間性の涵養**」とは、人間の多様な生き方を尊重しつつ、自らの考えを持ち、共通の目的に向かって自律的に行動できる人材を育成することを表現している。多様化、複雑化が進行する現代社会にあっては、どんな仕事であっても異なる職種、異なる価値観を持った人たちと協働して問題解決に当たる機会が多くなっている。そのような社会で問題解決に当たるためには自分が置かれた状況を理解し、関わりのある他者を理解し、寄り添うことができる人間力を涵養する。「**実学の重視**」とは、すぐに役に立つ知識や技術を手っ取り早く獲得することではない。実際の現場で経験を積み重ねることによって、知識と技術を自分のものにするプロセスを重視した教育を行うということである。このような能力は、多様な意見や背景を持った人たちと交流する現場での経験を積み重ねることによって育成される。それは人と人とのつながりの中で新たな価値を創造するプロセスでもある。この経験が「**人としての奥行き**」を涵養し、人間性豊かな人材を育成する。

本学では、建学の精神に基づく教育活動のモットーとして「**礼節、自律、共生**」を掲げている。礼節とは「他者の尊厳を尊重すること」、自律とは「自己の確立、自ら考え行動すること」、共生とは「共通の目的の実現に向かって努力を惜しまないこと」を表現している。また、自己と他者の関係性を構築し、自己の個性を生かして行動することにより、既存の価値観の受け売りではない自分の考えによる解決策を生み出す能力を育成する教育を行うためのスローガンとして「**あなたらしさを仕事力に**」を掲げている。

2. 建学の精神に基づく大学の使命

本学は、学園創始の理念である「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神として掲げ、

教育基本法及び学校教育法の趣旨に則って大学教育を施し、持続可能な社会の進展と福祉社会の実現に貢献できる人材を育成することを使命としている。

3. 大学の個性・特色

本学は、地方の小規模大学である。大学の正面玄関に掲げられている「— (Non Multa Sed Bona) —大学規模は決して大きくないが、少数精鋭こそが、大学を明るい未来に導くカギ」の言葉が象徴するように、小さくても、地域にあって存在感のある大学を目指している。

1) 学生中心主義

本学の使命・目的を達成するためには、総合的視野に立った横断的かつ学際的な教育・研究、すなわち俯瞰的な教育・研究を行うことが必要である。このような認識のもとに、本学は学生が広い視野を持つとともに、自らが学びの主体者になれるよう、「**学生中心主義**」を掲げている。学生中心主義とは、学生の意見を積極的に教育活動に反映させ、学生の自主的な学習の支援を続けるために、常に教育の改善を行うことを意味している。これにより、単に専門分野の知識・技術の伝達に留まらない、人間力、社会力を修得できる教育を行っている。

2) キャリア支援

本学では、学生一人ひとりの職業的自立に焦点を当てたきめ細やかな教育を展開している。キャリア支援センターに、学生課と就職課を配置しており、これら二つの課が連携し、学生生活上の学生の状況を把握しつつ、就職・進学支援を行うことで、きめの細やかな学生指導を行う体制としている。就職課には、国家資格であるキャリアコンサルタントの有資格者を2人配置し、専門性の高い就職指導をしている。教育課程上では、各学部の初年次科目にキャリアデザインの内容を含む科目を開講し、キャリアコンサルタントの有資格者である就職課の職員が、授業を担当している。当該職員が把握した授業内での学生の学修状況等は、正課外での就職・進学指導に生かされることとなる。

平成26(2014)年より「**あなたらしさを仕事力に**」というキャッチコピーを採用し、大学案内等に記載し、入試広報活動を行ってきた。これは、学生個々人が自分らしさという個性を自覚し、それに主体的に磨きをかけ、職業的に自立していく道筋を重視する教育を表したものである。学生確保の段階から、教育課程の履修、さらに卒業に至るまで、仕事力の育成に焦点を当てた教育の体制を築き、さらなるきめ細やかな教育を推進しているところである。

3) 社会連携

本学は、地域に貢献することで知の拠点として地域で存在感のある大学を目指している。教員が自治体の各種の委員会や審議会の委員として就任すること、また教員の専門分野と関連する講演等の講師として地域に出向くことを積極的に許可している。また、教育研究の成果を地域に還元する営みとして、公開講座の開催や地域の社会人を対象に各種の資格や検定のための生涯学習講座を開催している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治	36 (1903) 年	4 月	香川裁縫塾開塾
	37 (1904) 年	7 月	香川裁縫女学校認可 (県知事)
大正	15 (1926) 年	2 月	山口県香川実科高等女学校認可 (文部大臣)
昭和	11 (1936) 年	3 月	山口県香川高等女学校認可 (文部大臣)
	14 (1939) 年	4 月	財団法人山口県香川高等女学校認可
	22 (1947) 年	4 月	香川学園中学校認可 (昭和 37 (1962) 年 4 月 宇部短期大学付属中学校に改称)
	23 (1948) 年	4 月	香川学園高等学校認可 (昭和 37 (1962) 年 4 月 香川高等学校に改称)
	26 (1951) 年	3 月	学校法人香川学園認可
	35 (1960) 年	4 月	香川学園短期大学開設 (同年 10 月 宇部短期大学に改称)
平成	14 (2002) 年	4 月	宇部フロンティア大学 (人間社会学部 人間社会学科) 開学
	15 (2003) 年	4 月	宇部フロンティア大学附属臨床心理相談センター開設 宇部フロンティア大学附属地域研究所開設 長期履修学生制度導入
		5 月	オーストラリア国ニューキャッスル大学と学術交流協定書を調印
	16 年 (2004)	3 月	アメリカ合衆国サウスシアトル・コミュニティカレッジと学術交流協定書を調印
		4 月	宇部フロンティア大学大学院 (人間科学研究科 臨床心理学専攻 修士課程) 設置 宇部フロンティア大学附属臨床心理相談センターは大学院附属臨床心理相談センターとなる 宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更 中華人民共和国大連大学と国際交流協定書の調印
	17 年 (2005)	4 月	宇部フロンティア大学人間社会学部に児童発達学科設置
		10 月	大韓民国昌信大学と交流協定書を調印
	18 年 (2006)	4 月	宇部フロンティア大学人間社会学部 人間社会学科を福祉心理学科に名称変更 宇部市の委託によるシルバーカレッジ事業開始
	19 年 (2007)	4 月	宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科設置
			宇部フロンティア大学 福祉心理学科に介護福祉コース設置

宇部フロンティア大学

20 年 (2008)	4 月	宇部フロンティア大学 福祉心理学科に心理系（臨床心理、医療心理、社会・産業心理）、福祉系（社会福祉・精神保健福祉、介護福祉）環境系（アジア環境ビジネス）のコース編成
22 年 (2010)	3 月	財団法人日本高等教育評価機構 平成 21 (2009) 年度大学機関別認証評価を受審し、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」との認定を受けた（認定期間は平成 21 (2009) 年 4 月 1 日から平成 28 (2016) 年 3 月 31 日までの 7 年間）
	4 月	宇部フロンティア大学 人間社会学部 児童発達学科募集停止
23 年 (2011)	4 月	東日本大震災復興支援うべ・災害ボランティアに本学教員、学生が参加（平成 23 (2011) 年 4 月 29 日）
24 年 (2012)	4 月	人間社会学部福祉心理学科で教養履修学生の受け入れ開始 人間健康学部看護学科の保健師カリキュラムを選択制に変更
25 年 (2013)	3 月	人間社会学部児童発達学科廃止 人間社会学部福祉心理学科の専攻を心理学専攻と社会福祉学専攻の 2 専攻とし、カリキュラムを大幅に変更
	4 月	宇部フロンティア大学附属文京クリニック（心療内科・精神科）開院 附属地域研究所に教養教育委員会を設置
27 (2015) 年	4 月	大学、大学院、短期大学部の管理運営に関する重要事項を審議する組織として「大学評議会」を設置（教学会議は廃止） 大学の社会貢献活動を行う組織として「附属地域連携センター」を設置（附属生涯学習センターは、新組織の一部となる）
29 (2017) 年	3 月	教育方法の改革や IR 活動を展開する教育開発室を設置 財団法人日本高等教育評価機構 平成 28 (2016) 年度大学機関別認証評価を受審し、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」との認定を受けた（認定期間は平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までの 7 年間）
31 (2019) 年	3 月	宇部フロンティア大学附属文京クリニック閉院
	4 月	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部のキャンパスを統合
令和 2 (2020) 年	4 月	人間社会学部学生募集停止 心理学部心理学科開設

宇部フロンティア大学

4 (2022) 年 4 月 人間健康学部看護学科を看護学部看護学科に名称変更
 5 (2023) 年 3 月 人間社会学部廃止

2. 本学の現況

・大学名

宇部フロンティア大学

・所在地

中山キャンパス 山口県宇部市文京台二丁目 1 番 1 号

文京キャンパス 山口県宇部市文京町 5 番 40 号

・学部等構成

【大学】心理学部心理学科

看護学部看護学科

【大学院】人間科学研究科（修士課程）

・学生数、教員数、職員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学生数

大学院・学部	研究科・学科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員	実員
大学院	人間科学研究科	15	—	30	19
心理学部	心理学科	70	5	290	159
看護学部	看護学科	80	5	330	218
合計		165	10	650	396

教員数

大学院・大学	研究科・学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	備考
大学院	人間科学研究科	(4)	(3)	(3)	0	0	0	兼任 10
心理学部	心理学科	6	2	3	0	0	11	
看護学部	看護学科	6	5	8	0	4	23	
合計		12	7	11	0	4	34	

職員数

	正職員	嘱託	パート（アルバイトも含む）	派遣	合計
人数	18	0	16	0	34
割合（％）	52.9	0	47.1	0	100

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命・目的

建学の精神に基づく本学の使命・目的については、学則第 1 条に「宇部フロンティア大学（以下「本学」という）は、学園創始の理念である「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神に掲げ、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り大学教育を施し、持続可能な社会の発展と福祉社会の実現に貢献できる人材を育成することを目的とする」と明記し、社会に有為な人材を育成することを通して社会に貢献することを使命・目的としている。【資料 1-1-1】

2) 教育目的

建学の精神及び本学の使命・目的に基づく全学及び各学部教育目的については、学則第 1 条第 2 項及び第 3 項に明記している。大学院教育目的については、大学院学則第 2 条に明記している。【資料 1-1-1～2】

全学	現在社会における複雑化した諸問題を、総合的・横断的に、地域に密着した形で教育研究し、自らの力で課題を見出し、最適の解決方法を考え、実行する能力を有する人材の育成を目的とする。
心理学部	人々のニーズに応じた心理的实践を医療、福祉、教育、司法、産業などの現場で展開できる幅広い教養及び高度な専門知識・技術、判断力をもつ人材の育成を目的とする。
看護学部	生命の尊厳や基本的人権を擁護できる高い倫理観、幅広い教養、豊かな人間性並びに看護の現象・事象に的確に対応できる高度な専門的知識・技術、判断力を備えた看護職者の育成を目的とする。
大学院人間科学研究科	人の心の問題を探究し、高度にして専門的な臨床心理学等の理論及び応用を教授研究するとともに、幅広い知識と実践能力を兼ね備え、社会の進展と人類の福祉に寄与・貢献できる「こころ」の専門家を養成することを目的とする。

3) 教育目標

各学部及び大学院では、それぞれの教育目的を実現するために育成する具体的な能力の達成目標として教育目標を定めている。教育目的及び教育目標は、本学ウェブサイト及びキャンパスガイドに掲載して周知している。【資料 1-1-3～5】

心理学部	1. カウンセリングマインドを育み、さまざまな社会活動を通して心理学への理解を経験的に深める力を培う。 2. 豊かな教養を身につけ、それを拠り所にした、自他を尊重するアサーティブな自己表現力を醸成する。 3. 環境や社会の変化を受け入れる率直な態度ならびに、積極果敢に取り組む力を涵養する。 4. 心理学の専門的知識に基づいて、多面的・多角的に考え、しなやかに問題を解決する力を育成する。 5. 人々がよりよく生きるために、地域社会において、心理学を活用して多様な協働に取り組み、実行する力を育成する。
看護学部	1. 人間を総合的に理解する態度を涵養する。 2. 幅広い教養と倫理観に基づいて行動する力を育成する。 3. 専門的知識に裏付けされた科学としての看護を実現できる力を育成する。 4. 保健、医療、福祉等の他職種と協働・連携する力を育成する。 5. 自ら学ぶ姿勢を身につけ、看護専門職として自己研鑽できる基礎を培う。
大学院人間科学研究科	1. 人間と社会に対して肯定的な関心をもち、各分野での心理サービスに活かすことができる洞察力と謙虚さを育成する。 2. 人間の心に対する理解を探究し、その心理支援スキルを法令遵守のもと臨床場面で実践する真摯な態度を涵養する。 3. 各領域における心理臨床の専門業務に対する研鑽と臨床場面で遂行するための職業的倫理的な実践力を育成する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】宇部フロンティア大学学則 第1条 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】宇部フロンティア大学院学則 第2条 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】本学ウェブサイト（大学紹介）

【資料 1-1-4】2023 年度版キャンパスガイド（学部）47 頁、63 頁

【資料 1-1-5】2023 年度版学生便覧（大学院） 1～2 頁

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神については、その由来と内容、意図するところについて学生にわかりやすく簡潔な言葉で説明した文章を作成し、本学ウェブサイトに掲載している。また、初年次教育に該当する授業で「建学の精神」に関する学長講話を行うことで、学生への周知・理解に努めている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-6】学長講話配布資料（看護学部「基礎ゼミナールⅠ」）

1-1-③ 個性・特色の明示

各学部・大学院の教育目的は、いずれも人間に対する深くて温かいまなざしと確かな専門知識・技術を身に付けることを目指しており、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」とそれに基づく大学の使命・目的を反映したものになっている。使命・目的と教育目的は学則に明記している。また、建学の精神の内容をわかりやすく簡潔に説明する文章と教育目標は、本学ウェブサイト及びキャンパスガイドに掲載し、公表している。

本学の個性・特色は、小規模大学であることを活かしたきめ細かな教育と地域貢献である。毎年作成している大学案内では、本学が目指す教育、カリキュラムや教育方法、取得できる資格、きめ細かなキャリア支援など、本学の個性・特色についてわかりやすい記事を掲載し、広報に努めている。【資料 1-1-7】

本学の特色である社会連携に関する活動状況については、トピックとして随時本学ウェブサイトで公開している。【資料 1-1-8】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-7】2024 大学案内

【資料 1-1-8】本学ウェブサイト（NEWS&TOPICS）

1-1-④ 変化への対応

使命・目的、教育目的の適切性については、教学マネジメント委員会が毎年度作成する「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて評価点検を行い、その結果を「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。その中で明らかにした課題を重点取組課題として取り上げ、改善のためのアクションを組織的に実施することで適宜変化に対応した見直しを行っている。【資料 1-1-9～10】

直近の見直しでは、「2021 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書」で「建学の精神等の整理」を取り上げ、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーの階層構造を整理した。整理した結果は大学評議会で承認した後、2024 年度版キャンパスガイドや本学ウェブサイトに反映させている。【資料 1-1-11～12】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-9】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）

【資料 1-1-10】2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書

【資料 1-1-11】2021 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書

【資料 1-1-12】建学の精神等の整理について（令和 4（2022）年度 9 月大学評議会資料）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

直近の見直しにより建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーの階層構造が整理され、整合性が取れている状態にある。引き続き教学マネジメント委員会において作成するアセスメント・ポリシーに沿って 3 つのポリシーに関するアセスメントを継続的に実施することで PDCA サイクルを回し、社会情勢の変化への対応など必要な見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は学則に記載する事項なので、学則変更を審議する過程で役員及び教職員の理解と支持を得る仕組みとなっている。学則変更は、大学評議会で審議し、理事会で決定する。変更の内容により必要に応じて教授会の意見を聴取する。大学評議会とは、大学と短大の合同の会議体で、短大との兼務者を含むが、大学からは学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、各学部長、学部長推薦の教授、附属図書館長、附属臨床心理相談センター長、附属国際交流センター長、附属地域研究所長、事務部長が委員として出席し、意見を述べる。理事会は、学校法人香川学園の理事で構成され、学長が理事として出席し、学則変更の趣旨を説明する。承認された学則は、教授会で報告する。【資料 1-2-1】

また、学校法人香川学園が毎年作成する事業報告書には、建学の精神及び使命・目的を記載するとともに、教育活動の実施状況や中期計画の進捗状況を記載している。事業報告書は、理事会の審議後、学校法人香川学園の評議員会に諮問される。【資料 1-2-2】

以上のように、役員及び教職員が本学の使命・目的及び教育目的の策定、見直し、その達成状況の評価に関与し、理解・支持を得る体制を整えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】 大学評議会規程

【資料 1-2-2】 令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

1-2-② 学内外への周知

1) オリエンテーションでの周知

本学では、履修関係や学生生活関係の連絡事項を学生に周知し、円滑に大学生活を送ることができるよう、各学期の始めにオリエンテーションを実施している。各学部のオリエンテーションでは、履修関係の説明をする時間に、キャンパスガイドを基に建学の精神・教育理念・教育目的等を説明している。【資料 1-2-3～4】

2) 印刷物等による学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、以下に示すような様々な媒体を使って学内外へ周知している。

本学のA棟1階正面玄関廊下及びA棟5階大会議室には、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」という大きな扁額を掲示し、学生、教職員はもとより、来客者も日常的に目にすることができるようにしている。また、1階廊下の扁額の横には、開学の祖香川昌子の写真も掲示し、建学の精神の言葉をより引き立たせる工夫をしている。

卒業式・入学式の要覧の中にも「人間性の涵養と実学の重視」という言葉を掲載している。本学ウェブサイトの学長メッセージ中や大学案内にも建学の精神を掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-5～10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-3】令和5（2023）年度前期オリエンテーションスケジュール

【資料 1-2-4】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 1 頁

【資料 1-2-5】A 棟 1F 写真

【資料 1-2-6】A 棟 5F 大会議室写真

【資料 1-2-7】卒業式要覧

【資料 1-2-8】入学式要覧

【資料 1-2-9】本学ウェブサイト（学長メッセージ）

【資料 1-2-10】2024 大学案内 【資料 1-1-7】と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、令和2（2020）年4月から、新たな5ヵ年の中期計画をスタートさせている。中期計画は、本学の教育研究活動を組織的に継続させていくためにも、様々な活動を計画的に行う必要があるとの認識のもと、5年を区切りとして計画・実施している。平成31（2019）年4月から大学・短大のキャンパスを統合したことを受け、大学・短大合同の中期計画となっている。

この中期計画は、本学の使命・目的及び教育目的を反映させるために、以下に示す5つの柱を立てて具体的な計画を策定している。【資料 1-2-11】

中期計画の5つの柱

- (1) 「あなたらしさを仕事力に」するための教育改革
- (2) 知の拠点として地域社会の発展に寄与する地域貢献
- (3) 安定した志願者を確保するための入試広報改革

- | |
|--|
| (4) 学生の満足度を向上させるための事務組織、各種委員会制度の改革
(5) 健全で持続可能な法人運営のための財務改革 |
|--|

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-11】中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

本学では、学校教育法施行規則の改正に伴い、平成 29（2017）年 4 月 1 日に全学共通の 3 つのポリシーを定め、それに基づいて各学部・大学院の 3 つのポリシーを策定している。

【資料 1-2-12～14】

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的を実現するために育成する具体的な能力の達成目標として定めた教育目標に基づいて策定している。ディプロマ・ポリシーは、「学生が卒業時に身に付けている具体的能力」として、以下に示す 5 つの能力について表現している。

- | |
|--|
| (1) 人への関心と学問の理解
(2) 柔軟な思考と表現力
(3) 未知の領域に挑む意欲
(4) 知識の応用力と判断力
(5) 地域に貢献する積極的態度 |
|--|

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで示した能力を学生が身に付ける行程（教育課程）として策定している。

アドミッション・ポリシーは、各学科が実施する教育を受ける前提として高等学校で身に付けておくことが望ましい能力を「学力の 3 要素」に沿って策定している。

教学マネジメント委員会は、毎年度「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を作成し、ディプロマ・ポリシーが本学の使命・目的と適合しているか、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているか、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの整合性がとれているかなどについて確認している。【資料 1-2-15～16】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-12】本学ウェブサイト（大学紹介） 【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-2-13】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 2～3 頁、47～49 頁、63～65 頁

【資料 1-2-14】2023 年度版学生便覧（大学院） 2～3 頁

【資料 1-2-15】3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）【資料 1-1-9】と同じ

【資料 1-2-16】2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書【資料 1-1-10】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、心理学部心理学科、看護学部看護学科及び大学院人間科学研究

科の2学部2学科1研究科で構成している。【資料1-2-17～18】

いずれも、人間に対する深くて温かいまなざしと高度な専門知識・技術に裏打ちされた対面での援助を基本とする職業に直結する人材育成を目指している教育研究組織であることから、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を反映したものになっている。

各学部・大学院は、教育目的に沿ったカリキュラムを編成し、実務経験豊かな教員を数多く配置することで、実学を重視した教育研究組織を構成している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料1-2-17】宇部フロンティア大学学則 第3条 【資料F-3】と同じ

【資料1-2-18】宇部フロンティア大学運営組織規程

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的や教育目的に関しては、本学ウェブサイトを含む多様なメディアや各種の機会を捉えて周知している。今後も同様に、学内外の理解を図るべく周知に努めていく。

大学の中期計画は、大学の教育理念や学部等の教育目的実現をめざして策定されたものである。達成すべき項目は多岐にわたるが、教育の質保証に重点をおいて組織的・継続的に計画を推進していく。また、3つのポリシーについて、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、受験生や学生に分かりやすい内容になるよう継続的に点検・評価を行い、必要に応じて適切に見直しを行っていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神や本学の使命・目的及び教育目的等は学則に明示しており、本学ウェブサイトや大学案内、新入生に配布するキャンパスガイド、初年次教育での学長講話、各種の配布物を通して学内外に発信し、教職員や学生はもとより、受験生を含むステークホルダーにも周知している。本学の個性・特色である小規模大学であることを活かしたきめ細かな教育や地域貢献は、建学の精神に基づく使命・目的を具体的に反映させたものである。

3つのポリシーに関する点検・評価を毎年実施することにより、ディプロマ・ポリシーと教育目的が適合しているか確認しており、社会情勢の変化に対応して養成する人材像を見直す体制を整えている。

本学の使命・目的及び教育目的に関する役員・教職員の理解と支持を担保するために、学則変更や学校法人香川学園事業報告書の審議・決定に役員・教職員が関与する仕組みを整備している。

中期計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）は、本学の使命・目的の達成のために策定することを明記し、それに基づいて年度計画を立案・実施・達成度評価を行っている。3つのポリシーについては、3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーに基づいて継続的に評価点検を行っている。

以上のことから、基準1を満たしていると判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、本学ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧、募集要項、広報フロンティア、大学案内等に明示し、周知している。媒体や掲載スペースによっては、要約したものを掲載している。以下に、全学及び各学部・大学院のアドミッション・ポリシーを示す。【資料 2-1-1～7】

「全学」

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

(1) 求める学生像

- ・人間に対する強い関心を、理論・実践を通じて身に付けることができる人
- ・柔軟な考え方を、人の意見をよく聞く態度を通じて、身に付けることができる人
- ・フロンティア精神を、新しいことに挑戦し、課題を発見していくことで身に付けることができる人
- ・地域と世界の重要性を、ローカルな視点とグローバルな思考で地域に主体的に参加していくことで認識することができる人
- ・専門の現場で展開する幅広い教養及び専門的知識・技術・判断力を、本学の学士課程を通じて身に付けることができる人

(2) 入試選抜について

本学では、求める学生像受け入れのため、教科の試験や高等学校からの推薦、総合型選抜および大学入学共通テストを利用した試験等、多様な入試選抜を実施します。

(3) 入学前教育について

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、本学は入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。もしくは、入学までに学習しておくべき項目を提示します。

「心理学部」

心理学部心理学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

(1) 求める学生像

- ・心理学を通して人間に対する強い関心を持ち、実践活動を通じて学術を極めることが

できる人

- ・コミュニケーション能力、スキルを使い自分の考えを持つと同時に他者の意見も柔軟に取り入れることができる人
- ・常に新しいことに挑戦するフロンティア精神をもって社会で活躍しようとしている人
- ・グローバルな思考で地域に主体的に参加するために必要な素養を心理学を通して身につけたい人
- ・心理学を通して人々に笑顔を届けたいと考えている人

(2) 入試選抜について

心理学部心理学科では、求める学生像受け入れのため、教科の試験や高等学校からの推薦、総合型選抜および大学入学共通テストを利用した試験等、多様な入試選抜を実施します。

(3) 入学前教育について

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、心理学部心理学科は入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。もしくは、入学までに学習しておくべき項目を提示します。

「看護学部」

看護学部看護学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

(1) 求める学生像

- ・人々とのかかわりに関心を持ち、その人らしさを感じることができる人
- ・自分の考えを持つと同時に他者の意見も柔軟に取り入れる人
- ・新しいことにチャレンジし、自らの課題を見つけることができる人
- ・地域と世界の重要性を、ローカルな視点とグローバルな思考で地域に主体的に参加していくことで認識することができる人
- ・人々の健康に関心がある人

(2) 入試選抜について

看護学部看護学科では、求める学生像受け入れのため、教科の試験や高等学校からの推薦、総合型選抜および大学入学共通テストを利用した試験等、多様な入試選抜を実施します。

(3) 入学前教育およびプレースメントテスト・補習科目について

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、看護学部看護学科は入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。また、課題に対して入学後にプレースメントテストを行い、必要に応じて補習科目の履修を勧めます。

「大学院人間科学研究科」

人間科学研究科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜を実施します。

(1) 求める学生像

- ・人間への肯定的な関心を育み、臨床心理学の専門知識や人間・社会・自然についての洞察を活かし、地域での心理サービスに貢献していこうとする意欲のある人
 - ・心理臨床の現場において、心理サービスを求める人に対して、共感や豊かな感性を活かして相手を理解していこうとする人
 - ・これまでの学習と経験から、公認心理師や臨床心理士などの心理臨床の専門家を志す信念があり、さらに臨床心理学を学んでいくために必要な人間性を獲得している人
- (2) 入試選抜について

本大学院では、求める学生像受け入れのため、一般入試及び社会人入試を行い、面接試験を重視した入試選抜を実施します。

以上のアドミッション・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が毎年行っている3つのポリシーに関する点検・評価で検証している。【資料 2-1-8～9】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】 本学ウェブサイト（大学紹介） 【資料 1-1-3】 と同じ
- 【資料 2-1-2】 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 3 頁
- 【資料 2-1-3】 2023 年度版学生便覧（大学院） 3 頁
- 【資料 2-1-4】 2024 年度入学者募集要項（学部）
- 【資料 2-1-5】 2024 年度入学者募集要項（大学院）
- 【資料 2-1-6】 広報フロンティア（2023 年度版）
- 【資料 2-1-7】 2024 大学案内 【資料 1-1-7】 と同じ
- 【資料 2-1-8】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-9】 と同じ
- 【資料 2-1-9】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-10】 と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

1) 入学者の受け入れ組織

入学者の選考を統括する組織として、入試・広報委員会を組織している。入試・広報委員会は短大との合同委員会で、大学副学長、大学各学部長、研究科長、短大各学科長、入試広報部長及び入試広報課長で構成されている。この委員会で入学試験の可否判定案を作成し、教授会の承認を経て合格者を決定している。【資料 2-1-10】

2) 入学者受け入れの方法と工夫

本学のアドミッション・ポリシー及び各学部のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者の多様な能力・意欲等を多角的・総合的に評価することを目的に各学部、大学院研究科において多様な入学選考を実施している。【資料 2-1-11～12】

学校推薦型選抜入学試験（指定校）は、本学が指定する高等学校等の学校長により推薦された者を対象に行うもので、プレゼンテーションまたは口頭試問、面接、出願書類によ

り審査する。

学校推薦型選抜入学試験（公募制）は、出願者自身が学校長の推薦を得た者を対象に行うもので、小論文、面接、出願書類により審査する。

一般選抜入学試験は、学力試験、面接、出願書類により審査を行うもので、学力試験は国語、数学、英語から1教科を選択して受験する。

大学入学共通テスト利用入学試験は、大学入学共通テストの得点を利用する入試で、本学独自の個別試験は課さない。

総合型選抜入学試験は、予備審査で面接を行い、合格した者を本審査でプレゼンテーションまたは口頭試問、面接を行う入試である。

入学者募集要項には、各入試区分の審査方法と審査で重視する点（「学部が求める知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度・協働性」）の関係を示す表を掲載し、各入試区分で重視する点を志願者にわかりやすく伝えるように工夫している。

その他、社会人入学試験、帰国子女入学試験、外国人入学試験、編入学試験、教養履修学生入学試験を実施し、多様な背景を持つ入学者を受け入れるようにしている。教養履修学生制度は、人生100年時代を迎え、新たなキャリアへのステップアップや人生のやりがい・生きがいを追求するための「社会人の学び直し」に対応した制度で、社会人がそれぞれのライフスタイルに合わせて学び続ける場として提供している。この制度により入学した社会人は心理学部心理学科に所属し、所定の単位を修得することにより「学士」の学位が授与される。【資料2-1-13】

本学で実施している入試区分は、以下のとおりである。

心理学部心理学科	看護学部看護学科	大学院人間科学研究科
・学校推薦型選抜入学試験（指定校） ・学校推薦型選抜入学試験（公募制） ・一般選抜入学試験 ・大学入学共通テスト利用入学試験 ・総合型選抜入学試験 ・社会人入学試験 ・帰国子女入学試験 ・外国人入学試験 ・編入学試験 ・教養履修学生入学試験	・学校推薦型選抜入学試験（指定校） ・学校推薦型選抜入学試験（公募制） ・一般選抜入学試験 ・大学入学共通テスト利用入学試験 ・総合型選抜入学試験 ・社会人入学試験 ・編入学試験	・一般入学試験 ・社会人入学試験

3) 入試問題の作成

一般選抜入学試験の試験問題は学外に委託している。委託については、入試・広報委員会委員長の命を受け、入試広報課が委託先を決めている。各教科の採点委員は、事前に試験問題の問題数・内容・難易度などをチェックし、数回の確認作業を経て作成している。

また、小論文については、各学部の教員が独自に問題を作成し、最終的には入試・広報委員会で精査・確定している。

4) 大学院の入学選考

大学院人間科学研究科の入学試験は、一般入学試験と社会人入学試験を行っている。それぞれ、前期日程及び後期日程の2回実施している。入学試験の実施方法、選抜方法及び組織体制は、研究科委員会で審議して決定している。入学試験問題は研究科委員会で出題者を選び、作問する。最終的には研究科委員会で検討し作成している。採点は出題者が行う。アドミッション・ポリシーに則り、面接重視の観点から、受験者1人に対し3人の面接担当者で専門領域や一般教養、社会性、適性に至るまで十分に時間をかけた面接を行い、その結果を研究科委員会で総合的に協議し、可否の判定を行っている。

5) 検証の方法

教学マネジメント委員会において「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を策定し、点検・評価を行っている。アセスメント結果は、大学評議会・教授会に報告することとしている。

令和5(2023)年度のアドミッション・ポリシーに関わるアセスメントについては、アドミッション・ポリシーに則した入試選抜の適切性を、「選抜方法」及び「採点基準」で行っている。「選抜方法」では、多様な背景を持つ学生を受け入れる入試区分を設けているか等を、「採点基準」では、採点基準(ループリックなど)を作成しているか等を点検項目とし、入試選抜の適切性を検証している。アセスメントの結果として、不十分とされた点検項目があれば、改善のためのアクションを明示することとしている。アクションのうち、優先度が高いものを重点取組課題として抽出し、報告書の最初のページに記載している。【資料2-1-14~15】

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-1-10】宇部フロンティア大学入試・広報委員会規程

【資料2-1-11】2024年度入学者募集要項(学部) 【資料2-1-4】と同じ

【資料2-1-12】2024年度入学者募集要項(大学院) 【資料2-1-5】と同じ

【資料2-1-13】本学ウェブサイト 教養履修制度

【資料2-1-14】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー(2023年度版) 【資料1-1-9】と同じ

【資料2-1-15】2023年度3つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料1-1-10】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

心理学部心理学科は、開設初年度である令和2(2020)年度の収容定員充足率は77.1%であったが、令和3(2021)年度は75.0%、令和4(2022)年度は65.5%、完成年度を迎えた令和5(2023)年度は60.0%、令和6(2024)年度は54.8%と開設以来の定員割れの状態が継続している。看護学部看護学科は、令和4(2022)年度までは80%以上の収容定

宇部フロンティア大学

員充足率を維持していたが、令和 5（2023）年度は 72.1%、令和 6（2024）年度は 66.0% に低下した。大学全体の収容定員充足率は、人間社会学部を心理学部に改組したことで令和 4（2022）年度には 72.5%まで上昇したが、令和 6（2024）年度は 60.8%に低下した。

【資料 2-1-16】

表 2-1-1 過去 5 年間の入学者数及び収容定員充足率（単位：人）

年度	学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員 充足率
令和 2 年度	人間社会学部	福祉心理学科	—	—	230	100	43.5%
	心理学部	心理学科	70	54	70	54	77.1%
	人間健康学部	看護学科	80	62	330	284	86.1%
	計		150	116	630	438	69.5%
令和 3 年度	人間社会学部	福祉心理学科	—	—	160	62	38.8%
	心理学部	心理学科	70	52	140	105	75.0%
	人間健康学部	看護学科	80	59	330	272	82.4%
	計		150	111	630	439	69.7%
令和 4 年度	人間社会学部	福祉心理学科	—	—	80	33	41.3%
	心理学部	心理学科	70	43	215	143	66.5%
	看護学部	看護学科	80	71	330	277	84.0%
	計		150	114	625	453	72.5%
令和 5 年度	心理学部	心理学科	70	35	290	174	60.0%
	看護学部	看護学科	80	54	330	238	72.1%
	計		150	89	620	412	66.5%
令和 6 年度	心理学部	心理学科	70	36	290	159	54.8%
	看護学部	看護学科	80	43	330	218	66.0%
	計		150	79	620	377	60.8%

※人間社会学部は令和 2 年度入学生より募集を停止し、令和 5 年 3 月に廃止した。

※心理学部を令和 2 年度に開設した

※人間健康学部は令和 4 年度より看護学部に変更した

大学院では、最近の3年間を見ると、入学者数と定員充足率が40%台を保っていたが、令和6（2024）年度に63.3%まで上昇した。

表 2-1-2 過去 3 年の大学院の入学者数及び収容定員充足率（人）

	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率
令和 4 年度	15	7	30	14	46.7%
令和 5 年度	15	6	30	13	43.3%
令和 6 年度	15	14	30	19	63.3%

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-16】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、入学者を確保し、収容定員を維持することは最重要課題の一つである。令和 5（2023）年度の 2 月および 3 月に広報戦略会議が開催され、課題解決に向けた改定の方方向性、今後の検討事項が示された。令和 6（2023）年 4 月以降は大学評議会の指揮の下で検討を進め、その方策に基づいて入試・広報委員会、広報部門、入試広報課において対策を立案・実施する予定である。【資料 2-1-17】

アドミッション・ポリシーに基づく入試の実施状況については、「2022 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」において、以下のように検証した。今後、この検証結果に基づいて重点取組課題を抽出し、改善の取り組みを進めていく。【資料 2-1-18】

アドミッション・ポリシーを検証するチェックリスト	検証結果
多様な背景をもつ学生を受け入れる入試区分を設けている。	・ 2021 年度入試より、学校推薦型入試（指定校、公募制）、一般選抜入試、総合型選抜入試、社会人特別入試、帰国子女入試、外国人入試などの入試区分を設け、多様な背景をもつ学生の受け入れに対応している。
各入試区分の選抜方法は「学力の 3 要素」を多面的に評価する選考方法を採用している。	・ 選抜方法として学力試験、大学入学共通テスト、口頭試問、小論文、プレゼンテーション、面接、調査書などを採用し、入試区分ごとにこれらの方法を組み合わせ「学力の 3 要素」を総合的に評価している。 ・ 2021 年度入学者募集要項より、各入試区分における選抜方法の組み合わせと「学力の 3 要素」の関係を一覧表にして掲載している。
採点基準（ルーブリックなど）を作成している。	・ 2021 年度入試より、全学科で採点基準をあらかじめ作成している。
採点基準は、各選考方法に対応する学力の到達度（学習成果）を評価するものになっている。	・ プレゼンテーションの採点基準は、高校生活で学んだことは何か、高校生活で学んだことを入学後どのように活かすかについて発表し、その内容、発表方法、表現力を評価するものとなっている。 ・ 面接の採点基準は、志望動機、積極性、協調性、責任感、表現力、コミュニケーション能力など観点を設定して質問項目を設定している。
すべての入試区分で、入学予定者に対して入学前教育を実施している。	・ 全学科、すべての入試区分で入学前教育を実施している。 ・ 教務委員会において、各学科の入学前教育の実施内容、課題の提出・指導状況、工夫、問題点、成果、今後の改善案などを集約している。

入試区分別に、留年・退学の動向を把握している。	・2014～2019 年度入学生の卒業時の動向 福祉心理学科 退学率 11.5%、留年率 3.8% 退学者は一般選抜（A 日程・B 日程）で多く、留年者が推薦Ⅱで多い。 看護学科 退学率 4.4%、留年率 7.4% 退学者・留年者共に一般選抜（B 日程）、AO 入試で多い。
-------------------------	--

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-17】令和 6 年度入試志願者を確保するための方策の検討について（令和 5（2023）年 2 月広報戦略会議議案書および 3 月広報戦略会議議事録資料）

【資料 2-1-18】2021 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-11】と同じ

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 中期計画の策定と実施

学修支援を含む本学の使命を達成するための計画として中期計画を策定している。現計画は 2020 年度～2024 年度までの 5 か年計画となっており、学生の成長をサポートすることに重点を置いた教育（学生ファースト）を実施することにより、地域社会の発展に貢献できる人材となるために必要な知識・技術・態度を涵養することを教育目標においている。また本計画は学修支援を筆頭に「5 つの柱」を定めているのが特徴で、これらを軸に年度目標を定め、教職協働による取り組みを進めている。

2) 委員会組織

学修支援に係る会議体として、教学マネジメント委員会、教務委員会、教養教育委員会、ダイバーシティ推進委員会及び教職課程会議を設置している。各委員会・会議は、メンバーとして事務職員も参画しており、教職協働での学修支援体制となっている。【資料 2-2-1～7】

教学マネジメント委員会は、教学マネジメント委員会規程に以下の事項を審議することが規定されている。

- (1) アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに係る事項
- (2) アセスメント・ポリシーに係る事項
- (3) 教育課程の編成に係る事項
- (4) 成績評価に係る事項
- (5) 学修成果の把握・可視化に係る事項
- (6) FD、SDに係る事項
- (7) IRに係る事項
- (8) 情報公開に係る事項
- (9) その他教学マネジメントに関する事項

教学マネジメント委員会は、この中で、主に 3 つのポリシーに係るアセスメントを主たる業務としている。毎年度「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を作成し、ポリシーに基づいて IR 室が資料・データの収集・分析を行い、「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」を作成している。IR 室には教員と職員を配置し、教職協働の体制を整えている。報告書の中で改善を要する事項を重点取組課題として取り上げ、学修支援の改善に努めている。

教務委員会は、教務委員会規程に以下の事項を審議することが規定されている。

- (1) 学年暦・授業計画及び時間割に関する事項
- (2) 学生の履修・修学指導に関する事項
- (3) 学生の履修・修学環境に関する事項
- (4) 学生の休学、復学、転学(科)、留学、退学及び除籍に関する事項
- (5) その他教務に関する諸事項

教務委員会は、学年暦や時間割等、全学的な事項だけでなく、退学等の各学部の事項を審議し、それを大学評議会や教授会に諮っている。

教養教育委員会は、全学の教養教育の円滑な運営・実施を審議する委員会である。また、教職課程会議は、全学の教職課程の運営等に係る事項を審議している。

3) 事務組織

学修支援を行う事務組織として、事務部に教務課と学生課を配置している。

教務課は、教務部長の指揮を受けながら業務を遂行する。教務部長は、学長が指名した教員で、教務に関する校務を統括することを使命としており、教務委員会を始め教務関連の委員会を掌握している。教務部長と教務課は、委員会運営や学修支援上の課題等を協議しながら、教務業務を遂行している。【資料 2-2-8】

学生課は、学生部長の指揮を受けながら業務を遂行する。学生部長は、学長が指名した教員で、学生生活に関する校務を統括することを使命としており、学生生活委員会を始め学生生活関連の委員会を掌握している。学生部長と学生課は、委員会運営や学生生活上の課題を協議しながら、学生生活支援業務を実行している。学生課は、学修支援として、学生へのオフィスアワーの周知や障害のある学生への支援等を担当している。

以上のように、事務組織上も教職協働の学修支援を行っている。【資料 2-2-9】

4) 学生支援方針

本学では、学生支援を充実させるための指針として、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の5分野からなる「学生支援方針」を策定し、これに基づいて各種支援を行っている。【資料 2-2-10】

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料 2-2-1】 宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-18】 と同じ
- 【資料 2-2-2】 令和 5（2023）年度委員会構成一覧
- 【資料 2-2-3】 教学マネジメント委員会規程
- 【資料 2-2-4】 宇部フロンティア大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-5】 宇部フロンティア大学教養教育委員会規程
- 【資料 2-2-6】 宇部フロンティア大学教職課程会議規程
- 【資料 2-2-7】 ダイバーシティ推進委員会設置規程
- 【資料 2-2-8】 教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料）
- 【資料 2-2-9】 宇部フロンティア大学学生生活委員会規程
- 【資料 2-2-10】 学生支援方針（令和 4（2022）年 3 月大学評議会資料）

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障害のある学生への配慮

障害がある学生の配慮については、令和 2（2020）年 3 月に障害学生支援規程を、令和 4（2022）年 4 月にダイバーシティ推進委員会設置規程を策定し、支援体制の整備を進めている。

個別の支援に関しては、要支援学生及び保護者からの要請に基づき、ダイバーシティ推進委員会の議を経て学生ごとにワーキンググループを立ち上げ、合理的配慮の実施案を策定する。合理的配慮の実施要項は関係者間で共有され、適切な対応を実施する。【資料 2-2-11】

なお、入学者募集要項に「身体等に障害のある入学志願者との事前相談」の項目を設け、受験前からの配慮にも心がけている。

2) オフィスアワー

全ての専任教員は、特定の曜日・時間帯に学生が気軽に質問したり相談したりできるよう、オフィスアワーを実施している。オフィスアワーは、各学期の始めに学生課が教員に実施予定を調査し、集計したものを学生に周知している。周知はコロナ禍を契機に定着した Google Classroom 上で行い、学生がいつでも情報に触れ活用できる利便性を確保している。【資料 2-2-12】

3) チューター制度

本学ではチューター制度を導入し、学生が相談をし、指導を受けられる体制を整備している。心理学科では全ての学年でゼミナールを必修としているため、ゼミナール担当教員が当該学生のチューターとなる。看護学科では、学年ごとに複数のチューター教員を定め、チューター教員がどの学生を担当するか明確に定めている。チューターは、各学期の授業

開始前に担当学生の成績通知票や GPA を教務課から受け取り、個人面談でそれらを示しながら学修指導を行っている。

また、チューターは学生の生活上の相談も受けることがあり、退学や休学の希望があった場合は、学修継続の可能性を最大限模索しながら指導にあたっている。【資料 2-2-13】

4) 国家試験対策

看護学科では、学科独自の委員会として「国家試験対策委員会」を組織している。委員は、看護学科の専任教員が担当し、看護師・保健師国家試験の合格率向上のため、国家試験対策授業の計画や模擬試験を計画する等の学修支援を行っている。また、国家試験対策のための教室を確保し、年間を通じて同じ教室で国家試験対策の支援が受けられるよう配慮している。国家試験対策委員は、教授会で国家試験対策の計画や模擬試験の状況を報告し、看護学科教員全員で情報共有しながら、指導にあたっていく体制としている。【資料 2-2-14】

5) TA の活用

「宇部フロンティア大学ティーチングアシスタント取扱規程」に基づき、TA として大学院生を一部の授業で配置している。令和 5（2023）年度は、心理学部の「心理学実験Ⅰ・Ⅱ」、「情報処理演習（文書作成）・（表計算）・（インターネット）」、「集団心理療法演習Ⅰ」、「色彩心理学」、「色彩心理学演習」、「心理学統計法演習」において TA を配置し、授業支援を行った。【資料 2-2-15】

6) 成績不振学生への補習の実施

学習面につまずきが見られ成績が低迷している学生は、修学意欲の維持や当初希望していた進路の達成が困難になるばかりか、退学・休学・留年といった事態に陥ることも少なくない。そこで令和 3（2021）年度より、各学科の GPA 下位 4 分の 1 の学生を対象に、チューターが面談の上、補習プログラムを受講させている。【資料 2-2-16～17】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-11】障害学生支援規程

【資料 2-2-12】2023 年度オフィスアワー実施時間

【資料 2-2-13】2023 年度版キャンパスガイド 14 頁

【資料 2-2-14】令和 5（2023）年度国家試験対策スケジュール

【資料 2-2-15】宇部フロンティア大学ティーチングアシスタント取扱規程

【資料 2-2-16】GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料）

【資料 2-2-17】GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援の体制は教務委員会をはじめ教職協働で行っており、今後もこの体制を維持していく。退学・休学の原因分析や対策について、教学マネジメント委員会で行う 3 つのポリシーのアセスメントを通じて今後検討していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア支援に関する支援体制の整備

本学では、学生支援方針に基づいてキャリア支援を行っており、A棟 1F にキャリア支援センターを開設し、学生の進路支援を行っている。キャリア支援センターには、学生が就職先を探すための求人票や進学情報を棚に配架し、自由に閲覧できるようにしている。また、就職先の検索やエントリーのためパソコンを整備し、学生の円滑な就職活動を支援している。さらに、自宅のインターネット環境が整わずオンラインによる適正検査や面接試験の受験が困難な学生に対しては、別室を確保し受験環境を整えている。【資料 2-3-1】

キャリア支援センターには就職課を配置し、国家資格であるキャリアコンサルタントの有資格者 2 人の就職課職員が、山口しごとセンターやハローワーク、山口県障害者職業センターとの連携を密にし、本学学生への就職情報の提供や就職相談等、学生のキャリアプランの形成とその実現に向け活動を展開している。また、専門性に特化した相談・指導に対応するため、看護学生の就職活動が活発化する時期には、週 1～2 回、国立大学病院の元看護部長を非常勤職員として配置している。看護学生の就職先の選定・小論文の添削・指導などの就職活動を通して、看護観の醸成を行っている。

令和 2 (2020) 年度に新型コロナウイルス感染症対策のために開設した Google Classroom 上のキャリア支援センターは、学科別の求人票の提示、各種就職説明会等、適宜必要な情報の提供及び参考資料を掲示し、充実かつ効率的な指導を行っている。また、オンライン面接試験対策として、オンライン上での面接練習・相談も実施し、学生は、自身の状況に合わせて対面・電話・Eメール・オンラインの相談形態を選択できる体制は、遠方から通学する学生や、実習中に登校しにくい学生の負担の軽減と効率化になり定着した。令和 4

(2022) 年度は、課員作成の小論文対策講座等、内容をさらに拡充した。令和 5 年度は、山口県の若者県内定着促進事業の企業魅力発掘型イベントを誘致し、学内に開催した。より多くの学生の参加を目指し、同日、前イベントとして、就職課主催で、県内企業 50 社を解説する説明会も開催した。この 2 イベントを連動させることにより、22 名の学生が参加をし、5 名がこのイベントをきっかけとし、内定を得ることに繋がった。

採用試験のオンライン面接試験対策は、ウェブ会議システムのスキルの向上・定着にも一定の効果が出ている。看護学科学生は他県出身者や他県への就職希望者が多く、就職試験の合格が難化している隣接県での就職について、積極的、戦略的に就職支援に取り組んでいる。これまでも就職課職員がナビ系企業主催の病院合同説明会に参加し、企業や病院から直接情報を得よう活動してきた。令和 3 (2021) 年度からは、就職課職員と企業との連絡会議の実施、就活支援の増強対策を行っている。【資料 2-3-2】

全学の就職委員会のメンバーは、学生部長・各学部教員 1 人・就職課長であり、学生の就職・進路状況を細かく報告し、進路及び就職に係る指導相談に迅速に対応できるように

している。【資料 2-3-3】

2) 教育課程内のキャリア支援の実施内容

心理学科では、学生の就職力を高めるため、1 年生から 4 年前期までの期間、必修科目の「キャリアデザイン（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）」を開講している。この講義は、就職課及び心理学科の教員が連携を取り、キャリアの実務的な部分を自己分析や内的キャリアの醸成から始まり、進路の方向性の模索・選定、履歴書や小論文の徹底的な指導や、就職課の職員が面接担当者となって本番さながらの面接の練習も実施している。

看護学科は、1 年生の必修科目「基礎ゼミナール」の中で、キャリアデザインの講義を数回行っている。心理学科と同じく、就職課の職員が講義を行い、マナー講座等を行っている。【資料 2-3-4～5】

3) インターンシップの取り組み

心理学科は、教育課程の中に選択科目として「インターンシップ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」を開講し、インターンシップを実施することとしている。令和 3（2021）年度からは、「インターンシップⅠ」を開講し、コロナ禍で、中止を余儀なくされたケースも多い中、7 人が正課としてインターンシップの実施ができた。また、インターンシップの多様化で、1 day インターンシップ等、短期及び春休みに、正課外のインターンシップについても山口県インターンシップ推進協議会を経由したインターンシップにのべ 5 人が参加をしている。児童養護施設等の福祉施設への就職希望者も多いことを踏まえ、山口県福祉人材センターとの連携を強化し、就労を視野に入れた福祉施設でのインターンシップの拡充にも力を入れた。【資料 2-3-6】

看護学科は、教育課程でインターンシップを実施する科目は開設していない。しかしながら、正課外活動として、保健師志望および保健師課程への進学を検討している学生 11 人が、山口県インターンシップ推進協議会を通じて、各自治体のインターンシップに参加した。その結果、自治体で保健師の内定を得た 2 人はいずれも自治体でのインターンシップに参加しており、就職活動において一定の効果が見られた。

令和 5（2023）年度に山口県インターンシップ推進協議会を経由し、実施したインターンシップは、表 2-3-1 に示すとおりである。

表 2-3-1 令和 5（2023）年度 インターンシップ実績

年度	参加者数	派遣先企業・団体（50 音順）
令和 5（2023）年度	のべ 60 人	株式会社イズミ ゆめタウン山口 有限会社岩国メディカルサポート グループホームかえで ウェディングコートエミリア（株式会社原田屋） 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 宇部市役所 宇部商工会議所 児童発達支援センターうべつくし園

	おのだサンパーク（小野田商業開発株式会社） 児童養護施設 小野田陽光園 上宇部デイサービスセンター和喜あいあい 木下税理士事務所 児童養護施設 共楽養育園 共立工業株式会社 国際ホテル宇部 こどもサポート教室「きらり」（宇部市内2校） こども家庭支援センター清光 山陽小野田市市内図書館（2館） 社会福祉法人慈恵会 障害者支援施設 下関幸陽園 下関市役所 社会福祉法人周南市社会福祉協議会 周南市役所 済生会山口地域ケアセンター 在宅複合施設やすらぎ テレビ山口株式会社 学校法人梅光学院 萩市役所 株式会社花の海 株式会社広島企業宇部テクノロジーサイクルセンター 防府市地域交流センター アスピラート 防府市役所 防府市立防府図書館 株式会社フォーリウム 山口オーグメンテーションセンター 瑞穂糧穀株式会社 一般社団法人未来は人をつくる フリースクール おかむら塾 児童養護施設 山口育児院 山口県庁健康福祉部 山口県商工会連合会 山口県農業協同組合・宇部統括本部 山口県みほり学園 山口市役所 株式会社ライジング厚南薬局 私の家 Living/私の家 Veranda
--	--

4) 看護学科実習病院合同就職説明会

看護学部では、毎年、就職支援の一環として3年次後期の定期試験終了後に、実習病院合同就職説明会を行っている。実習病院の担当者が本学に来学し、3年生に対して就職説明会を開催している。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での説明会が実施できな

った2年間は中止を補うため、各病院個別のオンライン説明会等の情報提供を積極的に行った。令和4(2022)年度の合同就職説明会は、感染対策からオンライン参加希望の2病院はオンラインで、他7病院は対面で、時間を区分することで、全9病院参加の、同日開催が実施出来た。さらに令和5(2023)年度から、全9病院が対面にての開催をし、現役の病院勤務の卒業生も参加することで、在学生にとっては、就職後のキャリアデザインのロールモデルとしての姿を直接見ることが出来、就職への意識が高まるきっかけとなった。

【資料 2-3-7】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-3-1】学生支援方針（令和4年3月大学評議会資料）【資料 2-2-10】と同じ

【資料 2-3-2】2023年度版キャンパスガイド（学部）33～34頁

【資料 2-3-3】就職委員会規程

【資料 2-3-4】「キャリアデザイン」シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-5】「基礎ゼミナール」シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-6】「インターンシップ」シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-7】実習病院合同就職説明会（令和6(2024)年1月看護学部教授会資料）

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、心理的な支援を要する学生・発達障害の診断を受けている学生など、多様な学生を受け入れている。学生のキャリア形成支援においても、教育課程内外を通じて、在学中に、可能な限り個別性に応じた支援を行うことが求められ、学生の状況に合わせ、受け入れ先に理解を得ながら進めるインターンシップ構築も検討していく。

学外の各種支援団体等とより密な連携をとることができる力が、学内の支援者に求められており、高等教育機関の修学支援ネットワークへの加盟等も含め、関連機関との情報共有・連携体制を構築することを検討する。

就職課は、短期大学部とキャンパス統合したが、人員の増加はできなかった。業務改革を推進しているが、多様な学生を受け入れており、進路に関する支援も複雑化、難化しているため、業務の見直し、あるいは増員等が可能であるか検討する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援体制

学生生活全般にわたる支援は、学生支援方針に基づいて、学生課と全学の学生生活委員会の共同で実施している。学生課は、「学校法人香川学園事務組織規程」において、学生の生活指導及び健康管理に関すること等を分掌することが規定されており、学生生活上の業

務にあたっている。

学生生活委員会は、メンバーとして、学生部長・各学部から教員 1 人・学生課長が参画しており、学生の生活指導及び健康管理に関すること等を審議している。

学生部長は、教授の中から学長指名された者で、学生生活に関する校務を統括し、学生課及び学生生活委員会を指揮している。【資料 2-4-1～4】

2) 学生相談室

本学では、「宇部フロンティア大学学生相談室規程」を定め、学生相談室を設置している。第 2 条にその目的として、「学生の心身の健康の保持・増進に関する相談に応じ、その解決のため適切な指導を行う」ことを規定し、相談にあたっている。相談室の職員は、室長、相談員及びアドバイザーで構成し、室長は学生部長が兼ね、相談員として非常勤職員の公認心理師を 1 人配置している。相談員は月曜日と木曜日の週 2 日 9 時 00 分～17 時 00 分に、1 セッション 60 分として学生相談を行っている。アドバイザーは室長の求めに応じて学生の心身の健康の問題解決のため教職員に助言することを業務としており、相談員不在時や緊急の学生対応等において迅速かつ適切な支援につながっている。【資料 2-4-5】

学生相談室については、入学時に配布する「キャンパスガイド」に記載し、希望者は電話または学生課への申し込みで予約する。また、構内の学生が目にしやすい複数の場所に名刺サイズの相談室の案内カードを配置し周知に努めている。【資料 2-4-6】

年度末には、その年度内の相談室の利用実績を関係者間で確認し、個人情報保護を遵守の上、学生対応における課題や対応の方向性の確認を行う会合を持っている。令和 5(2023)年度の学生相談は、大学生・短期大学部生の合計で 522 セッションであり、学生本人とは別に、保護者や教員からの学生に関する相談も 8 件受けていた。【資料 2-4-7～8】

令和 5（2023）年度の利用者数は、表 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 学生相談室利用状況（単位：セッション）

相談内容	件数
就学進路及び学習相談	28
学生生活相談	38
心理教育相談	293
精神保健相談	19
その他	144
小 計	522

3) 保健室

保健室は、「学校法人香川学園事務組織規程」第 16 条第 1 項第 1 号に基づき、学生課の管轄として設置している。開室時間は月～金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分である。専任事務職員として保健師を 1 人配置し、定期健康診断の実施と事後指導・救急処置・健康相談・精神保健相談・その他の健康の維持増進について必要な専門的業務及び健康診断書作成のための手続きを主な業務としている。また、学外機関への実習が多い本学の特徴として、

実習生の感染症抗体価の把握および情報提供を求められる機会が多くなっている。このことに対応し、保健室では学生個人の麻疹・風疹・耳下腺炎等の抗体価を管理し、必要に応じた予防接種の指導と、機関からの要請に応じた抗体価リストの作成を行っている。

保健室はこれらの活動を通して学生個人の健康状態を把握し、チューターとも連携しながら、学生の健康増進・維持に努めている。【資料 2-4-9】

予防接種関連や健診後の指導など従来の業務以外に、近年増加している精神保健に関する相談にも対応している。特に学生相談員の不在時には保健室職員が対応することも多く、その内訳は大学生・短期大学部生の合計で表 2-4-2 に示すとおりである。

表 2-4-2 令和 5（2023）年度 精神保健に関する相談の来室状況（単位：人）

主訴・事案	件数
1. 修学進路に関する問題	35
2. 対人関係に関する問題	27
3. 心理面・身体面の健康上の問題	52
4. 生活上の問題	12
5. その他	9
延べ数 合計	135

4) 本学独自の奨学金制度と公的奨学金

令和2（2020）年度に奨学金関係の規程を整理し、「宇部フロンティア大学奨学金規程」及び「宇部フロンティア大学奨学金規程施行細則」にまとめた。【資料2-4-10～11】

これらの奨学金の受給者数は、表 2-4-3 に示すとおりである。

表 2-4-3 本学独自の奨学金受給者の状況（単位：人）

名称	令和 5（2023）年度
社会人特別奨学金	1
フロンティア特待生Ⅰ	10
フロンティア特待生Ⅱ	3
利子補給制度奨学金	0
推薦奨学生	17
宇部フロンティア大学附属香川高等学校特別推薦奨学生	1
合 計	32

また、本学独自の奨学金以外の奨学金制度については、日本学生支援機構奨学金・山口県をはじめとする地方公共団体・一般奨学団体の奨学金の利用がある。看護学科対象奨学金制度としては、病院・施設等の奨学金制度があり、キャリア支援センターで資料を閲覧できるようになっている。【資料 2-4-12】

5) スチューデントワーカー

本学では、学生生活の柱である「学び」と「アルバイト」の両立を応援するため、図書館業務等の一部を学生アルバイトとしてスチューデントワーカーを雇用している。スチューデントワーカーは、「キャンパスガイド」にも記載し周知している。【資料 2-4-13】

令和 2 (2020) ～3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のためスチューデントワーカーの募集をしなかったが、令和 5 (2023) 年度からは前期 6 人・後期 7 人を雇用している。

6) 社会人学生への支援

心理学部では、社会人を対象にした教養履修学生制度を設けており、この制度で入学した学生は授業料を年間 31 万 5,000 円としている。【資料 2-4-14】

7) 学生会組織とサークル活動及び大学祭への支援

学生会は学内の活動団体として、自主性を養うための教育の一環として位置づけている。学生会には本部役員の他、クラブ委員会、アルバム委員会、魁藤香祭実行委員会を置き、大学生活におけるさまざまな活動を自主的に行っている。【資料 2-4-15～17】

学生会本部では、献血活動、支援募金活動を始め新入生歓迎行事、学生間の親睦を図るスポーツマッチの運営等を行ってきた。学生課職員は、コロナ禍以降低迷しているこれらの活動の再開や継承を支援していく。

クラブ・同好会については、「学生団体および課外活動規程」を定め、学生団体のあり方や登録手続きを明確にしている。令和 5 (2023) 年 5 月現在、短期大学部と併せて運動部 6 団体・文化部 6 団体が、感染対策をとりながらも活発に活動している。学生会からクラブ・サークル費の助成を受け、活動を展開し、スチューデントハウスをクラブの打ち合わせや用具等の保管に使用している。

大学祭（魁藤香祭）は学生会がかかわる最も重要なイベントであるとともに、学生の協同性、責任性、リーダーシップ等を育成する行事でもある。学生会の呼びかけにより大学祭（魁藤香祭）実行委員会を立ち上げ（通常 5 月）、10 月末から 11 月初めの開催に向け企画・立案に取り掛かる。本学は住宅地に隣接し、屋外で音響を使用した行事を行うには周囲の理解が必要な立地条件であることから、地域住民参加型イベントを考案し、大学周辺の世帯（約 1,000 軒）にパンフレットやイベントチケット等の配布を行なうことによって、地域の方が参加できる行事として定着してきた。また、学生の真剣な取り組みや企画力が大学の同窓会組織（魁会）を動かし、毎年、産地直送の野菜市を行うなど、大学行事を全面的にバックアップしてくれている。

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、令和 3 (2021) 年度はオンライン開催、令和 4 (2022) 年度は学内者（学生・教職員）限定の対面形式での開催と実施形態を徐々に拡大、令和 5 (2023) 年度は一切の限定をなくし、従前どおり学内外問わず自由に参加できる形に戻すことができた。このように段階的に実施形態を拡大・緩和する中で、学生らには社会の一員として責任ある行動をとることの重要性が認識されていた。また、制約のある中で趣向をこらし、学生の経験を産みだす取り組みとなった。サークル活動が激減する中、活動実績の貴重な披露の場でもあるため、学生課職員も支援

し学生と職員が一体化したイベントを実施することができた。

8) 学寮

本学では、女子寮として「学校法人香川学園 宇部フロンティア大学洗心寮」を設置している。2階建てで、寮生室 24 部屋（収容定員 48 人）を 1 部屋 2 人で利用している。1・2 階にキッチン、洗濯室を設けており、学生は自由に利用できる。また、学寮には、管理人を配置し、平日は夕方 5 時から翌朝 9 時まで、休日は 24 時間の勤務体制としており、学生対応や連絡、施設管理にあたっている。学寮は、大学敷地に設置しており、通学に便利な環境を提供している。【資料 2-4-18～19】

令和 2（2020）年度は 6 月から新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖していたが、令和 3（2021）年 4 月からは 1 部屋 1 人での利用を再開し、保健室・学生課は、居室の様子の見回りや相談等の対策を行っている。令和 5（2023）年 4 月からは 1 部屋 2 人の利用に戻したが、学生が望む居住環境との乖離から入居者は減少している。

9) 保護者会

毎年 4 月下旬に保護者会を開催している。学部ごとに教育の概要、国家試験対策、就職状況などを保護者に伝える「全体会」及び、学生個人について保護者との情報共有を行う「個人面談（電話相談含む）」で構成している。個人面談にはチューターが対応し、修学に関する相談だけでなく、必要に応じて保健室や就職課からの情報提供も加え、安心できる修学環境の提供に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】学校法人香川学園事務組織規程

【資料 2-4-2】宇部フロンティア大学学生生活委員会規程 【資料 2-2-9】と同じ

【資料 2-4-3】宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-18】と同じ

【資料 2-4-4】教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料） 【資料 2-2-8】と同じ

【資料 2-4-5】宇部フロンティア大学学生相談室規程

【資料 2-4-6】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 18 頁

【資料 2-4-7】学生相談室来室記録（令和 6（2024）年 4 月大学評議会資料）

【資料 2-4-8】令和 5 年度学生相談室情報交換会議事録

【資料 2-4-9】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 19 頁

【資料 2-4-10】宇部フロンティア大学奨学金規程

【資料 2-4-11】宇部フロンティア大学奨学金規程施行細則

【資料 2-4-12】対象機関リスト

【資料 2-4-13】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 17 頁

【資料 2-4-14】本学ウェブサイト 教養履修制度 【資料 2-1-13】と同じ

【資料 2-4-15】宇部フロンティア大学学生会規則

【資料 2-4-16】学生団体および課外活動規程

【資料 2-4-17】 2023 年度版キャンパスガイド 36 頁～37 頁

【資料 2-4-18】 学校法人香川学園宇部フロンティア大学洗心寮平面図

【資料 2-4-19】 学校法人香川学園宇部フロンティア大学学寮規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の心理的な面での不調が増えてきており、保健室での相談・学生相談室の利用も多くなっている。また、学生自身で履修の登録や自身の課題スケジュールの管理等ができず、学習支援が必要と思われる学生が増加している。学生課・学生相談室・保健室の連携をしっかりと維持し、相談案件の整理を適切に行っていくとともに、学生相談室アドバイザーやチューターとも協働し、学生対応を行っていく。

学寮の入居者数の確保については、民間アパートと比較したメリットをアピールし、遠方からの通学生の入居や在学生の短期的な利用を促すなど、法人との協力体制の下、対策を実施する。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) キャンパスの位置

本学は宇部市内の中心地から数 km 程度の立地であり、中山キャンパスは、小高い丘の上に校地・校舎を構えている。周辺は、閑静な住宅街が広がっており、静かな中で教育・研究活動が行える環境となっている。文京キャンパスは、中山キャンパスから約 1 km の場所に位置しており、第二体育館を有している。【資料 2-5-1】

2) 校地

校地は大学・短大で共用しており、33,076 m²である。そのうち、校舎敷地は、9,455 m²、運動場は 2,650 m²となっている。校地については、大学設置基準第 37 条から算出される必要面積を満たしている。【資料 2-5-2】

3) 校舎等

本学の校舎、施設等の教育・研究環境については表 2-5-1 のとおり有している。校舎等も一部を除き短大と共用となっている。校舎については大学設置基準第 37 条の 2 及び別表第三から算出される基準校舎面積を満たしている。【資料 2-5-2～3】

表 2-5-1 施設等一覧

場所	棟 名	主 要 施 設
中山キャンパス	A棟 管理・研究棟	学長室、秘書室、事務室、大会議室、研究室、演習室、図書館、非常勤講師室、応接室、臨床心理相談センターほか
	B棟 講義・実習棟	大講義室、コンピュータ演習室（2 室）、講義室（B101、B102、B201、B202、B203、B301、B302、B303）、臨床心理実習室、ほか
	C棟 学生福利棟	食堂、多目的ホール
	D棟 看護学部棟	学部長室、会議室、研究室、看護実習室、実習支援室、講義室（D101、D102、D103、D201）、演習室、売店、ほか
	スチューデントハウス	部室（11 室、うち防音室 1 室）、会議室
文京キャンパス	第二体育館	

A棟は、大学の正面玄関ともなる棟で、1階に事務室を二部屋設けている。総務課・教務課・入試広報課が入る事務室と学生課・就職課・国際交流課が入る部屋である。後者の部屋は、キャリア支援センターという名称にしており、留学生も含め一体となって学生生活・就職支援を行う体制としている。学長室も1階に配置しており、事務各課から近い位置であるため、様々な案件について、すぐに学長に相談ができる環境となっている。4階には臨床心理相談センターを設置している。同センターは、大学院附属の施設として、大学院生の臨床心理実習の実習施設となっている。

B棟は、主に授業を行う棟として活用している。1階にコンピュータ演習室を2部屋設置し、授業や学生の自主学習の場所として提供している。2階には、本学で最も広い講義室である大講義室を配置し、大型のスクリーンや調光システム等を配備し、授業だけでなくシンポジウムや講演会にも利用している。

C棟は、食堂と多目的ホールから構成されている。食堂は、運営業者に業務委託している。昼食の時間帯のみの開店となっており、学生・教職員に様々なメニューを提供している。

食堂は、看護学科の国家試験受験シーズンには、国家試験の勉強の場としても活用している。多目的ホールは、災害時の緊急避難場所でもあるが、平時は短大保育学科の演習室として利用している。

D棟は主に看護学科関係の部屋で構成されているが、講義室等は全学で利用するため全てのエリアは共用であるとの認識で使用している。1階には売店を設置しており、学習で使用する文具だけでなく、昼食の弁当やジュース類も販売している。その他、1階から2階には講義室や看護学科の実習室を配置している。3階以降は研究室となっている。空いている研究室は、ゼミナール等で教員が利用できるようにしている。

学生の課外活動支援の一環として、スチューデントハウスを設置しており、大学内のクラブやサークルが部室として利用している。

D棟のそばに、運動場を整備している。運動場は、本学の使用に支障のない限りにおいて、本学付属香川高等学校の野球部の使用を許可している。平成 31（2019）年度以前は、野球同好会が使用し、また大学祭の駐車場としても活用している。

文京キャンパスに短大と共用している第二体育館を設置しており、クラブ・サークル活動で使用している。

4) 施設の運営・管理

「学校法人香川学園事務組織規程」に規定されているとおり、施設については、学園事務局管財課が施設設備の管理・修繕等を担当しており、学内各部署と連携し、計画的に維持管理するよう努めている。【資料 2-5-4】

各棟内の清掃については、清掃業者と業務委託契約を結んで廊下や講義室の清掃、学内のゴミの回収を行っている。また、回収したゴミはゴミ置き場で、燃えるゴミや不燃物を一時保管し、ゴミ収集業者と一般廃棄物処理契約を結び、定期的に回収を行っている。このように、学内の保健衛生管理に努めている。

エレベータの保守点検については、点検業者と保守契約を結び、3 カ月に一度点検を実施し、必要に応じて、消耗部品等の交換を行っている。電気の保安全管理については、保安全管理業者と委託契約を結んでいる。消防設備についても、点検業者と契約を交わし、一年に一度、学内の防火扉、シャッター、煙探知機、学内放送、排煙窓等が適切に動作するか確認している。

中山キャンパスの警備については、警備業者と警備契約を結んでおり、平日の夜間と大学の休日の日は警備員が常駐し、学内の巡回警備を行っている。警備員は、巡回以外の時間帯は、中央監視室に待機しており、同室に配置している学内の電灯を制御している機械や消防関係の機械を確認し、異常があった場合の対応等もしている。また、A棟・B棟・C棟は機械警備システムを導入している。

以上のように施設設備の保全の多くは外部に業務委託することで実施している。【資料 2-5-5～12】

5) 耐震化率

耐震化率は 90%となっており、文京キャンパスにある旧臨床心理相談センターの建物以外の A棟、B棟、C棟、D棟、スチューデントハウス、第二体育館は耐震基準を満たしている。臨床心理相談センターの移転前の建物は教育研究で使用することはないため、耐震化が問題となる校舎はない。【資料 2-5-13】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】キャンパス配置図

【資料 2-5-2】エビデンス集（データ編） 共通基礎様式 1 と同じ

【資料 2-5-3】2023 年度版キャンパスガイド（学部）40 頁～42 頁

【資料 2-5-4】学校法人香川学園事務組織規程 【資料 2-4-1】と同じ

- 【資料 2-5-5】 清掃作業委託請負契約書
- 【資料 2-5-6】 一般廃棄物処理契約書
- 【資料 2-5-7】 業務委託契約（D 棟エレベータ）
- 【資料 2-5-8】 昇降機保全契約書（A 棟 B 棟エレベータ）
- 【資料 2-5-9】 自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約書
- 【資料 2-5-10】 消防用設備点検契約書
- 【資料 2-5-11】 警備契約書
- 【資料 2-5-12】 警備業務請負契約書
- 【資料 2-5-13】 本学ウェブサイト 校舎の耐震化率について

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

附属施設としてA棟2階に設置されている図書館は、延べ床面積 593.38 m²、閲覧座席数 86 席、収納可能冊数 55,000 冊、視聴覚資料ブース 2 台が設置されており、コンパクトながら教育研究を促進するのに適切な整備が整っている。図書館の蔵書数は、和書 31,411 冊、洋書 4,590 冊の合計 36,001 冊となっている。図書館は校舎内にあるため学生のアクセスが容易で気軽に利用できる施設となっている。閲覧座席数 86 席のうち個人机 20 席には、全てに情報端子がついており、ノートパソコンを持ち込めば学内 LAN に接続し、インターネットやデータベース検索ができるように利用環境を整備している。【資料 2-5-14～17】

年間開館日数に関しては、令和 5（2023）年度は 251 日であった。図書館の利用については、表 2-5-2 に示すように順調に推移したと考えている。

令和 5（2023）年度は、停止していた学外者への来館利用を再始動させ、地域への学術資料の提供を再開させた。また、利用者への資料の提供においては、学生協働 Li-Fro の学生とともに電子資料を利用したワークショップを学内向けに企画・実施し、書籍だけではなく電子資料にアクセスし、利用する機会を提供した。

私立大学図書館協議会西地区部会中国・四国地区研究会では、『学生協働について～学びの場の支援体制に着目して～』と題して、学生と教職員が積極的に関わり合いながら実施してきたこれまでの活動を振り返りながら、図書館の学習支援体制をまとめた資料にして発表した。学外館連携事業としては、「山口県大学ミュージアム・ライブラリー連携特別展」に参加し、「うみだす」のテーマに沿って、参加型の展示方法に挑戦した。グループ活動や心理療法などに幅広く用いられるコラージュ技法を用いて、作品がうみだされるプロセスも楽しみながら学内者と学外者による共同作品を制作することが出来た。

表 2-5-2 図書館利用統計 （単位：人）

区分	令和 5（2023）年度
入館者数	16,595
貸出人数	1,667
貸出冊数	3,459
文献複写枚数	576
学外利用新規登録者数	12

2) コンピュータ演習室

コンピュータ演習室を2室設置している。コンピュータ演習室1は30台のパソコンを、コンピュータ演習室2には25台のパソコンを設置している。平日の8時30分から18時まで開室しており、授業で使用する以外は、学生がレポート作成等で自由に使用できるようにしている。新型コロナウイルス感染症対策として、各コンピュータ演習室のパソコン及び座席数を削減して運用している。【資料2-5-18】

3) 無線LAN設備

校内の無線LANアクセスポイントについては、令和2(2020)年度にエリアを拡大し、B棟内の講義室やコンピュータ演習室等でも使用できるようにし、遠隔授業を受ける際の学生の利便性向上を図った。【資料2-5-19】

4) 各実習室等

本学では、実習室として臨床心理学実習室、看護実習室を整備している。実習施設として、大学院附属臨床心理相談センターがある。

臨床心理学実習室は、B棟1階にあり、心理学科や大学院人間科学研究科の授業で頻回に使用される。同実習室は、他の講義室と違い、机一体型の可動式椅子が整備されており、グループワークがしやすい学修環境となっている。

看護実習室は、D棟の1階と2階にそれぞれ整備されており、器材準備室等に実習に必要な器具・物品を備えてある。【資料2-5-3】

臨床心理相談センターは、大学院の臨床心理士及び公認心理師養成の重要な実習施設となっており、令和5(2023)年4月からA棟4階に移転し、相談者待合室、面談室等を設けている。【資料2-5-20】

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-14】附属図書館利用案内

【資料2-5-15】サービス利用契約書

【資料2-5-16】ネオシリウス・クラウド利用規約

【資料2-5-17】「ネオシリウス・クラウド」サービス仕様書

【資料2-5-18】2023年度版キャンパスガイド(学部)36頁

【資料2-5-19】Wi-Fiアクセスポイント設置箇所

【資料2-5-20】2023年度版キャンパスガイド(学部)41頁

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の建物は、バリアフリーとなっている。5階建てのA棟、3階建てのB棟及び4階建てのD棟には、それぞれ1台ずつエレベータを設置しており、段差もないため全てのエリアに車椅子で移動可能である。多目的トイレをA棟の1階、D棟の1階と2階にそれぞれ設置しており、身障者やジェンダーへの配慮を図っている。

また、各棟の移動については、A棟とB棟は建物が繋がっており、B棟とD棟もそれぞれの2階が渡り廊下でつながっている。C棟は1階建ての建物であり、A棟・B棟・C棟・

D棟の移動は全てバリアフリーとなっている。またB棟からC棟に移動する際は、屋外の屋根で繋がっているため、雨天でも移動の利便性が高くなっている。

最寄り駅より 1.3 km離れており、バスの本数も限られるため、学生の通学のための交通手段として自動車通学を許可しており、学生専用の駐車場（193 台駐車可能）を整備している。その他、大学敷地内に学生寮を完備している。

以上のように、バリアフリー環境が整備されており、利便性、安全性を適切に確保、整備して教育研究活動の充実を図っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では受講者数が一定数見込まれ、全員を一度に授業したのでは教育効果が上がらないと思われる科目は 2 クラスに分けて別々の時限で開講している。令和 5（2023）年度看護学部においては、「エッセンシャルイングリッシュ」、「アドバンストイングリッシュ」、「メディカルイングリッシュ」を 2 クラスに分けて開講し、授業を受ける学生数の適正化を図った。また、心理学部においても、「情報処理演習（文書作成）」、「情報処理演習（インターネット）」、「情報処理演習（プレゼンテーション）」、「情報処理演習（表計算）」を 3 クラス、「英語Ⅱ」、「心理学統計法演習」を 2 クラスに分けて、同様に受講学生数の適正化を図っている。【資料 2-5-21～22】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-21】令和 5（2023）年度前期時間割

【資料 2-5-22】令和 5（2023）年度後期時間割

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に施設設備の整備として、短期大学部と共用のパソコン演習室モニター更新、A棟・B棟・C棟便座取替及びA棟階段非常灯取替更新工事を行った。このほかに施設設備の更新が必要な個所もあるため、学修環境の改善に努める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望の把握については、主に学生意見箱で行っている。意見は、学生課と学生生活委員が複数人で 2 週間に 1 回確認し、学長・教務部長・教務課長・学生部長・学生課長・図書館長等の各部署の責任者に回答を求めている。各部署は要

望の検討結果を回答文として学生課に伝える。学生意見箱の意見は学生生活委員会でも確認し、結果をまとめ学長承認後に学内掲示板に掲示している。また、教職員にもメーリングリストにより一斉配信し、情報共有している。

具体的には、図書館の開館時間および大学設備の使用時間の延長が要望された際に関係者間で検討し、可能な範囲での延長を認めるという改善につながっている。【資料 2-6-1】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-6-1】 学生意見箱回答

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生意見箱より把握された意見に対し、学生全体への回答が適切である場合は、上記同様に各部署の責任者からの回答を掲示している。一方、友人関係や恋愛に関する、よりデリケートで個人的な対応が適切であると考えられる場合は、学生相談室や保健室への個別相談を検討するよう促している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する要望としては、教室や図書館の利用時間の延長や、特にコロナ禍では、感染拡大防止のためのソーシャルディスタンスやマスク着用への意見が多く見られた。感染予防対策に関する要望については、本学が定めた対策方針及び山口県の方針に沿っていることを説明し、繰り返し理解を求めた。その他の、大学設備の補修・改善（トイレの不具合・プリンターの不調など）については、指摘に応じて速やかに対処し、対処したことを回答した。

特定の教員に対し、教授方法・内容の要望が投書された際には、該当する学部長と協議の上、教員個人への指導を行い、教育環境の改善に努めている。

学生意見の総数は、令和 5(2023)年 4 月～令和 6(2024)年 3 月において 75 件であり、内訳は、授業に関する意見 31 件、施設・設備に関する意見 22 件、その他の意見 22 件であった。この件数は令和 4(2022)年度の 77 件とほぼ同数となっており、活発な利用状況が認められた。学生の要望を汲み上げる窓口の一つとして機能していると評価する。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生掲示板の近くに投書用紙とともに設置した意見箱を通じ、学生の意見を把握し、検討する取組みを行っている。今後、学生に素早く検討結果を伝達できるよう努める。

【基準 2 の自己評価】

本学では、大学全体及び各学部でアドミッション・ポリシーを定め、ポリシーに基づいて学生を受け容れている。アドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイトや募集要項等で十分周知を行っている。収容定員充足率の低下については、本学の最重要課題の一つと捉え、全学で入学者獲得に取り組んでいる。学修支援については、学生支援方針を定めて、教職協働のもと、障害者支援、オフィスアワー、チューター制度、国家試験対策、TA 活用、GPA に基づく成績不振者への補習などに取り組んでいる。キャリア支援では、キャリアコ

ンサルタントを専任事務職員として 2 人配置し、教育課程内外で教育する体制を整備している。学生サービスについては、学生相談室をはじめ様々なサービスを展開している。学修環境については、学生の意見を取り入れ反映させる仕組みも設け、改善に努めている。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断した。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的・教育目標を踏まえて学生が卒業時に身に付けている能力として、全学及び学部・大学院のディプロマ・ポリシーを定めている。

「全学」

宇部フロンティア大学では、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を教育の基本理念とし、卒業に必要な単位数を修得し、以下に掲げる能力を身に付けた学生に、学位を授与します。

(1) 人への関心と学問の理解

人間に対して強い関心を持ち、実践活動を通じて学術を極めることができる。

(2) 柔軟な思考と表現力

柔軟にものごとを考え、人の意見もよく聴いたうえで自分の考えを主張できる。

(3) 未知の領域に挑む意欲

常に新しいことに挑戦するフロンティア精神をもっている。

(4) 知識の応用力と判断力

自ら課題を見つけ広い視野から適切な解を探ることができる。

(5) 地域に貢献する積極的姿勢

ローカルな視点と同時にグローバルな思考力を持ち、地域に主体的に参加できる。

「心理学部」

心理学部心理学科では、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を教育の基本理念とし、卒業に必要な単位数124単位を修得し、以下に掲げる能力を身に付けた学生に、学位を授与します。

(1) カウンセリングマインドと実践的理解の深化

様々な生活課題を抱えている人々および世界の人々に肯定的な関心を持ち、社会活動等を通じ、学問を深めることができる。

(2) 豊かな教養を拠り所としたアサーティブな自己表現

幅広い教養力で柔軟にものごとを考え、自分の考えも主張できる。

(3) 変化を受け入れ主体的に取り組む態度

地域社会や心理の現場において、新たな変化に怯まず、意欲的に対応することができる。

る。

(4) 心理学的知見に基づいた多面的な問題解決力

心理学やその他の幅広い分野で得た知識を基に、コミュニケーション能力やスキルを発揮して、地域社会や心理の現場で問題解決に努める。

(5) 心理学を活用した地域社会における多様な協働力

心理学を活用して人々の笑顔につながるサービスを提供する、心理の専門家や職業人として地域社会で活躍する。

「看護学部」

看護学部看護学科では、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を教育の基本理念とし、卒業に必要な単位数124単位を修得し、以下に掲げる能力を身に付けた学生に、学位を授与します。

(1) 人に寄り添う高い倫理観

生命の尊厳や基本的人権を擁護できる高い倫理観を持つことができる。

(2) 幅広い教養に基づく柔軟な思考力

幅広い教養を育むために、学問を探究し批判的思考力を持つことができる。

(3) 看護学を生涯学び続ける姿勢

看護の現象・事象に対応できる高度な専門的知識・技術を高める姿勢を持つことができる。

(4) 看護専門職としての高度な実践力

専門職としての的確な判断を行い、質の高い看護を提供する能力を持つことができる。

(5) 看護の視点から広く社会貢献する態度

グローバルな社会における看護の役割を広い視野で捉え、社会に貢献する態度を持つことができる。

「大学院人間科学研究科」

人間科学研究科では、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を教育の基本理念とし、修了に必要な単位数を修得し、以下に掲げる能力を身に付けた学生に、学位を授与します。

(1) 人間とその周囲に関わる洞察力

地域および世界の人々への肯定的な関心をもち、臨床心理学の専門知識や人間・社会・自然についての洞察を地域での心理サービスに活かすことができる。

(2) 人間の理解と支援における真摯な態度

深い人間理解と俯瞰的視野に立ち、人間の心と問題背景の理解に努め問題解決のための心理支援スキルを真摯な態度で修得し実践していくことができる。

(3) 職業的実践力

それぞれの地域や各専門領域において、心理面接・心理査定・地域支援・心理教育および臨床心理学研究など科学者―実践家モデルのもと心理臨床の専門業務を主体的に実践することができる。

ディプロマ・ポリシーは本学ウェブサイトで公開するとともに、入学時に入学生に配布する「キャンパスガイド」や「学生便覧」にも記載し、周知している。【資料 3-1-1～3】

ディプロマ・ポリシーがそれぞれの教育目的・教育目標と適合しているかは、教学マネジメント委員会が毎年行う「3つのポリシーに関するアセスメント」で検証している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】 本学ウェブサイト（大学紹介） 【資料 1-1-3】 と同じ

【資料 3-1-2】 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 2 頁、47 頁、63 頁

【資料 3-1-3】 2023 年度版学生便覧（大学院） 2 頁

【資料 3-1-4】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）【資料 1-1-9】 と同じ

【資料 3-1-5】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書【資料 1-1-10】 と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準については学則及び「宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程」「宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程」に定め、規程の内容を「キャンパスガイド」に記載して周知している。修了認定基準については、大学院学則及び「宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程」に定め、規程の内容を「学生便覧」に記載して周知している。本学ウェブサイトにも単位認定基準及び卒業認定基準を掲載し、広く一般にも公開している。また、ディプロマ・ポリシーと科目の関係を示したカリキュラムマップを作成し、「キャンパスガイド」及び「学生便覧」に記載している。【資料 3-1-6～14】

進級基準については、看護学部では「宇部フロンティア大学看護学部進級規程」を定め、規程の内容を「キャンパスガイド」に記載するとともに、授業開始前のオリエンテーションや通常の履修指導で学生に周知している。また、成績通知票送付時に進級基準を同封し、保護者にも周知を図っている。【資料 3-15～17】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-6】 宇部フロンティア大学学則 第 36 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-1-7】 宇部フロンティア大学大学院学則 第 16 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-1-8】 宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程

【資料 3-1-9】 宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程

【資料 3-1-10】 宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程

【資料 3-1-11】 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 8～12 頁、52～53 頁、69 頁

【資料 3-1-12】 2023 年度版学生便覧（大学院） 6～7 頁

【資料 3-1-13】 本学ウェブサイト 試験・成績評価・単位数・学位

【資料 3-1-14】 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 56 頁、74～75 頁

【資料 3-1-15】 宇部フロンティア大学看護学部進級規程

【資料 3-1-16】 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 70 頁

【資料 3-1-17】 保護者送付文書

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定について

大学設置基準第21条に基づき、また本学学則第16条の定めに従い、講義及び演習は15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位としている。また、実験、実習及び実技は30時間から45時間までの範囲で、本学の定める時間の授業をもって1単位としている。各学部・大学院の教育課程はこの範囲で単位を設定している。【資料3-1-16】

各授業科目の単位認定は、定期試験による成績と各授業での課題等の提出物の評価等を総合的に判断し認定される。その評価基準は次のとおりで、秀・優・良・可を合格として当該科目の単位を認定している。【資料3-1-18～19】

表3-1-1 成績の評価基準

評 価		備 考
合 格	秀	100～90 点
	優	89～80 点
	良	79～70 点
	可	69～60 点
不合格	不可	59 点以下
	未履修	3 分の 2 以上出席していない場合

また、資格取得による認定、既修得単位の認定、及び単位互換協定による単位の認定がある。

表3-1-2 資格取得による単位の認定

単位認定となる科目	単位	単位認定される資格
ライセンスイングリッシュ (看護学科)	1	実用英語検定試験 2 級以上 (財団法人日本英語検定協会)
		TOEIC500点 (公開またはIP) 以上
エッセンシャルイングリッシュ (看護学科)	1	TOEIC400点 (公開またはIP) 以上
アドバンストイングリッシュ (看護学科)	1	TOEIC450点 (公開またはIP) 以上
英語 I (心理学科)	1	TOEIC400点 (公開またはIP) 以上
英語 II (心理学科)	1	TOEIC450点 (公開またはIP) 以上

情報処理演習（表計算） （心理学科）	1	日商PC検定試験（データ活用）2級以上、あるいは、これに準ずる資格 （日本商工会議所）
情報処理演習 （看護学科）	1	日商PC検定試験（文章作成）、 （データ活用）共に2級以上（日本商工会議所）

資格取得による単位の認定は「ライセンスイングリッシュ」等の科目で、所定の資格取得で単位を認定する。この場合、入学前に取得した資格も対象になる。詳細は「キャンパスガイド」に記載している。

他大学、短期大学等で既に修得した単位は、学則第20条に基づき、内容を審査した上で、本学の単位として認定することができる。既修得単位の認定を希望する学生は、既修得単位認定願、成績証明書、シラバス等を教務課に提出する。教務委員会において、提出された書類を審査し、結果を教授会に諮り、承認されれば単位認定としている。

単位互換協定による単位認定は、単位互換協定に基づいて履修した他の大学の授業科目を本学の履修単位として認める制度である。本学では山口県立大学、山口大学との間で単位互換協定を結んでおり、山口県立大学、山口大学の授業科目の一部を履修することができる。履修した科目の単位は、本学の単位として認められる。履修方法と科目の詳細は各学期のオリエンテーションで説明している。【資料3-1-20～21】

2) GPA について

本学では、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部GPA制度に関する運用規程」を定め、GPA制度を採用している。授業科目の成績とポイントの関係は、表3-1-3のとおりである。GPAは、ポイントに単位数を乗じたものの総和を単位数の総和で除して計算する。毎学期の始めに、学生のGPAと各学年の分布図を各チューターに渡し、履修指導に活用することとしている。その他、卒業時の表彰者の選考、看護学科の保健師課程履修学生の選抜、奨学金の申請や就職推薦、キャップ制度の上限緩和、退学勧告等に活用している。【資料3-1-22～23】

各学科のGPA下位4分の1の学生を抽出し、チューター面談の上、学力不足が成績不振の原因であると判断された学生に対して、補習を行っている。【資料3-1-24～25】

表3-1-3 GPAの成績とポイントの関係

点数	成績	ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0

3) 進級について

看護学科では年次ごとに進級制度を設けており、在学学年に配当される専門教育科目の

必修科目を全て修得していないと進級できないこととしている。毎年度末の教授会で、進級判定を行い、必修科目を修得していない学生の留年を審議している。【資料3-1-26～27】

4) 卒業認定について

卒業認定は、教授会において学生の卒業要件に係る科目の修得単位数の一覧を基に、一人ひとり必修、選択等で定められた単位を修得しているか否かを確認して判定している。【資料3-1-28～29】

5) 修了認定について

大学院の修了要件単位数は、47 単位以上で、専門領域のテーマに沿った修士論文の作成が義務づけられている。修士論文の審査は、まず、修士論文審査委員（論文ごとに主査と副査各1人、審査員1人、合計3人）で審査し、その結果を研究科委員会で審議する。修士論文の審査に合格し、修了要件を満たした学生を修了認定している。【資料3-1-30～31】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-18】宇部フロンティア大学学則 第 16 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-19】宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程 【資料 3-1-8】と同じ

【資料 3-1-20】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 8～12 頁

【資料 3-1-21】単位互換協定書（山口大学、山口県立大学）

【資料 3-1-22】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部 GPA 制度に関する運用規程

【資料 3-1-23】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 9～10 頁

【資料 3-1-24】GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料） 【資料 2-2-16】と同じ

【資料 3-1-25】GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書 【資料 2-2-17】と同じ

【資料 3-1-26】宇部フロンティア大学看護学部進級規程 【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-1-27】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 70 頁

【資料 3-1-28】宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程 【資料 3-1-9】と同じ

【資料 3-1-29】2023 年度版キャンパスガイド（学部） 52～53 頁、69 頁

【資料 3-1-30】宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程 【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-1-31】2023 年度版学生便覧（大学院） 6 頁、62～65 頁

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

認証評価において、成績の判定及びGPAの算出方法について指摘を受けた。それらについて今後改善を図ることとしたい。

学生調査において、「ディプロマ・ポリシーを知っている」という質問に対して、過去の

年度の調査結果と比較して増加しているが、引き続き、各学部のオリエンテーションや初年次教育に相当する授業科目等で3つのポリシーの意義を説明するよう努める。

卒業認定・進級判定・修了認定については、引き続き、学生に適切に周知の上、厳格に適用していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、全学のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿うように各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している。本学における学部学科及び大学院研究科の教育課程は、大学の使命・目的及び学部学科等の教育目的を踏まえるとともに、大学の教育理念に明記している「総合的、横断的なものの見方」を重視し、編成されている。

「全学」

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、教育課程において以下のことを実施しています。

(1) 教育課程の編成

- ・ 広い視野で物事を考える能力を獲得するため、基礎・教養科目を開講しています。
- ・ 専門の現場における応用力や課題解決力を養うため、専門科目を基礎・基本的な科目と展開・統合的な科目の科目群に分け、それぞれから卒業に必要な単位を修得できるようにしています。
- ・ 初年次教育を重視し、1年生の必修科目に基礎ゼミナールを開講し、年間を通じて学習方法や、グループワークで自分の考えを主張する能力の修得を目指しています。

(2) 学修方法・学修過程

- ・ 学習時間を確保するため、年間の履修登録単位数の上限を定めています。また成績が優秀な学生には、追加での履修登録を認めています。
- ・ 全学的に、アクティブラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、学生が能動的な学習の仕方を身に付けます。

(3) 成績・学修成果の評価

- ・ 各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト、授業内レポート」「宿題、授業外レポート」「授業態度・授業参加度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数組み合わせ、100点満点で総合評

価します。

- ・いずれかの学年において、専門の知識・技術の確認・評価を行います。

「心理学部」

心理学部心理学科のカリキュラムは、心理学とその他の幅広い分野について学ぶことにより、複雑化した社会で課題解決ができる能力を身に付けることができるよう編成しています。同時に、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、教育課程において以下のことを実施します。

1) 2・3・4年生 (旧カリキュラム)

(1) 教育課程の編成

- ・教育課程は「基礎・教養科目」および「専門科目」からカリキュラムを構築しています。「基礎・教養科目」は入門、情報処理および語学からなる「基礎科目」、社会の理解、自然の理解、人間の理解からなる「教養科目」及び「コミュニケーション科目」と「キャリア科目」からなっており、それぞれから卒業に必要な単位を修得します。ここでは高校から大学への接続を円滑にしながら諸科学への興味関心と理解を深めると同時に、心理学の基礎的思考方法を習得してコミュニケーション能力を育成することで、柔軟な思考と表現力を高めていけるよう支援します。また、地域に貢献する積極的態度を育成するため、キャリア形成に関する科目や地域における実習を含む科目を1年次から4年次までの継続性のある教科目として配置します。
- ・初年次教育を重視し、1年生の必修科目に心理学基礎ゼミナールを開講し、年間を通じて学習方法や、グループワークで自分の考えを主張する能力の修得を目指しています。
- ・心理学の専門科目を「学部共通」、「心理学基礎科目」及び「心理学展開科目」に分け、学修する内容の順序性、関係性を踏まえて教科目を配置しています。
- ・主体的に学び、考え、様々な状況に対応できる力を身につけられるよう各科目では主体的な学びを推進しています。
- ・「公認心理師コース」では、心理カウンセラーとなって臨床心理学の知見を地域の人々の健康の増進や安心のために活かすことができるスペシャリストを養成します。このために、「研究法」と「基礎心理学」を基盤として、公認心理師に求められる「公認心理師関係」の関連科目をコースの必修科目としています。また、「ゼミナール（卒業研究を含む）」を通して未知の領域に挑む意欲と探求心を育成します。
- ・「ビジネス心理コース」では、一般業務の中で心理学やコミュニケーション力を活かしていくことができるゼネラリストを養成します。このために、「研究法」と「基礎心理学」を基盤として、ビジネス場面に求められる「ビジネス心理関係」の関連科目の履修をコースにおいて推奨しています。また、「ゼミナール（卒業研究を含む）」を通して未知の領域に挑む意欲と探求心を育成します。

(2) 学修方法・学修過程

- ・学習時間を確保するため、年間の履修登録単位数の上限を48単位と定めています。また成績が優秀な学生には、追加での履修登録を認めています。
- ・全学的に、アクティブ・ラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、学

生に能動的な学習の仕方を身に付けさせます。

(3) 成績・学修成果の評価

- ・ 各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト、授業内レポート」「宿題、授業外レポート」「授業態度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数組み合わせ、100点満点で総合評価します。
- ・ GPA (Grade Point Average) に基づいてゼミナール担当教員が学生に対して学修に関する相談を実施しています。特に2年次の「ビジネス心理」「公認心理師」コース選択時にはGPAを学生がコース選択をするための参考資料として重視しています。
- ・ 4年生の「ゼミナール（卒業研究を含む）」科目の中で、心理学についての総合的な知識・技術の確認・評価を行います。

2) 1年生（新カリキュラム）

(1) 教育課程の編成

- ・ 教育課程は「基礎・教養科目」および「専門科目」からカリキュラムを構築しています。「基礎・教養科目」は入門、情報処理および語学からなる「基礎科目」、社会の理解、自然の理解、人間の理解からなる「教養科目」及び「コミュニケーション科目」と「キャリア科目」からなっており、それぞれから卒業に必要な単位を修得します。ここでは高校から大学への接続を円滑にしながら諸科学への興味関心と理解を深めると同時に、心理学の基礎的思考方法を習得してコミュニケーション能力を育成することで、柔軟な思考と表現力を高めていけるよう支援します。また、地域に貢献する積極的態度を育成するため、キャリア形成に関する科目や地域における実習を含む科目を1年次から4年次までの継続性のある教科目として配置しています。
- ・ 初年次教育を重視し、「基礎・教養科目」・「基礎科目」・入門に、1年生の必修科目として「心理学基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」を開講し、年間を通じて学習方法や、グループワークで自分の考えを主張する能力の修得を目指します。
- ・ 心理学の専門科目を「基礎心理学科目」、「応用心理学科目」、「心理学展開科目」及び「ゼミナール・卒業研究」に分け、学修する内容の順序性、関係性を踏まえて基礎から応用まで様々な側面から心理学を学べるよう教科目を配置しています。各教科目では、主体的に学び、考え、様々な状況に対応できる力を身につけられるよう主体的な学びを推進します。「ゼミナール」において、多様な学生の進路希望に対応する履修モデルを提示して学部教育を進めます。
- ・ 「心理学展開科目」の「公認心理師関係」科目の履修と「公認心理師関係」のゼミナールを通して、心理カウンセラーとなって臨床心理学の知見を地域の人々の健康の増進や安心のために活かすことができるスペシャリストを養成します。
- ・ 「心理学展開科目」の「ビジネス心理関係」科目の履修と「ビジネス心理関係」のゼミナールを通して、ビジネス場面の一般業務の中で心理学やコミュニケーション力を活かしていくことができるゼネラリストを養成します。
- ・ 「基礎心理学科目」、「応用心理学科目」、「心理学展開科目」の科目を幅広く履修し、心理学研究総合演習と専門のゼミナールで関心あるテーマに取り組むことで、問題発見や解決のスキルを高めるとともに、それらを活用できる力を育成します。
- ・ 「ゼミナール・卒業研究」は、未知の領域に挑む意欲と探求心を育成します。

(2) 学修方法・学修過程

- ・学習時間を確保するため、年間の履修登録単位数の上限を48単位と定めています。また成績が優秀な学生には、追加での履修登録を認めています。
- ・全学的に、アクティブ・ラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、学生に能動的な学習の仕方を身に付けさせます。

(3) 成績・学修成果の評価

- ・各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト、授業内レポート」「宿題、授業外レポート」「授業態度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数組み合わせ、100点満点で総合評価します。
- ・GPA (Grade Point Average) に基づいてゼミナール担当教員が学生に対して学修に関する相談を実施しています。特に公認心理師資格試験にかかわる必修科目「心理実習」履修時にはGPAを参考資料として重視します。
- ・4年生の「卒業研究」において、心理学についての総合的な知識・技術の確認・評価を行います。

「看護学部」

1) 4年生（旧カリキュラム）

看護学部看護学科では、教育課程の編成の主要概念として、人間・健康・社会・発達・環境の5つを掲げています。そして、【人間と看護】という総合的視点にたって、看護学の専門的知識と技術を深く学んだ人材を育成するための支援をおこないます。同時に、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、教育課程において以下のことを実施しています。

(1) 教育課程の編成

- ・教育課程を教養教育科目と専門教育科目からカリキュラムを構築しています。教養教育科目では、広い視野を持ち、多元的に物事を考え、新しい状況下でも的確に対応していく力のある学士を育成するために、幅広い知識を身につけていけるよう支援します。
- ・専門の現場における応用力や課題解決力を養うため、専門科目を「看護を学ぶための基礎」「看護実践の基本」「看護実践の展開・応用」「看護学の統合」といった科目群に分け、それぞれから卒業に必要な単位を修得するようにしています。
- ・初年次教育を重視し、1年生の必修科目に基礎ゼミナールを開講し、年間を通じて学習方法や、グループワークで自分の考えを主張する能力の修得を目指しています。
- ・看護学科の主要な4つの概念である人間・健康・社会・看護とそれらの関係性にもとづき、学修する内容の順序性、関係性を踏まえて教科目を配置しています。
 - ・主体的に学び、考え、様々な状況に対応できる力を身につけられるよう、各科目では主体的な学びを推進しています。

(2) 学修方法・学修過程

- ・学習時間を確保するため、年間の履修登録単位数の上限を50単位と定めています。また成績が優秀な学生には、追加での履修登録を認めています。
- ・全学的に、アクティブ・ラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、学生が能動的な学習の仕方を身に付けます。

- ・保健師国家試験受験資格を取得したい学生は、2年次終了時にGPAや面談による選抜により、3年次以降、保健師関連科目の履修を認められます。

(3) 成績・学修成果の評価

- ・各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト・授業内レポート」「宿題・授業外レポート」「授業態度・授業参加度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数組み合わせ、100点満点で総合評価します。
- ・4年生の必修科目の中で、看護の総合的な知識・技術の確認・評価を行います。

2) 1, 2年生 新カリキュラム

看護学部看護学科では、教育課程の編成の主要概念として、看護・人間・健康・社会・発達・環境の6つを掲げています。そして、【人間と看護】という総合的視点にたって、看護学の専門的知識と技術を深く学んだ人材を育成するための支援をおこないます。同時に、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、教育課程において以下のことを実施しています。

(1) 教育課程の編成

- ・教育課程を【基礎・教養科目】と【専門教育科目】からカリキュラムを構築しています。【基礎・教養科目】では、広い視野を持ち、多元的に物事を考え、新しい状況下でも的確に対応していく力のある学士を育成するために、幅広い知識を身につけていけるよう支援します。
- ・専門の現場における応用力や課題解決力を養うため、【専門教育科目】を〈看護を学ぶための基礎〉〈看護実践の基本〉〈看護実践の展開・応用〉〈看護学の統合〉〈保健師関連科目〉といった科目群に分け、それぞれから卒業に必要な単位を修得するようにしています。
- ・初年次教育を重視し、1年生の必修科目に「基礎ゼミナールⅠ（スタディスキル）」「基礎ゼミナールⅡ（キャリアデザイン）」を開講し、年間を通じて学習方法や、グループワークで自分の考えを主張する能力の修得を目指しています。
- ・看護学科の主要な6つの概念である、看護・人間・健康・社会・発達・環境とそれらの関係性にもとづき、学修する内容の順序性、関係性を踏まえて教科目を配置しています。
- ・自ら学び、考え、様々な状況に対応できる力を身につけられるよう、各科目では主体的な学びを推進しています。

(2) 学修方法・学修過程

- ・学習時間を確保するため、年間の履修登録単位数の上限を49単位と定めています。また成績が優秀な学生には、追加での履修登録を認めています。
- ・全学的に、アクティブラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、学生が能動的な学習の仕方を身に付けます。
- ・保健師国家試験受験資格を取得したい学生は、2年次終了時にGPAや面談による選抜により、3年次以降、保健師関連科目の履修を認められます。

(3) 成績・学修成果の評価

- ・各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト・授業内レポート」「宿題・

授業外レポート」「授業態度・授業参加度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数を組み合わせて、100点満点で総合評価します。

・4年生の必修科目の中で、看護の総合的な知識・技術の確認・評価を行います。

「大学院人間科学研究科」

人間科学研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため、教育課程において以下のことを実施しています。

(1) 教育課程の編成

・臨床心理の基礎から応用まで幅広く学ぶため、教育課程を「臨床心理学基盤分野」「臨床心理学専門分野」の二つの科目群に分け、それぞれから修了に必要な単位を修得するようにしています。また周辺領域を学ぶため、「臨床科学分野」の科目群を設けています。

(2) 学修方法・学修過程

・アクティブ・ラーニングによる授業に取り組んでいます。これにより、大学院生が能動的な学習の仕方を身に付けます。また、学外における大学院生の主体的な学びにも配慮し、学会やセミナーへの参加、および地域機関での社会貢献活動を推奨しています。

(3) 成績・学修成果の評価

・各科目の評価は、「定期試験（中間・期末）」「小テスト、授業内レポート」「宿題、授業外レポート」「授業態度・授業参加度」「プレゼンテーション」「グループワーク」「演習」「実習」の8つの評価項目のうち複数組み合わせ、100点満点で総合評価します。

カリキュラム・ポリシーは本学ウェブサイトで公開するとともに、入学時に入学生に配布する「キャンパスガイド」や「学生便覧」にも記載し、周知している。【資料 3-2-1～4】

カリキュラム・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が行う3つのポリシーに関するアセスメントで検証している。【資料 3-2-5～6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】本学ウェブサイト（大学紹介） 【資料 1-1-3】と同じ

【資料 3-2-2】2023・2024 年度版キャンパスガイド（学部） 2～3 頁、48～49 頁、64 頁

【資料 3-2-3】2023 年度版学生便覧（大学院） 3 頁

【資料 3-2-4】2021 年度版キャンパスガイド 62 頁（看護学部旧カリキュラム）

2023 年度版キャンパスガイド 48～49 頁（心理学部旧カリキュラム）

【資料 3-2-5】3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-9】と同じ

【資料 3-2-6】2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-10】と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため」に教育課程を編成していることを明示しており、一貫性のあるポリシーとなっている。各学部については、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力と各授業科目の関係を示すカリキュラムマップを作成し、「キャンパスガイド」及び「学生便覧」に記載している。本学のカリキュラムマップは、縦軸を各年次、横軸をディプロマ・ポリシーに掲げる5つの身に付けるべき能力とし、表の中にそれぞれに対応する科目を配置することでカリキュラムの体系的性と順序性を明示している。【資料3-2-7～8】

また、教学マネジメント委員会が行う3つのポリシーのアセスメントにおいて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているか確認している。【資料3-2-9～10】

心理学部では、令和3(2021)年度、カリキュラムマップについて、ディプロマ・ポリシーの具体的目標の1つ「高大接続」を削除し、各ディプロマ・ポリシーの具体的目標に沿う科目を、教育課程表の科目分類と齟齬がないように設定する見直しを行った。この変更は全学年一斉適用とし、新カリキュラムマップについて、令和4(2022)年度前期のオリエンテーションやGoogle Classroomを利用して周知を図った。令和6(2024)年度のカリキュラム改訂においても、各ディプロマ・ポリシーの具体的目標に沿う科目を、教育課程表の科目分類と齟齬がないように設定した。【資料3-2-7】

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-7】2023年度版キャンパスガイド(学部) 54頁、74～75頁 2023年度版キャンパスガイド(学部) 56頁、74～75頁

【資料3-2-8】2023年度版学生便覧(大学院) 8頁

【資料3-2-9】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー(2023年度版) 【資料1-1-9】と同じ

【資料3-2-10】2023年度3つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料1-1-10】と同じ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

その年度に開講する全ての科目についてシラバスを作成し、本学ウェブサイトに掲載している。掲載内容は、「科目名」「授業形態」「履修形態」「単位数」「年次」「開講期」「担当者名」「関連する資格」「授業概要」「到達目標」「成績評価法」「評価項目・評価基準」「授業計画と概要、予習・復習内容(時間)」「アクティブ・ラーニング」「授業外学習」「テキスト、参考書、教材」「関連する科目」「課題に対するフィードバック」「備考」としている。【資料3-2-11】

各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を以下のとおり編成している。

「心理学部」

1) 2・3・4年生(旧カリキュラム)

心理学部心理学科は、基礎学力と教養を養う「基礎・教養科目」と心理学の専門知識を学ぶ「専門科目」の2つに区分し、心理学部の人材養成に必要な授業科目を配置している。

基礎・教養科目群は本学の心理学部の学生が学修する科目区分であり、基礎科目と教養科目、コミュニケーション科目およびキャリア科目の4項目に分類される。基礎科目は「入門」「情報処理」および「語学」から構成され、高校から大学への接続を図ることを目的としている。教養科目は「社会の理解」「自然の理解」および「人間の理解」から構成され、諸科学への興味関心と理解を促進することを目的としている。また、コミュニケーション科目とキャリア科目は授業形態として演習・実習を主とし、それぞれ学生のコミュニケーション技術の向上とキャリア形成を支援することを目的としている。

専門教育を行う専門科目群は、学部共通、心理学基礎科目、心理学展開科目およびゼミナール（卒業研究を含む）の4項目から構成される。学部共通は学生の心理学についての興味関心や探求心を高めることを目的としている。心理学基礎科目は「研究法」と「基礎心理学」から構成され、心理学の基礎的思考方法の修得を目的としている。心理学展開科目は「ビジネス心理関係」と「公認心理師関係」から構成され、それぞれ社会における心理学の展開と公認心理師の養成を目的としている。ゼミナールは学生の探求心をさらに高め、学修した心理学の知見を実際にどのように活かすかについて考えることを目的として2～4年次の授業科目として配置している。

履修登録単位数の上限は、年間48単位としている。【資料3-2-12】

2) 1年生（新カリキュラム）

専門科目群は、基礎心理学科目、応用心理学科目、心理学展開科目およびゼミナール・卒業研究の4項目の構成とした。基礎心理学科目は「基礎心理学」と「研究法・実験」から構成され、心理学の基礎的思考方法の修得を目的としている。応用心理学科目は、基礎心理学の研究手法や成果が、社会の具体的な問題を解明・解決するために応用されている科目群であり、そのテーマは社会生活のさまざまな領域に広がっている。心理学展開科目は「ビジネス心理関係」と「公認心理師関係」から構成され、それぞれ社会における心理学の展開と、公認心理師の養成を目的としている。ゼミナール・卒業研究は、学生の探求心をさらに高め、学修した心理学の知見を実際にどのように活かすかについて考えることを目的としており、ゼミナールは2・3年次の授業科目として配置しており、それらの成果として4年次に卒業研究に取り組むようになっている。【資料3-2-12】

「看護学部」

看護学部の教育目的は、「生命の尊厳や基本的人権を擁護できる高い倫理観、幅広い教養、豊かな人間性並びに看護の現象・事象に的確に対応できる高度な専門的知識・技術、判断力を備えた看護職者の育成」としている。看護学部看護学科の教育課程は、現在、4年生は旧カリキュラムでの教育、1・2・3年生は、第5次看護基礎教育カリキュラム改正による新カリキュラムでの教育をおこなっている。

1) 4年生（旧カリキュラム）

教養教育科目は『基本教育科目』と『コミュニケーション科目』とに区分され、それぞれに授業科目が配置されている。『基本教育科目』は、幅広い教養と総合的判断力および論理力を育成するとともに、専門教育への導入となる科目で構成されている。「日本語論」「日本語の実践」「憲法・人権論」「データの科学的な見方」「いのちの科学」の5科目10

単位が必修科目、その他の科目から10単位以上を選択科目とし、必修科目、選択科目をあわせて20単位以上履修することになっている。

『コミュニケーション科目』は、語学力と情報機器活用能力等、アカデミックスキルを獲得するための科目で「エッセンシャルイングリッシュ」「アドバンストイングリッシュ」「メディカルイングリッシュ」「情報処理演習」の4科目4単位が必修科目、その他の科目から2単位以上を選択科目とし、必修科目、選択科目あわせて6単位以上を履修する必要がある。

なお、看護学部では、大学での学修の理解を補うために、初年次生を対象に『補習科目』（数学、生物、化学、物理、英語）を配置している。

専門教育科目は、『看護を学ぶための基礎』『看護実践の基本』『看護実践の展開・応用』『看護学の統合』に分かれている。

『看護を学ぶための基礎』は「人間の理解」「健康の理解」「社会の理解」の3領域で構成されている。これらの科目は教養教育科目を基盤とした上で、看護学を理解する上での基礎的知識を身につけていく。

『看護実践の基本』は看護学の導入部分にあたり、看護の基本となる知識と理論を学ぶ。看護とは何か、保健・医療・福祉の中で看護師の果たすべき役割・責務とは何かなど、倫理的な問題を含めて学ぶとともに、基本的看護技術や看護を展開していく方法を身につける。また、実際に病院での臨地実習を行い、看護実践能力を段階的に身につける。看護の基礎となる非常に大切な部分であることから、14単位すべて必修科目である。

『看護実践の展開・応用』では、実際の患者への看護の展開方法を学ぶ。小児期、成人期、老年期の各発達段階や母性看護や精神看護など、さまざまな対象に応じた健康問題とそれに対する支援の方法や知識・技術を身につけ、臨地実習で実際に看護を展開し、看護実践能力を身につける。

『看護学の統合』は「看護の統合と実践」「統合臨地実習」「研究」から成り、「看護の統合と実践」では、入学当初から初年次教育としての位置づけにある「基礎ゼミナール」において、少人数での教育を通じて大学生活に必要な基礎的な能力を身につけるとともに看護を学習する上での基礎となる能力を育成する。また、総合的視野に立って科学的思考や問題解決能力を養うことを目的とした科目として「在宅看護論」「看護管理学」「緩和ケア論」などがある。また、4年間の看護の総まとめとして、「在宅看護論実習」と「総合看護実習Ⅰ、Ⅱ」および「研究Ⅰ、Ⅱ」がある。

なお、『保健師関連科目』は保健師国家試験受験資格取得のための科目である。すべて選択制となっており、保健師国家試験受験資格取得のためにはすべて履修する必要がある。また、『教職科目』は養護教諭一種免許状取得のための科目である。養護教諭一種免許状を取得するためには必要な科目を履修する必要がある。【資料3-2-13】

2) 1・2・3年生（新カリキュラム）

【基礎・教養科目】は、〈基礎科目〉と〈教養科目〉とに区分され、それぞれに授業科目が配置されている。〈基礎科目〉は、『入門』、『情報処理』、『語学』の3つの分野で構成されており、語学力と情報機器活用能力等、アカデミックスキルを獲得するための科目で構成している。「基礎ゼミナールⅠ（スタディスキル）」、「基礎ゼミナールⅡ（キ

キャリアデザイン)」は必修科目とし、大学生活に必要な基礎的な学習態度や学習スキルを身に付けるとともに、看護を学修する上での基盤となる能力を育成する。また情報および英語に関連した6科目9単位を必修科目としている。

〈教養科目〉は、『社会の理解』、『自然の理解』、『人間の理解』から構成され、幅広い教養と総合的判断力および論理力を育成するとともに専門教育への導入となる科目で構成している。

なお、看護学部では、大学での学修の理解を補うために、初年次生を対象に〈補習科目〉として、「生物学の基礎」、「化学の基礎」、「物理学の基礎」、「数学の基礎」、「英語の基礎」を配置している。補習科目は、入学直後に入学前教育を踏まえた内容のプレースメントテストを実施し、受講が必要と判断された学生を対象としている。

【専門教育科目】は、〈看護を学ぶための基礎〉、〈看護実践の基本〉、〈看護実践の展開・応用〉、〈看護学の統合〉および〈保健師関連科目〉に分かれている。

〈看護を学ぶための基礎〉は『人間の理解』『健康の理解』『社会の理解』の3分野で構成されている。これらの科目は教養教育科目を基盤とした上で、看護学を理解する上での基礎的知識を身につける。

〈看護実践の基本〉は看護学の導入部分にあたり、看護の基本となる知識と理論を学ぶ。看護とは何か、保健・医療・福祉の中で看護職の果たすべき役割・責務とは何かなど、倫理的な問題を含めて学ぶとともに、基本的看護技術や看護を展開していく方法を身につける。また、実際に病院での臨地実習を行い、看護実践能力を段階的に身につける。看護の基礎となる非常に大切な部分であることから、15単位すべて必修科目である。

〈看護実践の展開・応用〉では、実際の患者への看護の展開方法を学ぶ。小児期、成人期、老年期の各発達段階や母性看護や精神看護など、さまざまな対象に応じた健康問題とそれに対する支援の方法や知識・技術を身につけ、臨地実習で実際に看護を展開し、看護実践能力を身につける。

〈看護学の統合〉は『看護の統合と実践』、『臨地実習』、『研究』から成り、看護を総合的視野から捉え、科学的思考や問題解決能力を養うことを目的とした科目を配置している。また、4年間の看護の総まとめとして、「総合看護演習」「総合看護実習」および「チーム医療論」などの科目により、医療チームの中での看護職の理解と看護基礎能力を実践力へと繋げていく。

なお、〈保健師関連科目〉は保健師国家試験受験資格取得のための科目である。すべて選択制となっており、保健師国家試験受験資格取得のためにはすべて履修する必要がある。また、〈教職科目〉は養護教諭一種免許状取得のための科目である。養護教諭一種免許状を取得するためには必要な科目を履修する必要がある。

履修登録単位数の上限は、年間 49 単位とし、キャンパスガイドで学生へ周知している。

【資料 3-2-14】

「大学院人間科学研究科」

大学院人間科学研究科の教育目的は、人の心の問題を探究し、高度にして専門的な臨床心理学等の理論及び応用を教授研究するとともに、幅広い知識と実践能力を兼ね備え、社会の進展と人類の福祉に寄与・貢献できる「こころ」の専門家を養成するところにある。

本大学院における「こころ」の専門家の養成には、臨床心理学を中心とした臨床科学に関する専門的な知識と技術とともに、実践的学修と発見能力の育成が求められる。このため、教育課程は、「講義科目」だけでなく、「演習」と「実習」から編成されている。大学院における具体的な教育課程は大きく3つの分野、「臨床心理学基盤分野」「臨床心理学専門分野」「臨床科学分野」に区分され、さらに特別研究を設けている。なお、教育課程は、臨床心理士資格認定協会による領域別授業科目に対応して本大学院の授業科目を設定している。【資料3-2-15】

上述の履修登録単位数の上限については、「履修登録単位数の上限に関する規程」に定めている。同規程第2条第2項に「履修登録単位数の上限を超えて履修登録しようとする場合は、前学期までに単位を優れた成績をもって修得している学生に限り、許可されることがある。」と規定しており、成績によって、履修登録単位数の上限を緩和することとしている。この「優れた成績」の基準として、令和元（2019）年12月の大学評議会において、GPA3.0以上とすることが教務委員会から報告されている。キャンパスガイドにも履修登録単位数の上限をキャップ制として掲載し、周知している。【資料3-2-16～18】

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-2-11】シラバス 【資料F-12】と同じ

【資料3-2-12】心理学部教育課程表（旧カリキュラム） 2023年度キャンパスガイド（学部） 54～55頁

心理学部教育課程表（新カリキュラム） 2024年度キャンパスガイド（学部） 54～55頁 【資料F-5】と同じ

【資料3-2-13】看護学部教育課程表（旧カリキュラム）、2021年度版キャンパスガイド（学部） 72～73頁

【資料3-2-14】看護学部教育課程表（新カリキュラム）、2023年度版キャンパスガイド（学部） 72～73頁

【資料3-2-15】人間科学研究科教育課程表 2024年度版学生便覧（大学院） 7頁

【資料3-2-16】GPA制度の見直しについて（令和元（2019）年12月大学評議会資料）

【資料3-2-17】履修登録単位数の上限に関する規程

【資料3-2-18】2023年度版キャンパスガイド（学部） 6頁

3-2-④ 教養教育の実施

教育理念・目的達成のため、教養教育の編成・実施に係る組織として、教養教育委員会を設置しており、大学と短大の合同委員会となっている。教務部長、大学各学部長、短大各学科長、教養教育科目の担当教員のうち学長が指名した1名及び教務課長で構成されている。【資料3-2-19】

教養教育委員会では、令和元（2019）年度から、中期計画に基づき教養科目の共通化の検討が始まっている。【資料3-2-20】

また、教養教育の位置づけを理解させるためキャンパスガイドに説明を記載する検討も行い、令和2（2020）年度から、「AIと教養教育の位置づけ」について記載している。【資料

3-2-21】

現在、教養科目は学部ごとに開設されているが、授業内容が同一の科目については合同開講としている。学部ごとに科目群の名称は異なるが、社会学や生物学といった教養の基本的な部分を学ぶ科目群と、語学や情報処理といったコミュニケーションを学ぶ科目とに大別している。そして、大別したそれぞれの科目群から、卒業に必要な単位数を修得するようにしており、偏った学修とならないようにしている。【資料3-2-22】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-2-19】 宇部フロンティア大学教養教育委員会規程 【資料 2-2-5】 と同じ

【資料 3-2-20】 中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度） 【資料 1-2-11】
と同じ

【資料 3-2-21】 2023 年度版キャンパスガイド（学部）6～7 頁

【資料 3-2-22】 2023 年度版キャンパスガイド（学部）51～52 頁、66～67 頁

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) シラバスの改善

シラバスの記載内容の水準を高めるためにシラバス作成要領を作成し、シラバス記載のポイントを周知している。本学では、平成 27（2015）年度より、アクティブ・ラーニング（協同学習、グループ活動、学生と教員の積極的な応答学習、プレゼンテーション等）を全科目に導入している。シラバスの各授業回数の横にアクティブ・ラーニングについて記載する欄を設け、実施するアクティブ・ラーニングの形式を記入するようにしている。毎回の授業でアクティブ・ラーニングを求めるわけではなく、15 回授業のうち複数回アクティブ・ラーニングを行うことを求めている。【資料 3-2-23～24】

各教員が作成したシラバスは、教務委員がチェックし、記載漏れなど不備がある場合は学部長が指導している。【資料 3-2-25】

2) アクティブ・ラーニング実践報告

教授方法の改善を進める組織として、FD・SD 委員会がある。FD・SD 委員会は、研修会の企画運営を行い、教授方法の改善を図っている。令和元（2019）年度より全学 FD・SD 研修会において「アクティブ・ラーニング実践報告」を行っており、各教員が実践している事例を発表し、質疑応答を交え、アクティブ・ラーニングの理解を深め、授業改善のノウハウを教職員で共有している。また、発表された事例は Google Classroom に作成したクラスに掲載することで、すべての教員がいつでも閲覧できるようにしている。【資料 3-2-26～27】

3) ティーチングポートフォリオ（TP）を活用した教育活動の評価

令和 3（2021）年度より、教員が自らの教育活動を点検・評価することで教育力を向上させることを目的として、ティーチングポートフォリオ（TP）を活用した教育活動の評価制度の導入に向けた取組みを開始した。令和 3（2021）年度は、大学評議会において制度の骨子・素案を検討すると同時に、全教員を対象に FD の一貫として TP に関する理解を深めるための TP 作成ワークショップを開催し、TP 作成マニュアルを配布して TP を試行的に作成

した。教員は各自が作成した TP について学部長と面談し、学長に提出した。提出された TP のうち学内公開に同意したものは、Google Classroom に作成したクラスに掲載して、すべての教員がいつでも閲覧できるようにしている。令和 4（2022）年度は「教員の教育活動の評価に関する規程」を定め、TP を活用した教育活動の評価を本格実施した。【資料 3-2-28～29】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-23】シラバス 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-24】シラバス作成要領（2023 年度版）
- 【資料 3-2-25】シラバスチェックの依頼及び集計結果
- 【資料 3-2-26】令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料
- 【資料 3-2-27】アクティブ・ラーニング実践報告集
- 【資料 3-2-28】教員の教育活動の評価に関する規程
- 【資料 3-2-29】ティーチングポートフォリオ作成マニュアル

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生調査において、「カリキュラム・ポリシーを知っている」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した学生の割合が一昨年度および昨年度調査結果と比較して増加（24.6%→48.1%→53.4%）していた。入学時から機会をとらえてカリキュラム・ポリシーについて説明している効果が表れているものと考えられることから、引き続き、各学部のオリエンテーションや初年次教育に相当する授業科目等で3つのポリシーの意義を説明するように努める。

教養教育については、中期計画で計画しているとおり、学部共通に開講していく教育課程を検討する。

アクティブ・ラーニングは学生の学修力向上の重要な学修方法であるとともに、教員にとっては教育力向上の重要な教育方法でもある。今後もアクティブ・ラーニング実践報告を継続することで優れたノウハウの蓄積に努め、アクティブ・ラーニングを組織的に展開していく。また、ティーチングポートフォリオ（TP）を活用した教員の教育活動の評価制度の本格実施に向けた取組みを進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー

3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、教学マネジメント委員会で行っている。教学マネジメント委員会は、「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を毎年度作成し、学修成果の点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、「DP、CP の策定・公表・周知」、「管理・運営体制」、「教育の実施」「主観的学修成果（到達度、満足度）」及び「客観的学修成果到達度」を点検項目としており、そのうち学修成果については、「主観的学修成果（到達度、満足度）」及び「客観的学修成果到達度」の項目で点検・評価している。アドミッション・ポリシーについては、「AP の策定・公表」、「選抜方法」、「採点基準」、「入学前教育」、「入学後の追跡調査」及び「卒業後の追跡調査」を点検項目としており、そのうち学修成果については、「入学後の追跡調査」及び「卒業後の追跡調査」の項目で点検・評価することとなる。

「主観的学修成果（到達度、満足度）」については、「学生は、主体的に学修している。」、「学生は、十分な学修時間を確保している。」、「学生は、自己の成長を実感している。」、「学生は、自己の学修成果に満足している。」の 4 つをチェック項目とし、授業評価（出席率、受講態度、予習復習時間、学習到達度、満足度に関する項目）、学生生活実態調査、学習行動調査、満足度調査をエビデンスとして点検・評価することとしている。

「客観的学修成果到達度」については、「学生は、DP で想定している能力を身に付けている。」をチェック項目として各学部が行う DP 達成度評価により点検・評価することとしている。

「入学後の追跡調査」については、「入試区分別に、休学・留年・退学の動向を把握している。」をチェック項目とし、休学者数・留年者数・退学者数（入試区分別、学科別、学年別）をエビデンスとして点検・評価することとしている。

「卒業後の追跡調査」については、「卒業生の動向を把握している。」をチェック項目とし、就職率、卒業生調査、就職先調査をエビデンスとして点検評価することとしている。

2) 学部レベルでの学修成果の把握

学部レベルでの主観的及び客観的学修成果を可視化する方法を検討し、達成状況を評価している。

心理学部では、令和 3（2021）年度に主観的学修成果の可視化ツールとして作成した自己評価式質問紙を用いて、令和 3（2021）年度入学生（第 2 期生）を対象として、心理学部ディプロマ・ポリシーに基づく 6 項目（DP2 に関しては 2 項目設定した）について、2 年次終了時での学修成果の主観的評価を測定した（有効回答数 20）。その結果、DP1「カウンセリングマインドと実践的理解の深化」（80%）と DP2「豊かな教養を拠り所としたアサーティブな自己表現」（85%）については 8 割以上の学生が達成している方向で評価していた。また、DP3「変化を受け入れ主体的に取り組む態度」（55%）、DP4「心理学的知見に基づいた多面的な問題解決力」（55%）、DP5「心理学を活用した地域社会における多様な協働力」についても半数以上の学生が達成できている方向で評価していた。DP1 と DP2 についての主観的評価の結果は、初年次教育、キャリア教育、教養教育、並びに心理学基礎科目の学修を通して一定の成果が得られていることを示すものであり、DP3、DP4、DP5 についても、継続するキャリア教育と 3 年次以降の心理学専門科目の学修を通してさらに達成されている

との自己評価が増えてくるものとする。

客観的学修成果については、同様に令和 3（2021）年度入学生（第 2 期生）を対象として、各ディプロマ・ポリシーに関連する科目群の GPA を用いて可視化した。DP1 関連科目群に対する平均 GPA 2.86（SD 0.68、中央値 2.94）、DP2 関連科目群に対する平均 GPA 2.86（SD 0.63、中央値 2.93）、DP3 関連科目群に対する平均 GPA 2.98（SD 0.69、中央値 3.00）、DP4 関連科目群に対する平均 GPA 2.63（SD 0.76、中央値 2.82）、DP5 関連科目群に対する平均 GPA 3.11（SD 0.75、中央値 3.00）といずれのディプロマ・ポリシーも相対的に高い達成度といえる。

客観的学修成果と主観的学修成果との関連性については、各ディプロマ・ポリシーの客観的学修成果の GPA の分布を 5 段階に変換し直した度数分布と、主観的学修成果の度数分布との間で Pearson の積率相関係数を求めて検討した。いずれもの指標も無記名であるので、厳密な対応づけはできないものの、指標の分布に関する相関は、DP1 で.747、DP2 で.822、DP3 で.823、DP4 で.743、DP5 で.146 と、DP5 を除くディプロマ・ポリシーについて比較的高く、客観的学修成果と主観的学修成果はよく対応していた。【資料 3-3-2】

令和 5（2023）年度には、令和 2（2020）年度入学生（第 1 期生・4 年生）と令和 4（2022）年度入学生（第 3 期生・2 年生）を対象に、上記同様の主観的学習成果と客観的学習成果の測定を行った。主観的学習成果については、2 年生（有効回答数 35）で各 DP をほぼ達成したと自己評価した学生の割合は、DP1 が 74%、DP2 が 89%、DP3 が 66%、DP4 が 63%と、6 割以上であったが、DP5 については達成していると評価した学生は 49%と 5 割に達していなかった。他方、4 年生（有効回答数 20）では、DP1 が 90%、DP2 が 80%、DP3 が 80%、DP4 が 90%と、大多数の学生が DP を達成したと自己評価した。しかし、DP5 については 55%と低い割合であった。

客観的評価については、2 年生（35 人）では、DP1 関連科目群に対する平均 GPA 2.89（SD 0.64、中央値 2.94）、DP2 関連科目群に対する平均 GPA 2.95（SD 0.49、中央値 2.90）、DP3 関連科目群に対する平均 GPA 2.74（SD 0.64、中央値 2.50）、DP4 関連科目群に対する平均 GPA 2.56（SD 0.53、中央値 2.71）、DP5 関連科目群に対する平均 GPA 3.11（SD 0.70、中央値 3.50）といずれのディプロマ・ポリシーも相対的に高い達成度といえる。4 年生（37 人）では、DP1 関連科目群に対する平均 GPA 2.90（SD 0.60、中央値 2.97）、DP2 関連科目群に対する平均 GPA 3.19（SD 0.54、中央値 3.32）、DP3 関連科目群に対する平均 GPA 3.57（SD 0.43、中央値 3.67）、DP4 関連科目群に対する平均 GPA 2.93（SD 0.51、中央値 2.96）、DP5 関連科目群に対する平均 GPA 3.16（SD 0.71、中央値 3.25）と、2 年生同様、いずれのディプロマ・ポリシーも相対的に高い達成度となっていた。特に、DP2、DP3、DP4 については、2 年生より有意に高い平均を示した。縦断的比較ではない制約はあるが、3 年生以降の専門教育による成果と見なしたい。

客観的学修成果と主観的学修成果との関連性については、個人の評価値を用いて Pearson の積率相関係数を求めて検討した。2 年生（35 人）では、DP2 を除いて両指標の相関は認められなかったが、DP2 では.304 と弱い相関が得られた。4 年生（20 人）では、両指標間の相関はいずれも負の値を示し、特に DP1 については-.466 と中程度の負の相関が認められた。令和 5（2023）年度と異なり、個人を対応づけた場合、両指標間の相関が低いことは、主観的評価指標あるいは客観的評価指標のどちらか、あるいは両方の指標の見直

しを検討すべきことを示唆する。令和 6（2024）年度も引き続き令和 5（2023）年度の評価指標を用いた検討を行った上で、その結果によっては指標の見直しを検討したい。【資料 3-3-2】

看護学部のディプロマ・ポリシーの到達度を 5 つの柱を平均値でみると、「人に寄り添う高い倫理観」の 6 項目（合計 24 点）では、学年全体の平均が 16.7 点で 2 年生と 4 年生が 16.5 点と最も低く、その他の学年も 16 点台であった。「幅広い教養に基づく柔軟な思考力」の 8 項目（合計 32 点）では、学年全体の平均が 21.0 点で各学年とも 20～21 点台だった。

「看護学を生涯学び続ける姿勢」の 6 項目（合計 24 点）では、学年全体平均が 17.3 点で、各学年とも 17 点台だった。「看護専門職としての高度な実践力」の 8 項目（合計 32 点）では、学年全体平均が 27.5 点で学年が上がるにつれて高くなり、4 年生が 28.0 点と最も高かった。「看護の視点から広く社会貢献する態度」の 6 項目（合計 24 点）では、学年全体の平均が 18.3 点で、最も低いのは 4 年生の 17.6 点で学年が上がるに従って下がっていた。

【資料 3-3-3】

3) 卒業生調査

ディプロマ・ポリシーを踏まえた在学中の学びの成果を、卒業生がどのように認識しているかを明らかにするため、令和 5（2023）年 4 月に卒業直後から卒後 2 年目までの 3 学年分の卒業生を対象とした調査を行った。コロナ禍を契機に学生一人一人が持つこととなった Gmail アドレスを活用してメール調査を行った。【資料 3-3-4】

4) 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書

教学マネジメント委員会は、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメントした結果を記載したアセスメント報告書を作成する。この報告書は、前述の点検項目に付随したチェック項目の点検・評価結果を、「所見」、「アセスメント」、「アクション」に分けて、それぞれの内容を記述している。また、報告書の末尾に資料編として、学生調査や授業アンケート結果を付して、エビデンスに基づく点検・評価結果としている。

「アクション」の一部は、「重点取組課題」として、報告書の最初のページにまとめ、取り組むべき課題を明確にしている。アセスメント報告書は、単なる点検・評価結果の報告にとどまらず、PDCA サイクルのアクションを示す役割を持っている。【資料 3-3-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版） 【資料 1-1-9】と同じ

【資料 3-3-2】 心理学部 学修成果の可視化（ディプロマ・ポリシー関連科目の達成度）について

心理学部 学修成果の可視化（ディプロマ・ポリシー関連科目の達成度）について（2020 年度入学生）

心理学部 学修成果の可視化（ディプロマ・ポリシー関連科目の達成度）について（2022 年度入学生）

【資料 3-3-3】 看護学部 主観的学習到達度を測定する質問紙及び集計結果

【資料 3-3-4】 卒業生調査の集計結果

【資料 3-3-5】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書【資料 1-1-10】と同じ

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」は、大学評議会で報告された後、各教授会で周知される。アクション（改善案）のうち、優先順が高く、早急に改善の取り組みが必要なものは重点取組課題として取り上げ、各担当部署で改善に取り組んでいくことになっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度より「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」の作成・運用を開始した。今後は、アセスメント・ポリシーに定める学修成果の点検・評価について、内容や方法を改良し、より良いものにしていく。

卒業生調査や就職先調査が十分に実施できていないため、アドミッション・ポリシーのアセスメントが不十分な個所がある。今後、実施できるよう検討し、アセスメントの精度を高めていく。

【基準 3 の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則等に適切に定められ、厳格に運用されている。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーを定めて、教育課程の編成を行っている。カリキュラムマップを作成することでディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されていることを確認している。また、カリキュラム・ポリシーに基づいて教養教育や教授方法の改善を組織的に行っている。学修成果の点検・評価は、「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて実施しており、アセスメント結果から重点取組課題を抽出し、改善に取り組むことで教育改善のPDCA サイクルを確立している。

以上のことから、基準 3 は満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、学則第9条第2項及び運営組織規程第2条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する。」と規定しており、学長が最終意思決定者として、権限があることを明確にしている。【資料 4-1-1～2】

学長の下には、教務部長、学生部長、入試広報部長を置き、大学・短大の専任の教授の中から選任している。教務部長は教務に関する校務を、学生部長は学生生活に関する校務を、入試広報部長は入試広報に関する校務を、それぞれ統括し、学長を補佐している。各部長は、学長と調整を図りつつ、担当する校務を遂行している。

また、学長の下に副学長を配置している。副学長は、運営組織規程第3条第2項において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。副学長は、「副学長選考規程」に基づき、学長が理事長と協議し、理事会に推薦した者から決定することとなっており、学長同様理事会の選任となっている。副学長の具体的な業務については「学長裁定」により規定している。【資料 4-1-3～4】

大学の管理・運営に関する意思決定を迅速に行うため、最高審議機関として短大と合同の大学評議会を置いている。大学運営の重要事項は、大学評議会にて審議されている。大学評議会委員は、学長、副学長、学部長（大学）、学科長（短大）、研究科長（大学院）、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長、附属図書館長、附属国際交流センター長、附属地域研究所長、附属臨床心理相談センター長、学部長または学科長の申出による教授で構成しており、学長が議長を務めている。審議した事項について、最終的に学長が決定することになっている。また、決定された事項のうち、学則変更等理事会に諮ることとなっているものについては、理事会の審議事項として上程され、学長が説明している。【資料 4-1-5】

各学部に教授会、大学院に研究科委員会を設けている。これらの機関は、大学評議会の審議事項の報告を受け、決定した事項を実施し、学長の求めに応じて意見を述べる役割を果たしている。

また、学長は、教学マネジメント委員会の議長を務めており、教学マネジメントに関するリーダーシップを発揮できる体制となっている。【資料 4-1-6】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】 宇部フロンティア大学学則 第 9 条 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 4-1-2】 宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-18】 と同じ
- 【資料 4-1-3】 宇部フロンティア大学副学長選考規程
- 【資料 4-1-4】 学長裁定（令和 6（2024）年 4 月大学評議会資料）
- 【資料 4-1-5】 大学評議会規程 【資料 1-2-1】 と同じ
- 【資料 4-1-6】 教学マネジメント委員会規程 【資料 2-2-3】 と同じ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

1) 教務部長、学生部長、入試広報部長

学長は、前述のとおり校務の全般的な決定者であり、最終意思決定者でもある。学長業務のうち、教務、学生生活、入試広報を分掌する者として、教務部長、学生部長、入試広報部長を選任している。【資料 4-1-7】

各部長は、所轄する委員会等の長となっており、担当の校務を統括している。各委員会で審議した事項を、内容によって大学評議会や教授会に付議する他、委員会議事録をメーリングリストによって全教職員へ伝達している。

2) 副学長

学則第 10 条第 2 項及び運営組織規程第 3 条第 2 項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定し、副学長を 1 人配置している。副学長の具体的な業務は学長裁定により規定され、入試広報部長、教務部長、学生部長のいずれか 1 つまたは複数を兼務することになっている。その他、不正防止計画推進室室長など重要な役割を担っている。【資料 4-1-4】

3) 大学評議会と教授会

最高審議機関として大学評議会を設置し、大学の管理・運営に関する重要事項に関して学長が意思決定するにあたり、以下の事項を審議することとしている。【資料 4-1-5】

- (1) 中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関する事項
- (2) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (3) 規程等の制定又は改廃に関する事項
- (4) 学生確保に関する事項及び入学試験等に関する事項
- (5) 学生の生活支援等に関する重要事項
- (6) 教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項
- (7) 教員配置に関する事項
- (8) その他学長が認めた教育研究に関する事項

また、各学部教授会を設置している。教授会の役割は、学長が決定するにあたり意見を述べる旨を規定しており、以下の事項を審議することとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(5) 学生の身分に関する事項

その他、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができるとしている。【資料 4-1-8～9】

このように、大学評議会と教授会の役割を明確にしている。また、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定される、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、学長裁定により、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績等の審査に関する事項及び学生の身分に関する事項と規定している。各教授会規程は、大学評議会の議を経て学長が定め、各教授会で周知される。

4) 教学マネジメント委員会

大学評議会の審議事項のうち、「(6) 教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項」を審議し、全学的な教学マネジメントを策定するため、教学マネジメント委員会を設置している。委員は、学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、大学各学部長、短大各学科長、研究科長、事務部長、専門的支援スタッフ、学生代表及び外部委員で構成されている。学長が委員長となり、専門的支援スタッフとして教務課長が委員として参加している。【資料 4-1-10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-7】 教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料） 【資料 2-2-8】 と同じ

【資料 4-1-8】 宇部フロンティア大学心理学部教授会規程

【資料 4-1-9】 宇部フロンティア大学看護学部教授会規程

【資料 4-1-10】 教学マネジメント委員会規程 【資料 2-2-3】 と同じ

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学評議会には、事務職員として事務部長が委員として参画している。また、オブザーバーとして総務課長、教務課長、入試広報課長、学生課長、就職課長、国際交流課長が出席することで、大学の管理・運営に関する重要事項の審議状況を把握し、決定事項を迅速に実施する体制を取っている。教務部長、学生部長、入試広報部長は、それぞれ担当事務職員と連携し、大学評議会に議題を上程している。

教学マネジメント委員会には、事務職員として事務部長及び教務課長が委員として参画している。IR 室には、他の課と兼務ではあるが担当事務職員を 1 人配置しており、IR に関する業務の一端を担っている。【資料 4-1-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-11】 IR 室運営規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制に関する各種規程等を整備し、適切に運営している。副学長の業務を学長裁定により具体的に規定している。大学評議会などに

職員が委員またはオブザーバーとして参加、関与することで教学マネジメントを教職協働で遂行する体制を整えている。今後も、関連する規程等を遵守し、教学マネジメントの向上に努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学部専任教員数は、教育目的達成のために展開している教育課程に応じて配置しており、大学設置基準を満たしている。大学院の研究指導教員数及び研究指導補助教員数については、大学院設置基準を満たしている。看護学部では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定されているとおり、保健師養成所として保健師の教育内容を教授する保健師資格を有する専任教員 3 人以上を満たしている。看護師養成所として看護師の教育内容を教授する看護師資格を有する専任教員 8 人以上についても満たしている。【資料 4-2-1～2】

教員の採用・昇任については、「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手続きに関する規程」及び「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程」に基づいて実施している。各職階の要件については、「宇部フロンティア大学教員選考基準規程」に基づいた「教員採用審査基準及び昇任審査基準」に定めている。教員の公募に当たっては、以下に示す本学が求める教員像を公募要項に明示している。【資料 4-2-3～7】

本学が求める教員像

- ・建学の精神、大学の使命・目的、3つのポリシーを十分に理解し、その実現に向けて主体的に取り組むことができる人
- ・新しいことに挑戦するフロンティア精神を持ち、熱意を持って教育を推進することができる人
- ・高度な専門知識または実務経験により本学の教育を担当する能力を有するとともに、継続的にその資質・能力の向上に努めることができる人
- ・学生支援に対して熱意をもって積極的に貢献することができる人
- ・大学運営における自らの役割を理解し、本学の発展のために他の教職員と協働できる人

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1

【資料 4-2-2】指定学校概況調査 教員組織表

【資料 4-2-3】宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手

続きに関する規程

【資料 4-2-4】 宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程

【資料 4-2-5】 宇部フロンティア大学教員選考基準規程

【資料 4-2-6】 教員採用の審査基準（2023 年度）

【資料 4-2-7】 教員昇任の審査基準（2023 年度）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FDについては、FD・SD委員会、大学評議会の下部組織である教学マネジメント委員会及び各学部・研究科単位で組織的に行っている。

FD・SD委員会は、「宇部フロンティア大学FD・SD委員会規程」に基づき、「教員の授業内容及び方法の改善を図るため、および事務職員の業務の向上と改善を図るための組織的な研修及び研究を推進するため」の組織として活動している。学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長及び事務部長を委員とし、学長が委員長を務め、FD・SD実施方針に基づいてFD・SD研修会実施計画を立案して実施している。【資料4-2-8～10】

教学マネジメント委員会は、大学評議会の審議事項のうち、「教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項」を審議するための委員会として位置づけられている。教学マネジメント委員会規程の審議事項に、「FD、SD に係る事項」が規定されており、教育改革上求められるFDの企画実施を行っている。令和5（2023）年度は、アクティブ・ラーニング実践報告及び学生調査集計結果の概要（速報）について研修を行った。【資料4-2-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-8】 宇部フロンティア大学 FD・SD 委員会規程

【資料 4-2-9】 FD・SD 実施方針

【資料 4-2-10】 令和 5 年度 FD・SD 研修会年間計画

【資料 4-2-11】 令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料 【資料 3-2-26】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の教員数について、今後も大学設置基準を満たすよう、計画的に教員配置及び採用計画を進めていく。教員の採用・昇任に当たっては、求める教員像を明確にし、毎年定める採用基準や昇任基準に明記し、公募要項にも記載する。

FD 研修会については、年度のはじめに「実施方針」及び「年間計画」を作成し、計画的に実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

職員の資質・能力向上の取り組みについては、学園事務局が主催するもの、大学が実施しているもの、外部研修に参加させているものがある。

大学が実施する SD については、FD・SD 委員会と学園事務局を実施主体として行っている。FD・SD 委員会が企画する SD 研修会には、副学長、入試広報部長、教務部長、学生部長、学部長の参加を義務付けている。

また、学園事務局が企画する SD 研修会では、経験年数に応じ、ビジネスマナーや会計の知識を習得するような研修会を実施していたが、令和 3 (2021) 年度以降は新型コロナウイルス感染症のため実施を見合わせており、令和 5 (2023) 年度も実施できなかった。

最近 3 年間の SD 研修会で取り上げたテーマは以下のとおりである。【資料 4-3-1～3】

令和 3 (2021) 年度	大学内部質保証力向上支援ツールを学ぶ
令和 4 (2022) 年度	チームビルディング
令和 5 (2023) 年度	障害学生支援の現状と具体的な支援のポイント ※

※ 令和 5 年度は全学 FD・SD を実施

その他、外部の研修として私立大学協会中四国支部が主催する研修会にも、毎年事務職員を派遣し、業務上の知見獲得をさせている。令和 5 (2023) 年度は、学生課・就職課が日本私立大学協会中国・四国支部分化会に参加した。また、就職課はインターンシップに係る勉強会に参加した。

令和 4 (2022) 年度からは、FD・SD の実施方針を定め、その目的に基づいて計画的に実施することに取り組んでいる。【資料 4-3-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】 令和 3 (2021) 年度 SD 研修会案内・研修資料

【資料 4-3-2】 令和 4 (2022) 年度 SD 研修会案内・研修資料

【資料 4-3-3】 FD・SD 実施方針 【資料 4-2-9】 と同じ

【資料 4-3-4】 令和 5 (2023) 年度 FD・SD 研修会年間計画 【資料 4-2-10】 と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4 (2022) 年度から FD・SD の年間計画策定に取り組んでいるが、周知の時期が年度初めとなっていない。今後は、周知の時期を見直し、更なる計画性の向上に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究室については、一部の専任教員以外は職階に関係なく、一人一部屋を確保している。看護学科の助手・助教については、通常の研究室より広い研究室を複数で利用している。各席をパーティションで区切り、研究が実施しやすい環境としている。【資料 4-4-1】

本学では、学術研究成果を地域に発信することを目的の一つとして、宇部フロンティア大学附属地域研究所を設置している。「附属地域研究所規程」を定め、学長指名の所長を専任教員の中から 1 人選任し、配置している。また、所員として学長指名の専任教員を充てている。その業務のひとつに、「宇部フロンティア大学紀要・年報（以下、「紀要・年報」という。）の編集・出版に関すること」を掲げており、掲載する論文・報告の募集や、発刊までの業務を担っている。この紀要は、山口県大学共同リポジトリを利用した電子出版となっている。

大学院では、「宇部フロンティア大学大学院附属臨床心理相談センター紀要編集規程」を定め、その規程の中で編集委員会を編成することとなっている。編集委員会は、論文の投稿依頼や編集、発刊までを業務とし、印刷物として出版している。紀要投稿要項を定め、編集委員会で審査した論文を掲載している。【資料 4-4-2～4】

以上のように、研究室の配置に加えて、研究成果を発表する仕組みも整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】 令和 6（2024）年度研究室配置

【資料 4-4-2】 宇部フロンティア大学附属地域研究所規程

【資料 4-4-3】 宇部フロンティア大学附属地域研究所運営委員会規程

【資料 4-4-4】 宇部フロンティア大学大学院附属臨床心理相談センター紀要編集規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 研究活動における不正行為について

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26（2014）年 8 月 26 日文科科学大臣決定）が制定されたことにより、平成 27（2015）年 4 月 1 日より「研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」を定め運用している。【資料 4-4-5】

この規程では、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、研究倫理教育責任者を学長指名とし、組織として研究活動の不正行為を防止する体制を整備した。研究倫理教育責任者は、各学部より 1 人ずつ指名され、年一回広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を行うことが義務づけられている。日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を利用した研究倫理教育を行った。また、同規程には研究不正の告発窓口についても規定している。窓口は、学園事務局総務課となっている。

2) 公的研究費の不正使用について

研究費の不正使用防止については、「公的研究費の管理・監査に関する規程」を定めている。この規程は、文部科学省等から配分される競争的研究費等（以下、「公的研究費」という）の適正な使用や管理を行うための規程である。この規程では、最高管理責任者を学長、

統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者を学部長、事務担当責任者を事務部長とし、さらに不正防止計画推進室を編成し、公的研究費の不正使用防止にあたっている。不正防止計画推進室は、統括管理責任者（副学長）、コンプライアンス推進責任者、事務担当責任者で構成され、大学全体で不正防止計画の策定を行っている。コンプライアンス教育について、令和5（2023）年度は、学術振興会の「研究倫理eラーニング」を利用し実施した。教授会での学内ルールの説明を行っている。こちらも、通報窓口は学園事務局総務課となっている。【資料4-4-6】

また、「研究活動における行動規範」を策定している。行動規範は、研究活動を実施するうえで本学教職員としての取り組みの指針を示したものであり、公的研究費の原資が国民の税金であることの自覚や、適正な使用を心がけること等が示されている。【資料4-4-7～8】

3) 人を対象とする医学系研究の倫理審査について

人を対象とする医学系研究倫理については、「人を対象とする研究倫理指針」「研究倫理審査委員会規程」及び「研究倫理審査委員会運用規則」を定め、研究倫理審査委員会において人医学系の研究倫理審査を行っている。【資料4-4-9～11】

教員及び関係事務職員を対象に、DVD 研修会を実施し、人を対象とする医学系研究倫理の向上に努めている。【資料4-4-12】

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-4-5】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程

【資料4-4-6】令和5（2023）年度研究倫理・コンプライアンス教育案内文

【資料4-4-7】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部公的研究費の管理監査に関する規程

【資料4-4-8】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部の研究活動における行動規範

【資料4-4-9】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における人を対象とする研究倫理指針

【資料4-4-10】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会規程

【資料4-4-11】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会運用規則

【資料4-4-12】令和5（2023）年度人を対象とする医学系研究倫理研修会案内文

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分として、専任教員全員に研究費を配分している。学科ごとに金額は異なるが、その年度の研究のために、職能団体への年会費を除いて研究費を執行できる。研究費の配分についての規程は整備できていない。【資料4-4-13】

受託研究等の研究活動への資源の配分については、「研究費の取扱いに関する規程」を制

定し、受託研究費・奨学寄附金の受け入れ及び研究者への交付について規定している。近年、対象となる研究はないが、体制の整備は行っている。【資料 4-4-14】

研究活動の物的支援としては、「公的研究費等に係る間接経費の取扱規則」を定め、毎年、科学研究費補助金の間接経費を利用して、管理部門や研究部門の物品整備を行っている。RA などの人的支援は、対象がないこともあり行ってはいない。【資料 4-4-15～16】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-13】 令和 5（2023）年度予算配分表

【資料 4-4-14】 宇部フロンティア大学における研究費の取扱いに関する規程

【資料 4-4-15】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における公的研究費等に係る間接経費の取扱規則

【資料 4-4-16】 令和 5（2023）年度科研費間接経費収支簿

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援については、概ね整備されているが、研究費の配分については、今後は規程を整備する等検討していく。科学研究費助成事業については獲得件数を増やすようにしていく。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントについては、学長をトップとし、最高審議機関である大学評議会や教学マネジメント委員会、各教授会、各委員会の責任と役割を明確にしており、学長のリーダーシップは発揮されていると考えている。また、教学マネジメントの機能性も十分である。

大学及び大学院設置基準の求める教員数は満たしている。採用・昇任については規程に基づき、運用がなされている。FD・SD 研修会を毎年行い、教育内容・方法の改善や管理運営能力の知見を獲得する取組みも行っている。

研究支援については、研究環境を整備し有効に活用している。また、規程の整備や研究倫理教育も行っており、適切に運用していると考えている。

以上のことから基準 4 を満たしていると判断した。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

1) 組織倫理等に基づく運営

学校法人香川学園（以下、「本学園」という。）の目的は、「学校法人香川学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と規定している。本学園は、大学・大学院・短期大学・高等学校・中学校・幼稚園を経営しており、この目的を満たしている。【資料 5-1-1】

また、大学の学則第 1 条において、その目的を「人間性の涵養と実学を重視する学園創始の理念に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨による大学教育を施し、持続可能な社会の進展と福祉社会の実現に貢献できる人材を育成する」と規定しており、寄附行為の目的にも適った大学運営を行っている。【資料 5-1-2】

令和 3（2021）年 11 月の理事会において、「学校法人 香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、本学ウェブサイトで公表している。ガバナンス・コードは、理事会において達成状況を点検し、その結果を公表している。令和 5（2023）年 4 月から、学校法人香川学園内部監査室を設置し、学園の業務の妥当性や法令適合性をチェックし、経営の適切性・効率性を高める取り組みを行っている。

【資料 5-1-3～6】

教職員の規律については、「学校法人香川学園就業規則」に「第 4 章 服務規律」の第 46 条から第 49 条までに定めている。また、「学校法人香川学園公益通報等に関する規則」を定め、公益通報の体制を整備している。【資料 5-1-7～8】

2) 情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項各号に規定されている公表すべき情報については、大学ウェブサイトの教育情報の公表ページに掲載している。同じく同規則同条第 3 項に規定されている大学院の学位論文の評価基準については、同様に大学ウェブサイトの教育情報の公表ページに掲載するとともに、入学時に配布する「学生便覧」にも掲載し、大学院生に周知している。

教育職員免許法第 22 条の 6 に規定されている公表すべき情報については、大学ウェブサイトの教育情報の公表ページに掲載している。

私立学校法第 63 条の 2 に規定されている公表すべき情報については、学校法人香川学園ウェブサイトの情報公開ページに掲載している。

私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に規定されている事務所に備えて置き、請求があっ

た場合閲覧に供することとなっている書類については、学園事務局経理課及び総務課において、それぞれの業務に関連するものを備え置いている。閲覧については、「学校法人香川学園書類閲覧規則」を定めている。【資料 5-1-9～11】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-1】学校法人香川学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-1-2】宇部フロンティア大学学則 第1条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 5-1-3】学校法人香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-4】本学ウェブサイト ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-5】令和 5（2023）年度ガバナンス・コードの点検
- 【資料 5-1-6】学校法人香川学園内部監査規程
- 【資料 5-1-7】学校法人香川学園就業規則
- 【資料 5-1-8】学校法人香川学園公益通報等に関する規則
- 【資料 5-1-9】本学ウェブサイト 教育情報の公表
- 【資料 5-1-10】学校法人香川学園ウェブサイト 情報公開
- 【資料 5-1-11】学校法人香川学園書類閲覧規則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、令和 2（2020）年 3 月に、学園に設置している大学、大学院、短期大学、高等学校、中学校及び幼稚園の明確なビジョンと教育活動の充実によって「選ばれる私学」となる具体的な取り組み及び堅実な財政運営と学園運営の改善を目的として、「学校法人香川学園中期計画」を策定した。基本方針として、ブランド力の強化、競合校の分析に基づく改善、PDCA サイクルの構築、所属ごとの独立採算・経常収支差額の均衡及び教育内容の周知を掲げ、期間を令和 2（2020）年 4 月から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの 5 年間の計画としている。【資料 5-1-12】

中期計画担当理事として、理事長が就任し、理事長のリーダーシップのもと中期計画の点検・評価を行い、事業報告書に結果を報告している。【資料 5-1-13～14】

また、本学園は令和 4（2022）年 7 月の理事会において、「財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」を策定し、計画的な財務運営に取り組んでいる。この財務中期計画では、各所属の独立採算、現在の経済環境での予測、計画の見直しを策定方針としている。【資料 5-1-15】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-12】学校法人香川学園中期計画
- 【資料 5-1-13】中期計画担当理事の選任（令和 2（2020）年 7 月開催理事会資料）
- 【資料 5-1-14】令和 5（2023）年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ
- 【資料 5-1-15】財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

本学の衛生委員会において、労働環境への配慮を行っている。毎年、委員による研究室巡回を行い、棚の書類配置状況、 Consent 使用の状況や照明の照度を確認している。問題がある研究室があった場合は、教員に研究室の整理を依頼し、再度研究室を巡回し、状況の改善を確認している。【資料 5-1-16～17】

2) 人権への配慮

人権への配慮として、ハラスメント対応については「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程」、「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程」、「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を整備し、対応にあたっている。香川学園のウェブサイトにて規程を掲載し、周知を図るとともに、相談員の電話番号とメールアドレスも同ページで公表し、相談者が相談しやすい環境を整備している。学生については、キャンパスガイドにハラスメント相談用の電話番号を掲載し、ハラスメントの相談ができるように周知している。【資料 5-1-18～22】

個人情報の保護については、「学校法人香川学園個人情報保護規程」、「学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備している。また、本学ウェブサイトにて個人情報の取り扱いについて記載し、学生・保護者の個人情報の保護に努めている。【資料 5-1-23～26】

教職員の心身の健康保護のため、「学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程」を整備し、ストレスチェックを実施している。ストレスチェックの集計結果は衛生委員会で報告されている。【資料 5-1-27～28】

3) 安全への配慮

安全への配慮として、「学校法人香川学園危機管理規程」を整備している。この規程に基づき、大学では「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程」、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程」、「危機管理基本マニュアル」、「宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル」を定め、危機管理の体制を整備している。また、消防計画に基づき学生及び教職員の安全への配慮をしており、令和 5（2023）年 9 月に大学・短期大学部合同による避難訓練を実施した。さらに、大学は宇部市の緊急避難場所として指定されている。【資料 5-1-29～35】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-16】 宇部フロンティア大学衛生委員会規程

【資料 5-1-17】 衛生委員会資料・議事録

【資料 5-1-18】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程

【資料 5-1-19】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程

【資料 5-1-20】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン

【資料 5-1-21】 学校法人香川学園ウェブサイト ハラスメント防止・対策

【資料 5-1-22】 2023 年度版キャンパスガイド（学部）19 頁

- 【資料 5-1-23】 学校法人香川学園個人情報保護規程
- 【資料 5-1-24】 学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 【資料 5-1-25】 本学ウェブサイト 個人情報の取り扱い
- 【資料 5-1-26】 個人情報の取り扱いについて
- 【資料 5-1-27】 学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 5-1-28】 衛生委員会議事録
- 【資料 5-1-29】 学校法人香川学園危機管理規程
- 【資料 5-1-30】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程
- 【資料 5-1-31】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程
- 【資料 5-1-32】 危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-33】 宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-34】 消防計画
- 【資料 5-1-35】 宇部市緊急避難場所及び避難所一覧

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、ガバナンス・コードの点検・評価を通じて、今後も維持・改善に努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、寄附行為において、理事会が学校法人の業務を決すること、理事長が特定の議題について評議員会にあらかじめ諮ることを規定している。【資料 5-2-1】

理事の選任は、寄附行為第 7 条に規定しており、同条に基づき理事会において理事の選任を行っている。令和 6（2024）年度における本学園の役員は理事 6 人、監事 2 人で構成され、理事のうち 1 人を理事長、1 人を常務理事として選任している。寄附行為第 14 条に、「常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と規定している。【資料 5-2-2】

理事会の開催は、年間 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）を定例とし、必要に応じて臨時の理事会を開催している。理事会前の議事打ち合わせや各所属の課題を共有する等、本学園の意思決定を補佐する体制として、所属長会議を開催してきたが、この会議体は規程化された会議体ではなく、組織としての位置づけが不明確であったため、令和 6（2024）年 1 月に「学校法人香川学園常任理事会規程」を理事会で定め、常任理事会が本学園の意思決定を補佐するよう変更している。これに伴い、所属長会議は廃止とした。【資料 5-2-3～4】

評議員会は、年 2 回以上開催し、理事長からの諮問事項について意見聴取している。令和 6（2024）年度は評議員 13 人で構成している。【資料 5-2-5】

また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の把握に努め、必要に応じて意見を述べている。

事業計画については、予算編成時に各設置学校から提出された事業計画を取りまとめたものを、「学校法人香川学園事業計画書」としている。この事業計画書は、3 月の評議員会で意見を聴いた後に理事会で審議している。事業計画の執行については、事業報告書に記載し、当該事業計画年度の決算の理事会で審議している。【資料 5-2-6～7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-2-1】学校法人香川学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-2-2】令和 6（2024）年度理事・評議員一覧表 【資料 F-10】と同じ

【資料 5-2-3】令和 5（2023）年度理事会・評議員会開催状況 【資料 F-10】と同じ

【資料 5-2-4】学校法人香川学園常任理事会規程

【資料 5-2-5】令和 5（2023）年度評議員会議題

【資料 5-2-6】令和 6（2024）年度学校法人香川学園事業計画書 【資料 F-6】と同じ

【資料 5-2-7】令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書 【資料 F-7】と同じ

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会は、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制であり、理事構成としては外部理事 2 人を擁しており、意思決定時には多様な意見を取り入れられる体制となっており、また学内理事の人数は必要最小限にすることが機能的な面もあることから、今後もこの人数構成を継続する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事 6 人のうち、1 人は学長が就任している。また、評議員 13 人のうち、大学から学長、副学長、看護学部長、事務部長の 4 人が就任している。理事会・評議員会の議事審議を通じて、法人及び大学の意思疎通を図っている。【資料 5-3-1】

大学の最高審議機関である「大学評議会」で審議した事項のうち、学則変更、理事会で改廃することとされている規程、公的研究費の管理・監査にかかる事項等は、理事会でも審議が行われる。これらの大学の運営に係る事項を、理事会で学長が説明することでも、法人及び大学の意思疎通が行われることとなる。【資料 5-3-2】

理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制として、理事長が中期計画担当理事

となり、各学校の中期計画の進捗状況の報告を求める等、計画達成に向けて中心的な役割を果たしていることが挙げられる。また、理事会での方針決定に資するため、常任理事会を招集し、意見調整に努めている。学園の各種規程を整備し、新任の教職員には規程集として配布し、改正があった場合は電子メールで配信する等、規程の周知を行い、内部統制環境を強化している。

理事である事務局長を議長とする事務連絡会議を開催している。各所属の事務担当者が出席し、理事会の決定事項の説明や所属における課題等の意見交換を行っている。大学からは、事務部長が参加しており、事務連絡会議は、事務職員からの意見汲み上げの一端を担っている。【資料 5-3-3】

また、学長は教務部長、学生部長、入試広報部長と毎週 1 回会議を開き、各部長が所管する事項について意見交換や業務指示を行っている。学長は大学評議会に議長として出席し、この中でも教職員の意見の汲み上げを行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】 令和 5（2023）年度理事・評議員一覧表 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-2】 令和 5（2023）年度理事会議題

【資料 5-3-3】 学校法人香川学園事務組織規程 【資料 2-4-1】 と同じ

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

5-3-①で述べたとおり、評議員会に大学から学長、副学長、看護学部長、事務部長が参画しており、議事の意見聴取を通して法人のチェックをすることとなる。また、大学の学則変更等の議題は、理事会で審議することとなり、理事会が大学のチェックをすることとなる。

監事の選任については、寄附行為に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」こと、「役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を選任する」こと及び「監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する」ことが規定されており、これに基づき、監事を選任している。また、監事の職務については、寄附行為に規定するもののほか、「学校法人香川学園監事監査規程」を定め、監事の監査上の権限や方法を明確にして実施している。監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況を確認し業務監査を行うとともに、必要に応じて意見を述べている。監査の結果については、監査報告書を作成し、会計年度の決算の理事会において報告している。監事の理事会・評議員会の出席状況は適切である。【資料 5-3-4～8】

評議員の選任については、寄附行為に基づき選任している。定数については、13 人から 19 人以内としており、令和 5（2023）年度は 13 人である。寄附行為にあらかじめ意見を聴くことを定めているものについては、必ず理事会の前に評議員会を開催して議題としており、評議員会は諮問機関としての機能を果たしている。評議員の評議員会の出席状況は適切である。【資料 5-3-9～10】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-3-4】 学校法人香川学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-3-5】 学校法人香川学園監事監査規程
- 【資料 5-3-6】 監事の理事会・評議員会出席状況 【資料 F-10】 と同じ
- 【資料 5-3-7】 監事の監査報告書 【資料 F-11】 と同じ
- 【資料 5-3-8】 令和 6（2024）年 5 月理事会議題
- 【資料 5-3-9】 評議員の評議員会出席状況 【資料 F-10】 と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営に係る意思決定は、相互が強力に連携することで円滑に進んでいる。今後も相互チェックを含め、現体制を維持していく。

監事については、学校法人香川学園監事監査規程を定め業務を明確にした。今後は、監事が業務を遂行する上でのサポート体制の向上を検討する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 4（2022）年度に、中長期的な計画として理事会で「財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」を策定した。この財務中期計画は、中期計画の目標達成と学園運営の改善を図るため、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として策定している。中期計画達成のための学生生徒園児数を目標値とし、施設設備整備の計画を含めた 5 年間の財務計画である。

財務中期計画は直近年度の実績を反映して計画を見直すこととしており、令和 6（2024）年 3 月の理事会・評議員会では、令和 5（2023）年度第 2 次補正予算及び令和 6（2024）年度予算の数値や、施設設備整備計画の変更を反映させた内容に見直している。【資料 5-4-1～2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】 財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月
【資料 5-1-15】 と同じ

【資料 5-4-2】 財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 6 年 3 月
25 日

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の収支状況は、表 5-4-1 が示すように令和 5（2023）年度決算では、事業活動収入 6 億 33 百万円、事業活動支出 6 億 50 百万円となり、経常収支差額は 17 百万円の支出超過、

宇部フロンティア大学

基本金組入前当年度収支差額は 17 百万円の支出超過となった。【資料 5-4-3】

経常収支差額は、過去 5 年間で大きな支出超過はなく、収支のバランスは確保されている。

表 5-4-1 宇部フロンティア大学の収支状況

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
経常収支差額	△8	30	23	45	△17
事業活動収入	659	687	682	698	633
事業活動支出	711	656	653	650	650
基本金組入前当年度収支差額	△52	30	29	47	△17
当年度収支差額	△52	6	△5	25	△23

本学園の収支状況は、表 5-4-2 が示すように令和 5 (2023) 年度決算では、事業活動収入 17 億 45 百万円、事業活動支出 17 億 44 百万円となり、経常収支差額は 6 百万円の支出超過、基本金組入前当年度収支差額は 270 千円の収入超過となった。

過去 5 年間の経常収支差額は、令和元 (2019) 年度は 2 億円の支出超過であったが、その他の年度は大きな支出超過はなく、収支のバランスは確保されている。

表 5-4-2 学校法人香川学園の収支状況

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
経常収支差額	△200	2	△6	24	△6
事業活動収入	1,758	1,691	1,736	1,742	1,745
事業活動支出	2,115	1,654	2,134	1,711	1,744
基本金組入前当年度収支差額	△357	37	△397	31	0
当年度収支差額	△369	△64	△520	△44	△76

本学園の金融資産は、表 5-4-3 に示すとおり令和 5 (2023) 年度は、特定資産と現金預金の合計で 10 億円余り確保しており、過去 5 年間と比較しても大きな増減とはなっていない。資産運用については、「学校法人香川学園資産運用管理規程」を定め、安全で効率的な資産運用管理に努めている。同規程第 4 条に基づき、事務局長は運用管理方針を策定し、理事会の承認を得ている。また、借入金の推移については、毎年度の予算どおり返済しているため、借入金残高は着実に減少している。【資料 5-4-4～5】

表 5-4-3 学校法人香川学園の金融資産及び借入金の推移

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
特定資産	95	230	200	245	260
現金預金	657	674	727	780	796
長期借入金	453	370	287	204	121
短期借入金	83	83	83	83	83

教育研究を充実させるための外部資金の導入として、科学研究費補助金を獲得している。分担金や前任校で獲得したものを本学で引き続き使用するものを含め、令和 2 (2020) 年度は 325 万円、令和 3 (2021) 年度は 256 万円、令和 4 (2022) 年度は 757 万円、令和 5 (2023) 年度は 175 万円の収入があった。また、令和 3 (2021) 年度は、文部科学省の大学改革推進等補助金 9 百万円を獲得している。【資料 5-4-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-3】決算等の計算書類（過去 5 年間） 【資料 F-11】と同じ

【資料 5-4-4】学校法人香川学園資産運用管理規程

【資料 5-4-5】令和 5 (2023) 年度学校法人香川学園資産運用管理方針

【資料 5-4-6】令和 3 (2021) 年度大学改革推進補助金交付決定通知書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務中期計画について、予算決算の数値や施設設備整備計画の変更を反映し、中期的な財務状況の変化を確認することを継続する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理については、学校法人会計基準、学園の会計規程である「学校法人香川学園経理規程」、「学校法人香川学園資産運用管理規程」及び「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき行っている。【資料 5-5-1～3】

本学の予算執行については、各部署が支出伝票を起票することで行っている。支出伝票は、関係部署の承認を得て学園事務局経理課に提出される。学園事務局経理課では、支出伝票について、会計責任者（学園事務局長）の決裁を得た後、支出を行っている。【資料 5-

5-4】

なお、施設の修繕等、予算に計上していない大幅な支出がある場合は、年度の途中で補正予算を編成し、評議員会・理事会に諮っている。また、学生生徒等納付金、補助金、人件費等予算と著しく乖離があることが見込まれた科目については、年度末に補正予算を編成している。【資料 5-5-5～6】

資産の取得は、「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき、相見積を徴した上で原議書起案により理事長決裁を得て行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】学校法人香川学園経理規程

【資料 5-5-2】学校法人香川学園資産運用管理規程 【資料 5-4-4】と同じ

【資料 5-5-3】学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程

【資料 5-5-4】支出伝票

【資料 5-5-5】令和 5（2023）年度第 1 次補正予算理事会・評議員会資料

【資料 5-5-6】令和 5（2023）年度第 2 次補正予算理事会・評議員会資料

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、公認会計士による監査は、監査法人により実施している。会計監査は、令和 5（2023）年度は、定期的な監査を 3 回、実地調査 1 回を含め年間 4 回実施し、その都度、会計責任者（学園事務局長）との面談の機会を設けている。【資料 5-5-7】

また、学園の監事による監査は年 1 回実施している。監事は 2 人体制で監査し、定例の理事会にも 2 人の監事が出席し意見を述べている。監事と公認会計士の連携については、毎年度の 5 月の監事監査時に公認会計士が同席し、公認会計士から監事に対して当該年度の監査状況について詳細に報告している。【資料 5-5-8～9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-7】令和 5（2023）年度監査日程表

【資料 5-5-8】監事の監査報告書 【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-9】学校法人香川学園監事監査規程 【資料 5-3-5】と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は、法令や規程に基づき行っている。公認会計士や監事の監査については、問題なく遂行されているため、現体制を維持していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律は、学則、寄附行為、学校法人香川学園就業規則、学校法人香川学園公益通報に関する規則を定め、規程に則った運営をしており、保たれている。また、行動規範であるガバナンス・コードを定め、毎年点検・評価を実施し、本学ウェブサイトで公表しており、誠実性も確保している。

本学園の使命・目的の実現に向けては、中期計画を策定するとともに、中期計画担当理

事として理事長が就任し、理事長のリーダーシップのもと点検・評価が行われており、毎年、事業報告書にも掲載し、継続的に努力をしている。

衛生委員会によって労働環境への配慮を行い、環境の保全がなされている。人権の配慮については、ハラスメント関係、個人情報保護やストレスチェックの規程を整備し、規程に則った運用を行うことで実施している。安全については、危機管理の規程整備や消防計画の策定によって、配慮がなされている。

理事会・評議員会については、寄附行為の規定を満たす人数で構成されており、寄附行為に基づき運営されている。監事は、毎回の理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。理事会に提出する議案の決定や各所属の課題を共有する常任理事会を開催しており、意思決定の機能性を高めている。

学長が、理事会の構成員となり、また評議員に学長、副学長、看護学部長、事務部長が参画し、理事会や評議員会の議題の審議を通じて、相互の意思決定の円滑化やチェック機能の醸成が図られている。

財務状況については、大学単独の基本金組入前収支差額は、収入超過が続いており安定している。学園全体でも、特別収支に起因する大幅な支出超過はあるが、経常収支差額では直近4年は均衡傾向であり、収支バランスは確保されている。

会計処理については、規程に基づき行っており、補正予算も編成していることから適正に処理がなされていると認識している。監査体制についても、公認会計士による監査を行い、公認会計士と監事の連携により、監事の監査も実施しており、厳正に実施されている。

以上のことから、基準5を満たしていると判断した。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、自己点検評価について学則第 2 条に以下のとおり規定している。【資料 6-1-1】

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。

3 第 1 項の点検及び評価の結果については、外部評価による検証を行う。

4 前項の外部評価の実施体制については、別に定める。

現在、学則同条第 3 項及び第 4 項の外部評価については機能していない。

令和 2（2020）年 3 月の大学評議会において、大学評議会規程を改正し、大学評議会の機能に「全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証を推進する」を追加した。これにより、内部質保証の責任体制を明確化した。【資料 6-1-2】

あわせて、大学及び短大の内部質保証方針を決定し、「内部質保証の考え方」、「内部質保証の組織及び役割」及び「内部質保証の手続き」について定めるとともに、内部質保証のための組織として、大学評議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会及び各学部学科その他の組織を掲げ、各組織の役割を明確化した。【資料 6-1-3】

この中で、自己点検・評価委員会は、自己点検評価書を作成する役割があり、内部質保証において特に重要な役割を果たす組織である。自己点検・評価委員会は、大学及び短大の合同委員会となっており、大学からは、学長、副学長、各学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長、総務課長及び学園事務局長が委員となり、次の事項を審議している。【資料 6-1-4】

(1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準、実施方策等の策定に関すること。

(2) 自己点検・評価の実施、結果の取りまとめ及び公表に関すること。

(3) 認証評価に関すること。

(4) 中期事業計画に関すること。

(5) その他、自己点検・評価に関する必要な事項に関すること。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】宇部フロンティア大学学則 第 2 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 6-1-2】大学評議会規程 【資料 1-2-1】と同じ

【資料 6-1-3】内部質保証方針（大学・短大）

【資料 6-1-4】宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証方針を定め、内部質保証のための組織体制を明確化した。今後は、その組織が内部質保証に関して機能的であったか等の検証をし、よりよい内部質保証体制を構築していく。

また、自己点検・評価について、評価書の完成を終着点とせず、その後のチェック及びアクションに結びつける手順を自己点検・評価委員会で検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会で行っている。日本高等教育評価機構の定める自己点検評価書の点検項目に沿って、自己点検評価書を作成している。作成の際は、対象年度のエビデンス集（データ編）を作成している。

【資料 6-2-1】

各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会より、まず大学評議会に報告され、各教授会を経て、全学教職員に周知される。自己点検評価書の冊子を作成し、全教職員に配付している。また、理事会の承認も得ることとしている。その後、本学ウェブサイト公表している。【資料 6-2-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-1】宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程 【資料 6-1-4】と同じ

【資料 6-2-2】本学ウェブサイト 教育情報

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学ではIR室を設置して、令和元（2019）年度より教学マネジメント委員会が実施している「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて点検・評価を行うための情報提供を行っている。IR室は、学長及び学長が指名する教職員数名で組織しており、教学に関する各種調査の実施、データの収集、集計及び分析を主な業務とし、アセスメント・ポリシーに基づいた調査の実施、データ収集や報告書の作成を行っている。審議結果は、教学マネジメント委員会から大学評議会に報告され、教授会で全教職員に周知される。【資料6-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-3】IR 室運営規程 【資料 4-1-11】と同じ

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、自己点検評価書にまとめている。今後は、「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」の内容を、自己点検評価書の作成に活用する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和元（2019）年 8 月の大学評議会において、「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「『3つのポリシー』を検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによって PDCA サイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。【資料 6-3-1】

アセスメント・ポリシーは、毎年度教学マネジメント委員会で作成し、ポリシーに基づいて行った点検評価を「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。この報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出している。【資料 6-3-2～3】

また、平成 28（2016）年度に受審した認証評価の結果、改善を要する点として指摘された事項について、これまで取り組んできた内容の報告書作成を、自己点検・評価委員会において役割を決め、令和元（2019）年 7 月 31 日までに提出することを確認した。これについては、改善報告書を作成し、大学評議会及び理事会の承認を得て、認証評価機関に提出し、大学のウェブサイトに掲載もしている。「改善を要する点」として指摘された人間社会学部福祉心理学科の収容定員充足率が低い点については、中期計画の中で、心理学に特化した学部の設置を計画し、令和 2（2020）年 4 月の心理学部心理学科開設に結び付けた。もうひとつ指摘された、中長期的な財務運営の実行については、理事会において中期的な財務計画を策定するだけでなく、令和 2（2020）年 4 月からの 5 ヶ年の中期計画においても「財務中期計画（2017～2021 年度）に基づく適切な予算編成及び予算執行を推進するために、毎年度予算執行状況を分析・検証することにより、収支バランスを改善する対策を立案・実施する。」を掲げており、自己点検・評価結果と中期計画を関連付けている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-3-1】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（案）について（令和元（2019）年 8 月大学評議会資料）

【資料 6-3-2】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-9】 と同じ

【資料 6-3-3】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-10】 と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーとそれに基づくアセスメント報告書の作成は、令和元（2019）年から始めた取り組みである。アセスメント報告書で抽出した重点取組課題を改善するアクションを起こすことで PDCA サイクルの機能性の向上を図る。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の方針を定め、内部質保証のための組織・役割を明確にしており、責任体制は確立されている。内部質保証のための組織は、大学評議会や教学マネジメント委員会等を充てており、恒常的な組織体制である。

内部質保証のため、自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、その結果は自己点検評価書にまとめ、全教職員に配付している。教学マネジメント委員会の下部組織として IR 室を設置し、調査やデータ収集・分析を行っている。

「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を作成し、それに基づく点検評価を毎年度行って報告書を作成し、内部質保証のための PDCA サイクルは確立している。

以上のように、基準 6「内部質保証」を満たしていると判断した。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への還元

A-1-① 地域連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携

1) 公開講座

令和 2（2020）年 3 月末に閉鎖した地域連携センターの生涯学習部門を引き継ぎ、担当教員が地域の人々を対象に、様々な資格取得のための公開講座を実施している。令和元（2019）年度以降「福祉住環境コーディネーター 2 級講座」及び「ファイナンシャル・プランナー（FP）3 級講座」を実施している。また、山口県内の小学 5 年生から中学 2 年生までの児童生徒を対象にした「夏休みジュニア科学教室」には例年大学・短期大学部をあわせて約 50 人の参加者がある。令和 2（2020）年度と令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての公開講座の実施を見送ったが、令和 4（2022）年度より再開し、令和 5（2023）年度には台風の影響による中止講座もあったが、「夏休みジュニア科学教室」に 20 人、「ファイナンシャル・プランナー（FP）3 級講座」に延べ 10 人の参加者があった。【資料 A-1-1】

2) 宇部市との連携

平成 26（2014）年 10 月 8 日に、宇部市と「包括的連携・協力に関する協定書」を取り交わし、調印式を行った。この協定は、本学と宇部市が相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的としている。交流の事項として、（1）地域の健康・福祉の向上に関すること、（2）地域文化の振興に関すること、（3）生涯学習に関すること、（4）その他まちづくり、地域活性化等に関し、宇部市と本学が協議し必要と認めることを掲げている。これまでの連携としては、教員が宇部市の各種委員会の委員になることを積極的に許可してきた。また、図書館の一般開放も行っている。令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、図書館の一般開放は中止した。さらに、令和 6（2024）年 5 月には「妊婦応援都市宣言」を行っている宇部市に対し、「うべ妊婦・子ども応援団」として登録した。子育てを応援するまちづくりを推進するため、同年 12 月には市と連携して学内施設を用いた妊婦教室を共催した。【資料 A-1-2】

3) 臨床心理相談センター

大学院附属の臨床心理相談センターは、平成 15（2003）年 4 月に地域の様々なところの諸問題の解決を目的に、大学の附属機関として開設された。その後、大学院附属機関となった。現在では人間科学研究科における公認心理師や臨床心理士養成のための重要な実習の場にもなっている。同センターでは、本学大学院の教員に加え、非常勤の公認心理師及

び臨床心理士を各 1 人配置し、地域のこころの諸問題解決のため、心理相談他様々な活動を行っている。【資料 A-1-3】

同センターは、地域のこころの相談の拠点として重要な役割を果たしている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で新規受理 9 件、心理相談実施回数は 105 回、令和 3 (2021) 年度も同様に 12 件、145 件であったが、電話相談での対応は多かった。令和 4 (2022) 年度、新規受理件数は 14 件と前年度並みであったものの、コロナ禍の影響で相談を控えていた来談者が、再度相談したいというケースが多く、相談実施回数は 605 回とコロナ禍以前よりも大きく増加した。

臨床心理相談センターでは、学校や社会に馴染めず不登校やひきこもりになった 10 代から 20 代の子どもや若者を集め、おもちゃ遊びやゲーム等を通して、それぞれの生き方を模索していく居場所として「フリースペース・フロンティア」を設置している。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で 4 月から 12 月までは休止し、1 月から毎週月曜日に開催した。令和 3 (2021) 年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、毎週月曜日に、臨床心理士の見守りのもと開催した。

その他、ひきこもりの家族がいる親を対象に「ひきこもり親の会」を開催している。親としてのひきこもりの体験を、同じような経験をしている人たちと分かち合い、自らの助けとすることを目的に、2 カ月に一度の頻度で開催している。

4) 消防団協力事業所

本学では、大学生の消防団加入者が一定数以上いることもあり、平成 29 (2017) 年 3 月に、宇部市消防団協力事業所として認定を受けている。宇部市からの依頼を受け、宇部市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、申請書を提出し、認定されている。続いて、平成 30 (2018) 年 2 月には、総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、総務省消防庁消防団協力事業所としても認定を受けている。平成 30 (2018) 年度には、82 人の学生が消防団登録していた。令和 2 (2020) 年度は、71 人の登録となっている。これらのことを受けて、令和 2 (2020) 年 3 月に、学生たちが消防団活動に積極的に参加し、地域防災体制の充実強化に寄与していることとして、山口県知事表彰を受賞し、令和 4 (2022) 年度には山口県消防大会において関連団体としての特別表彰を受賞した。令和 5 (2023) 年度には、宇部地区の総合防災訓練への参加や市民への火災探知機設置の呼びかけのほか、地区行事等での防災知識の普及に努めている。【資料 A-1-4～8】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 A-1-1】令和元 (2019) 年度公開講座実施状況
- 【資料 A-1-2】包括連携・協力に関する協定書
- 【資料 A-1-3】附属臨床心理相談センターパンフレット
- 【資料 A-1-4】宇部市消防団協力事業所表示証
- 【資料 A-1-5】宇部市消防団協力事業所表示制度実施要綱
- 【資料 A-1-6】総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付書
- 【資料 A-1-7】総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱
- 【資料 A-1-8】広報フロンティア Vol. 24 6 頁

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度に大学・短大のキャンパス統合を行った際の組織の統廃合の中で、地域連携センターは廃止となった。そのため、以前のように本学の地域連携を統括的に管理する部署がなくなった。今後は、地域連携の担当教職員を配置し、全学の地域連携を一本化できるか検討する。

【基準 A の自己評価】

平成 27（2015）年 4 月より「附属地域連携センター」が活動を開始した。その目的は、宇部フロンティア大学の教育・研究資源を生かして社会貢献活動を行い、地域社会へ貢献するとともに、地域資源を生かした教育活動の充実を図り、地域の人材の育成、地域社会との連携の総合的発展に向けた創造的取り組みを推進し、地域と共生することであった。令和 2（2020）年 3 月末に、大学及び短期大学部のキャンパス統合に伴い地域連携センターを閉鎖したが、その理念を受け継ぎ、各部署で地域連携及び地域貢献に精励している。

公開講座の実施、地方公共団体等への委員の就任許可、臨床心理相談センターでの心理相談等様々な地域連携及び地域貢献を行っており、本学の使命・目的を果たしている。

よって基準 A を満たしていると判断している。

V. 特記事項

1. キャリア支援

本学では、学生支援方針に基づいて、キャリア支援を行っており、A棟1Fにキャリア支援センターを開設し、学生の進路支援を行っている。キャリア支援センターには、求人票や進学情報を棚に配架し、自由に閲覧できるようにしており、就職先の検索やエントリーのためパソコンを整備し、学生の円滑な就職活動を支援している。また、自宅のインターネット環境が整わず、オンラインによる適正検査や面接試験の受験が困難な学生に対して、別室を確保し受験環境を整えている。

キャリア支援センターには就職課を配置し、キャリアコンサルタントの有資格者2人の就職課職員が、山口しごとセンターやハローワーク、山口県障害者職業センターとの連携を密にし、本学学生への就職情報の提供や就職相談等、学生のキャリアプランの形成とその実現に向け活動を展開している。また、看護の専門性に特化した相談・指導に対応するため、就職活動が活発化する時期に、国立大学病院の元看護部長を非常勤職員として配置し、就職先の選定・小論文の添削・指導などを行っている。

令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症対策のために開設したGoogle Classroom上のキャリア支援センターは、学科別の求人票の提示、各種就職説明会等、適宜必要な情報の提供及び参考資料を掲示し、効率的な指導を行っている。また、オンライン面接試験対策として、オンライン上での面接練習・相談も実施し、学生が自身の状況に合わせて対面・電話・Eメール・オンラインの相談形態を選択できる体制は、遠方から通学する学生や、実習中に登校しにくい学生の負担の軽減、効率化となった。令和4(2022)年度は、課員作成の小論文対策講座等内容をさらに拡充した。採用試験のオンライン面接試験対策は、ウェブ会議システムのスキルの向上・定着にも一定の効果が出ている。

2. 3つのポリシーに関する点検・評価

令和元(2019)年8月の大学評議会において、3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「3つのポリシーを検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによってPDCAサイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。このアセスメント・ポリシーを基に、教学マネジメント委員会でアセスメント報告書を作成し、実際のアセスメントを行っている。このアセスメント報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出することでPDCAサイクルの実質化に取り組んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	・学則第 1 条に、大学の目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	・学則第 3 条に、学部を規定している。	1-2
第 87 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 12 条に、修業年限について規定している。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。	3-1
第 88 条	-	該当なし。	3-1
第 89 条	-	該当なし。	3-1
第 90 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 22 条に、入学資格について規定している。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。	2-1
第 92 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 9 条に、教職員について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学則第 9 条に講師を、第 10 条に副学長及び学部長について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・運営組織規程第 2 条に、学長の職務について規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・学則第 10 条第 2 項及び運営組織規程第 3 条に、副学長の職務を規定している。 ○第 5 項に係る事項 ・運営組織規程第 4 条に、学部長の職務について規定している。 ○第 6 項から第 10 項に係る事項 ・教員勤務・服務規則第 2 条に、教員の職務について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 11 条の 2 に、各学部教授会を置く旨規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・心理学部教授会規程及び看護学部教授会規程第 3 条第 1 項に、意見を述べる事項について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・心理学部教授会規程及び看護学部教授会規程第 3 条第 2 項に、審議・意見を述べる旨規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・心理学部教授会規程及び看護学部教授会規程第 2 条に、教授会	4-1

宇部フロンティア大学

		組織について規定している。	
第 104 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 36 条に、学位の授与について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・大学院学則第 26 条に、学位の授与について規定している。 ○第 2 項、第 4 項、第 5 項に係る事項について：該当なし。	3-1
第 105 条	-	特別課程なし。	3-1
第 108 条	-	該当なし。	2-1
第 109 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 2 条に、点検・評価について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・令和 5 年度に日本高等教育評価機構の機関別認証評価を受審している。 ○第 3 項以降に係る事項：該当なし。	6-2
第 113 条	○	・本学ウェブサイトにて情報の公表を行っている。 (https://www.frontier-u.jp/intro-univ/a-public-info/a-info-education)	3-2
第 114 条	○	・学校法人香川学園事務組織規程の第 14 条から第 19 条に、事務分掌を規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	・学則第 24 条第 1 項第 3 号に、高等専門学校からの編入学について規定している。	2-1
第 132 条	○	・学則第 24 条第 1 項第 4 号に、専修学校からの編入学について規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	○第 1 項第 1 号に係る事項 ・学則第 12 条に、修業年限について規定している。 ・学則第 6 条及び第 7 条に、学年及び学期について規定している。 ・学則第 8 条に、授業を行わない日を規定している。 ○第 1 項第 2 号に係る事項 ・学則第 3 条に、部科及び課程の組織について規定している。 ○第 1 項第 3 号に係る事項 ・学則第 14 条に、教育課程について規定している。 ・学則第 6 条に、授業日時数について規定している。 ○第 1 項第 4 号に係る事項 ・学則第 17 条に、学習の評価について規定している。 ・学則第 36 条に、課程修了の認定について規定している。 ○第 1 項第 5 号に係る事項	3-1 3-2

宇部フロンティア大学

		・学則第4条に、収容定員を規定している。 ・学則第9条に、職員組織について規定している。 ○第1項第6号に係る事項 ・学則第21条から第28条に、入学について規定している。 ・学則第35条に、退学について規定している。 ・学則第33条に、転学について規定している。 ・学則第29条に、休学について規定している。 ・学則第36条に、卒業について規定している。 ○第1項第7号に係る事項 ・学則第44条に、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項を規定している。 ○第1項第8号に係る事項 ・学則第11章に、賞罰に係る事項を規定している。 ○第2項及び第3項に係る事項：該当なし。	
第24条	－	該当なし。	3-2
第26条 第5項	○	・学生懲戒委員会規程において、処分の手続きについて規定している。	4-1
第28条	○	○第1項各号に係る事項 ・内容に応じて、事務室、学園事務局、保健室及び倉庫に備えている。 ○第2項に係る事項 ・香川学園文書処理規程に、文書の保存期間として永久保存と定めている。 ○第3項に係る事項：該当なし。	3-2
第143条	－	該当なし。	4-1
第146条	－	該当なし。	3-1
第147条	－	該当なし。	3-1
第148条	－	該当なし。	3-1
第149条	－	該当なし。	3-1
第150条	○	・学則第22条に、高等学校を卒業したと同等以上の学力があるものとして、本学に入学できる者を規定している。	2-1
第151条	－	該当なし。	2-1
第152条	－	該当なし。	2-1
第153条	－	該当なし。	2-1
第154条	－	該当なし。	2-1
第161条	○	・学則第24条第1項第2号に、3年次編入学ができる者として、短期大学を卒業した者を規定している。	2-1
第162条	－	該当なし。	2-1
第163条	○	・学則第7条に、学期の期間を規定している。	3-2

宇部フロンティア大学

		・学則第 21 条に、学期の区分に従い入学させる旨規定している。	
第 163 条の 2	－	該当なし。	3-1
第 164 条	－	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	・策定した 3 つのポリシーを、本学ウェブサイトで公開している。 (https://www.frontier-u.jp/intro-univ/a-policy)	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	・公益財団法人日本高等評価教育機構の定める項目に沿って、自己点検評価報告書を作成している。 ・自己点検評価報告書は、自己点検・評価委員会で策定している。	6-2
第 172 条の 2	○	・本学ウェブサイト情報を公表している。 (https://www.frontier-u.jp/intro-univ/a-public-info/a-info-education)	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	・学位規程第 10 条に、学位の授与及び学位記の様式について規定している。	3-1
第 178 条	○	・学則第 24 条第 1 項第 3 号に、3 年次編入学ができる者として、高等専門学校を卒業した者を規定している。	2-1
第 186 条	○	・学則第 24 条第 1 項第 4 号に、3 年次編入学ができる者として、専修学校を卒業した者を規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	・本学の状態は、設置基準を上回っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	・学則第 1 条に、大学、各学部、各学科の目的等を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	・入学者の選抜は、入試・広報委員会と教授会が連携して行っている。	2-1
第 3 条	○	・学則第 3 条第 1 項に、組織する学部を規定している。	1-2
第 4 条	○	・学則第 3 条第 2 項に、組織する学科を規定している。	1-2
第 5 条	－	該当なし。	1-2
第 6 条	－	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	○第 1 項に係る事項	2-2

宇部フロンティア大学

		・教育研究実施組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じた教員数を上回っている。 ○第2項に係る事項 ・運営組織規程に、役割分担や責任の所在について規定している。 ○第3項 ・専属の教員、職員を設置するため、現在の組織体制を点検していく。 ○第4項に係る事項 ・学校法人香川学園事務組織規程第4条に大学の事務組織について規定している。 ○第5項に係る事項 ・就職課と就職委員会が連携し、体制を整えている。 ○第6項に係る事項 ・専任教員の職階別年齢別男女別教員数を公表しているが、特定の年代による偏りはない。 ○第7項に係る事項：該当なし。	2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	○第1項に係る事項 ・主要科目は今後検討する。必修科目は専任教員が担当しているが一部の科目は非常勤講師が担当している。 ○第2項に係る事項 ・看護学科の演習・実習には、助手が加わり補助している。 ○第3項に係る事項 ・教員以外の教員、学生に補助させていない。	3-2 4-2
第9条	－	・該当者なし。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	・基幹教員数は、設置基準別表第一及び別表第二に規定される教員数を上回っている。	3-2 4-2
第11条	○	○第1項及び第2項に係る事項 ・委員会を設置し、毎年度FD・SD研修会を実施している。 ○第3項に係る事項：該当なし	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	・学長選考規程第2条に、学長の資格を規定している。	4-1
第13条	○	・教員選考基準規程2条に、教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第14条	○	・教員選考基準規程第3条に、准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第15条	○	・教員選考基準規程第4条に、講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第16条	○	・教員選考基準規程第5条に、助教の資格について規定している。	3-2

宇部フロンティア大学

			4-2
第 17 条	○	・教員選考基準規程第 6 条に、助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 4 条に、収容定員及び 3 年次編入学定員について明示している。 ○第 2 項に係る事項 ・収容定員は、学部設置申請または届出時に理事会で、総合的に判断して定めている。 ○第 3 項に係る事項 ・大学の収容定員充足率は 7 割程度であり、教育にふさわしい環境の確保に関して、適正である。	2-1
第 19 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則別表第 1-1 及び別表第 1-2 において、各学科の授業科目・配当年次を規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学則別表第 1-1 及び別表第 1-2 において、専門科目及び教養科目を適切に配置している。 ○第 3 項に係る事項 ・各学部とも基準を満たす実務教員を配置している。	3-2
第 19 条の 2	－	該当なし。	3-2
第 20 条	○	・学則第 14 条に、教育課程の編成方法について規定している。	3-2
第 21 条	○	・学則第 16 条に、単位算定の基準を規定しているが、授業方法に応じた授業時間の基準を定めている。	3-1
第 22 条	○	・学則第 6 条第 2 項に、一年間の授業期間を規定している。	3-2
第 23 条	○	・学年歴により、各学期の授業期間は 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	・時間割により、一部の授業を 2 クラス編成で開講している。	2-5
第 25 条	○	・シラバスに講義等の授業形態を明示している。 ・特別な場所や履修方法で行う授業科目がある場合は、シラバスに記載している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	○第 1 項に係る事項 ・本学ウェブサイト、シラバス及び学年歴を公表している。 (https://www.frontier-u.jp/student/g-syllabus-student) ○第 2 項に係る事項 ・本学ウェブサイト、掲載しているシラバスに成績評価基準を明示している。 ・本学ウェブサイト、成績評価基準を明示している。 (https://www.frontier-u.jp/student/g-result) ・学則第 17 条第 2 項に、成績評価について規定している。	3-1

宇部フロンティア大学

第 26 条	－	該当なし。	3-2
第 27 条	○	・学則第 17 条第 1 項に、単位の授与について規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	○第 1 項に係る事項 ・履修登録単位数の上限に関する規程に、履修科目の登録の上限を定めている。 ○第 2 項に係る事項 ・履修登録単位数の上限に関する規程第 2 条第 2 項に、上限を超えて履修科目の登録ができる旨規定している。	3-2
第 27 条の 3	－	該当なし。	3-1
第 28 条	○	・学則第 18 条に、他の大学等における授業科目の履修等について規定している。	3-1
第 29 条	○	・学則第 19 条に、大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	・学則第 20 条に、入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 30 条の 2	○	・学則第 37 条に、長期履修について規定している。	3-2
第 31 条	○	・学則第 38 条に、科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	○第 1 項に係る事項 ・卒業要件は、心理学科 124 単位以上、看護学科 124 単位以上となっており、入学時に配付するキャンパスガイド及びウェブサイトに掲載している。 ○第 2 項～第 5 項に係る事項：該当なし。	3-1
第 33 条	－	該当なし。	3-1
第 34 条	○	○第 1 項に係る事項 ・本学ウェブサイトキャンパスマップの通りである。 (https://www.frontier-u.jp/campuslife/c-map-campus) ○第 2 項～第 3 項に係る事項：該当なし。	2-5
第 35 条	○	・本学ウェブサイトキャンパスマップの通りである。	2-5
第 36 条	○	・キャンパスガイドの校舎案内図等に、各施設の位置を示している。 ・基幹教員等には研究室を備えている。	2-5
第 37 条	○	○第 1 項に係る事項 ・校地の面積は、6300 平方メートル以上を所有し、満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	・校舎の面積は、6758.8 平方メートル以上を所有し、満たしている。	2-5
第 38 条	○	・本学ウェブサイトで公表している通りである。 (https://www.frontier-u.jp/intro-univ/a-institution/a-library)	2-5
第 39 条	－	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	－	該当なし。	2-5
第 40 条	○	・教育研究用機器備品管理台帳に記載されている通りである。	2-5

宇部フロンティア大学

第 40 条の 2	-	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	・毎年度の予算で、必要な経費を確保し、教育環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	・名称は、教育研究上の目的にふさわしいと認識している。	1-1
第 41 条	-	該当なし。	3-2
第 42 条	-	該当なし。	1-2
第 42 条の 2	-	該当なし。	2-1
第 42 条の 3	-	該当なし。	4-2
第 42 条の 4	-	該当なし。	3-2
第 42 条の 5	-	該当なし。	4-1
第 42 条の 6	-	該当なし。	3-2
第 42 条の 7	-	該当なし。	2-5
第 42 条の 8	-	該当なし。	3-1
第 42 条の 9	-	該当なし。	3-1
第 42 条の 10	-	該当なし。	2-5
第 43 条	-	該当なし。	3-2
第 44 条	-	該当なし。	3-1
第 45 条	-	該当なし。	3-1
第 46 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	-	該当なし。	2-5
第 48 条	-	該当なし。	2-5
第 49 条	-	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	-	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	-	該当なし。	4-2
第 58 条	-	該当なし。	1-2
第 59 条	-	該当なし。	2-5
第 61 条	-	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	・学則第 36 条第 1 項に、学位の授与を規定している。	3-1
第 10 条	○	・学則第 36 条第 2 項に、専攻分野の名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	-	該当なし。	3-1
第 13 条	○	・学位規程を定め、文部科学省に報告している。	3-1

宇部フロンティア大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	・中期的な財務計画や教育質向上の計画を行い、情報の公表も行っている。	5-1
第 26 条の 2	○	・貸借対照表の注記に関連当事者がある場合は、記載している。	5-1
第 33 条の 2	○	・寄附行為は事務室に備え付けているとともに、ウェブサイトで公表している。	5-1
第 35 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 6 条第 1 項に、理事及び監事の人数を規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 6 条第 2 項に、理事のうち 1 人を理事長とする旨規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	・学校法人と役員の関係は、委任の規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	・学校法人香川学園寄附行為第 18 条に、理事会について規定している。	5-2
第 37 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 13 条に、理事長の職務を規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 15 条に、理事の代表権の制限を規定している。 ・学校法人香川学園寄附行為第 16 条に、理事長の職務の代理について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 17 条及び学校法人香川学園監事監査規程に、監事の職務について規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	○第 1 項～第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 7 条第 1 項に、理事の選任について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 7 条第 2 項に、校長等の職を退いた時に理事の職を失う旨規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 8 条に、監事の選任について規定している。 ○第 5 項～第 6 項に係る事項 ・理事または監事に、選任時に役員または職員でないものが含まれ	5-2

宇部フロンティア大学

		ている。 ○第7項に係る事項 ・各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていない。 ○第8項に係る事項 ・学校教育法第9条に該当する役員はいない。	
第39条	○	・学校法人香川学園寄附行為第9条に、監事の兼職の禁止について規定している。	5-2
第40条	○	・学校法人香川学園寄附行為第11条に、役員の補充について規定している。	5-2
第41条	○	・学校法人香川学園寄附行為第21条に、評議員会について規定している。	5-3
第42条	○	・学校法人香川学園寄附行為第22条に、評議員会への諮問事項を規定している。	5-3
第43条	○	・学校法人香川学園寄附行為第23条に、評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第44条	○	・学校法人香川学園寄附行為第25条に、評議員の選任について規定している。	5-3
第44条の2	○	・寄附行為第41条及び第42条に、賠償責任について規定している。	5-2 5-3
第44条の3	○	・寄附行為第41条及び第42条に、賠償責任について規定している。	5-2 5-3
第44条の4	○	・私立学校法に準拠している。	5-2 5-3
第44条の5	○	・賠償責任及び保険契約については、一般社団・財団法人法を読み替え適切に対応している。	5-2 5-3
第45条	○	・学校法人香川学園寄附行為第47条に、寄附行為の変更を規定している。	5-1
第45条の2	○	○第1項及び第2項に係る事項 ・寄附行為第36条に、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を策定する旨規定している。 ○第3項に係る事項 ・中期計画は、認証評価の結果を反映させて策定している。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	・学校法人香川学園寄附行為第37条に、決算の報告について規定している。	5-3
第47条	○	・学校法人香川学園寄附行為第38条に、財産目録等の備付け及び閲覧について規定している。	5-1
第48条	○	・学校法人香川学園寄附行為第40条に、役員の報酬について明記している。別に役員報酬に関する規程を明記している。	5-2 5-3

宇部フロンティア大学

第 49 条	○	・ 寄附行為第 35 条に、会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	○第 1 項各号に係る事項 ・ 寄附行為第 39 条各号に情報の公表について規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	○第 1 項に係る事項 ・ 大学院学則第 2 条に、大学院の目的として規定している。 ○第 2 項・第 3 項に係る事項：該当なし。	1-1
第 100 条	○	・ 大学院学則第 4 条に、研究科を置く旨規定している。	1-2
第 102 条	○	○第 1 項に係る事項 ・ 大学院学則第 28 条に、入学の資格を規定している。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	○第 1 項に係る事項 ・ 大学院学則第 28 条に、入学の資格として規定している。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。	2-1
第 156 条	-	該当なし。	2-1
第 157 条	-	該当なし。	2-1
第 158 条	-	該当なし。	2-1
第 159 条	-	該当なし。	2-1
第 160 条	-	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	・ 設置基準を満たしている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	・ 大学院学則第 2 条に、大学院の目的を規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	・ 入試は、入試広報課と研究科委員会が連携して行っている。	2-1
第 2 条	○	・ 本学に、修士課程を一つ置いている。	1-2
第 2 条の 2	-	該当なし。	1-2
第 3 条	○	○第 1 項に係る事項	1-2

宇部フロンティア大学

		・大学院学則第2条に、大学院の目的として規定している。 ○第2項に係る事項 ・大学院学則第12条及び長期履修学生規則第7条に、修業年限について規定している。 ○第3項に係る事項：該当なし。	
第4条	-	該当なし。	1-2
第5条	○	・専門分野その他に応じた教員数を有している。	1-2
第6条	○	○第1項に係る事項 ・大学院学則第5条に、専攻について規定している。 ○第2項に係る事項：該当なし。	1-2
第7条	○	・学部教員が大学院教員を兼務し、学部との連携を図っている。	1-2
第7条の2	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	○第1項に係る事項 ・研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を配置している。 ○第2項に係る事項 ・大学院学則第11条に規定する研究科委員会を組織し、教育を行っている。 ○第3項に係る事項 ・学生課・就職課が担当している。 ○第4項に係る事項 ・学校法人香川学園事務組織規程第4条に、大学の事務組織について規定している。 ○第5項に係る事項 ・大学院の教員は、学部の教員が兼ねている。 ○第6項に係る事項：該当なし ○第7項に係る事項 ・大学院教員の年齢は、特に偏っていない。 ○第8項に係る事項：該当なし。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	○第1項に係る事項 ・教員選考基準規程第7条に、修士課程担当教員の資格を規定している。 ○第2項に係る事項：該当なし。	3-2 4-2
第9条の3	○	○第1・2項に係る事項 ・毎年、FD・SD研修会を開催し、研修の機会を設けている。	3-2 3-3

宇部フロンティア大学

			4-2 4-3
第 10 条	○	○第 1 項に係る事項 ・大学院学則第 6 条に、収容定員について規定している。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。 ○第 3 項に係る事項 ・教育にふさわしい環境の確保に関して、適正である。	2-1
第 11 条	○	・大学院学則別表第 1 に、教育課程を規定している。 ・研究指導計画は、オリエンテーションで学生に配付物により周知している。	3-2
第 12 条	○	・大学院学則別表第 1 に規定する授業科目に、授業及び研究指導を含んでいる。	2-2 3-2
第 13 条	○	○第 1 項に係る事項 ・大学院担当教員は、教員選考基準規程第 7 条に基づき選考されている。 ○第 2 項に係る事項：該当なし。	2-2 3-2
第 14 条	-	該当なし。	3-2
第 14 条の 2	○	○第 1 項に係る事項 ・学生に学年歴を提示している。 ・研究指導については、オリエンテーション等で周知している。 ○第 2 項に係る事項 ・シラバスに成績評価基準を明示している。	3-1
第 15 条	○	・各授業科目の単位は、大学院学則別表第 1 に規定している。 ・授業日数及び授業期間については、大学院学則第 14 条に規定している。 ・授業を行う学生数については、1 学年 10 人程度であり、適切である。 ・授業の方法については、授業形態をシラバスに明示している。 ・単位の授与については、大学院学則第 16 条に規定している。 ・他の大学院における授業科目の履修については、大学院学則第 19 条に規定している。 ・入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第 22 条に規定している。 ・長期にわたる教育課程の履修については、大学院学則第 12 条及び第 37 条に規定している。 ・科目等履修生等については、大学院学則第 38 条に規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	・大学院学則第 23 条に、課程の修了要件を規定している。	3-1
第 17 条	-	該当なし。	3-1
第 19 条	○	・学生便覧の校舎案内図のとおりである。学部と共用している。	2-5
第 20 条	○	・必要な器具等は備えている。	2-5

宇部フロンティア大学

第 21 条	○	・図書台帳にあるとおり、図書等は図書館に備えている。	2-5
第 22 条	○	・学部と講義室等を共用している。	2-5
第 22 条の 2	-	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	・毎年度の予算で、必要な経費を確保し、教育環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	・名称は、教育研究上の目的にふさわしいと認識している。	1-1
第 23 条	-	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	-	該当なし。	2-5
第 25 条	-	該当なし。	3-2
第 26 条	-	該当なし。	3-2
第 27 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	-	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	該当なし。	2-5
第 30 条	-	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 31 条	-	該当なし。	3-2
第 32 条	-	該当なし。	3-1
第 33 条	-	該当なし。	3-1
第 34 条	-	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	-	該当なし。	4-2
第 42 条	-	該当なし。	2-3
第 43 条	○	授業料、奨学金等については、入学生に配布する学生便覧に掲載している。また、募集要項にも掲載している。	2-4
第 45 条	-	該当なし。	1-2
第 46 条	-	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	○第 1 項に係る事項 ・大学院学則第 26 条に、学位の授与について規定している。	3-1

宇部フロンティア大学

		○第2項に係る事項：該当なし。	
第4条	-	該当なし。	3-1
第5条	-	該当なし。	3-1
第12条	-	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

宇部フロンティア大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人香川学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2025 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	宇部フロンティア大学学則 宇部フロンティア大学大学院学則	学部 大学院
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度入学者募集要項（学部） 2025 年度入学者募集要項（大学院）	学部 大学院
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度版キャンパスガイド（学部） 2024 年度版学生便覧（大学院）	学部 大学院
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6（2024）年度 学校法人香川学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5（2023）年度 学校法人香川学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス（ウェブサイト） 2025 大学案内 65 頁	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人香川学園規程集 ・宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人香川学園理事・評議員名簿 ・2023 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類 ・監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・2024 年度版キャンパスガイド 4 頁～12 頁、47 頁～83 頁（学部） ・2024 年度版学生便覧 6 頁～13 頁（大学院） ・シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	2024 年度版キャンパスガイド（学部） 2024 年度版学生便覧（大学院） ウェブサイト (https://www.frontier-u.jp/intro-univ/a-policy/)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	宇部フロンティア大学心理学部心理学科【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書 令和 5 年 5 月 1 日現在	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 28 年度認証評価結果に対する改善報告書	

宇部フロンティア大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	宇部フロンティア大学学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	宇部フロンティア大学院学則 第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	本学ウェブサイト（大学紹介）	
【資料 1-1-4】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 47 頁、63 頁	
【資料 1-1-5】	2023 年度版学生便覧（大学院） 1～2 頁	
【資料 1-1-6】	学長講話配布資料（看護学部「基礎ゼミナール I」）	
【資料 1-1-7】	2024 大学案内	
【資料 1-1-8】	本学ウェブサイト（NEWS&TOPICS）	
【資料 1-1-9】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	
【資料 1-1-10】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	
【資料 1-1-11】	2021 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	
【資料 1-1-12】	建学の精神等の整理について（令和 4（2022）年度 9 月大学評議会資料）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学評議会規程	
【資料 1-2-2】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-3】	令和 5（2023）年度前期オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-2-4】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 1 頁	
【資料 1-2-5】	A 棟 1F 写真	
【資料 1-2-6】	A 棟 5F 大会議室写真	
【資料 1-2-7】	卒業式要覧	
【資料 1-2-8】	入学式要覧	
【資料 1-2-9】	本学ウェブサイト（学長メッセージ）	
【資料 1-2-10】	2024 大学案内	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-11】	中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	
【資料 1-2-12】	本学ウェブサイト（大学紹介）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-13】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 2～3 頁、47～49 頁、63～65 頁	
【資料 1-2-14】	2023 年度版学生便覧（大学院） 2～3 頁	
【資料 1-2-15】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-16】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-17】	宇部フロンティア大学学則 第 3 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-18】	宇部フロンティア大学運営組織規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ウェブサイト（大学紹介）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-1-2】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 3 頁	
【資料 2-1-3】	2023 年度版学生便覧（大学院） 3 頁	
【資料 2-1-4】	2024 年度入学者募集要項（学部）	
【資料 2-1-5】	2024 年度入学者募集要項（大学院）	
【資料 2-1-6】	広報フロンティア（2023 年度版）	
【資料 2-1-7】	2024 大学案内	【資料 1-1-7】と同じ

宇部フロンティア大学

【資料 2-1-8】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-1-9】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 2-1-10】	宇部フロンティア大学入試・広報委員会規程	
【資料 2-1-11】	2024 年度入学者募集要項（学部）	
【資料 2-1-12】	2024 年度入学者募集要項（大学院）	
【資料 2-1-13】	本学のウェブサイト 教養履修制度	
【資料 2-1-14】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-1-15】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 2-1-16】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2	
【資料 2-1-17】	令和 6 年度入試志願者を確保するための方策の検討について （令和 5（2023）年 2 月の大学評議会資料）	
【資料 2-1-18】	2021 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-11】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 2-2-2】	令和 5（2023）年度委員会構成一覧	
【資料 2-2-3】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 2-2-4】	宇部フロンティア大学教務委員会規程	
【資料 2-2-5】	宇部フロンティア大学教養教育委員会規程	
【資料 2-2-6】	宇部フロンティア大学教職課程会議規程	
【資料 2-2-7】	ダイバーシティ推進委員会設置規程	
【資料 2-2-8】	教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料）	
【資料 2-2-9】	宇部フロンティア大学学生生活委員会規程	
【資料 2-2-10】	学生支援方針（令和 4（2022）年 3 月大学評議会資料）	
【資料 2-2-11】	障害学生支援規程	
【資料 2-2-12】	2023 年度オフィスアワー実施時間	
【資料 2-2-13】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 14 頁	
【資料 2-2-14】	令和 5（2023）年度国家試験対策スケジュール	
【資料 2-2-15】	宇部フロンティア大学ティーチングアシスタント取扱規程	
【資料 2-2-16】	GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料）	
【資料 2-2-17】	GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生支援方針（令和 4 年 3 月大学評議会資料）	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-3-2】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 33 頁～34 頁	
【資料 2-3-3】	就職委員会規程	
【資料 2-3-4】	「キャリアデザイン」シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-5】	「基礎ゼミナール」シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-6】	「インターンシップ」シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-7】	実習病院合同就職説明会（令和 6（2024）年 1 月看護学部教授会資料）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学校法人香川学園事務組織規程	
【資料 2-4-2】	宇部フロンティア大学学生生活委員会規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-3】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 2-4-4】	教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料）	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-5】	宇部フロンティア大学学生相談室規程	
【資料 2-4-6】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 18 頁	

宇部フロンティア大学

【資料 2-4-7】	学生相談室来室記録（令和 6（2024）年 4 月大学評議会資料）	
【資料 2-4-8】	令和 5 年度学生相談室情報交換会議事録	
【資料 2-4-9】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 19 頁	
【資料 2-4-10】	宇部フロンティア大学奨学金規程	
【資料 2-4-11】	宇部フロンティア大学奨学金規程施行細則	
【資料 2-4-12】	対象機関リスト	
【資料 2-4-13】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 17 頁	
【資料 2-4-14】	本学ウェブサイト 教養履修制度	【資料 2-1-13】と同じ
【資料 2-4-15】	宇部フロンティア大学学生会規則	
【資料 2-4-16】	学生団体および課外活動規程	
【資料 2-4-17】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 36 頁～37 頁	
【資料 2-4-18】	学校法人香川学園宇部フロンティア大学洗心寮平面図	
【資料 2-4-19】	学校法人香川学園宇部フロンティア大学学寮規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパス配置図	
【資料 2-5-2】	エビデンス集（データ編） 共通基礎様式 1	
【資料 2-5-3】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 40 頁～42 頁	
【資料 2-5-4】	学校法人香川学園事務組織規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-5-5】	清掃作業委託請負契約書	
【資料 2-5-6】	一般廃棄物処理契約書	
【資料 2-5-7】	業務委託契約（D 棟エレベータ）	
【資料 2-5-8】	昇降機保全契約書（A 棟 B 棟エレベータ）	
【資料 2-5-9】	自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約書	
【資料 2-5-10】	消防用設備点検契約書	
【資料 2-5-11】	警備契約書	
【資料 2-5-12】	警備業務請負契約書	
【資料 2-5-13】	本学ウェブサイト 校舎の耐震化率について	
【資料 2-5-14】	附属図書館利用案内	
【資料 2-5-15】	サービス利用契約書	
【資料 2-5-16】	ネオシリウス・クラウド利用規約	
【資料 2-5-17】	「ネオシリウス・クラウド」サービス仕様書	
【資料 2-5-18】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 36 頁	
【資料 2-5-19】	Wi-Fi アクセスポイント設置箇所	
【資料 2-5-20】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 41 頁	
【資料 2-5-21】	令和 5（2023）年度前期時間割	
【資料 2-5-22】	令和 5（2023）年度後期時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生意見箱回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ウェブサイト（大学紹介）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-2】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 2 頁、47 頁、63 頁	
【資料 3-1-3】	2023 年度版学生便覧（大学院） 2 頁	
【資料 3-1-4】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-1-5】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 3-1-6】	宇部フロンティア大学学則 第 36 条	【資料 F-3】と同じ

宇部フロンティア大学

【資料 3-1-7】	宇部フロンティア大学大学院学則 第 16 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程	
【資料 3-1-9】	宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程	
【資料 3-1-10】	宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程	
【資料 3-1-11】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 8 頁～12 頁、52 頁～53 頁、69 頁	
【資料 3-1-12】	2023 年度版学生便覧（大学院） 6～7 頁	
【資料 3-1-13】	本学ウェブサイト 試験・成績評価・単位数・学位	
【資料 3-1-14】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 56 頁、74～75 頁	
【資料 3-1-15】	宇部フロンティア大学看護学部進級規程	
【資料 3-1-16】	2023 年版キャンパスガイド（学部） 70 頁	
【資料 3-1-17】	保護者送付文書	
【資料 3-1-18】	宇部フロンティア大学学則 第 16 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-19】	宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-20】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 8～12 頁	
【資料 3-1-21】	単位互換協定書（山口大学、山口県立大学）	
【資料 3-1-22】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部 GPA 制度に関する運用規程	
【資料 3-1-23】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 9～10 頁	
【資料 3-1-24】	GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料）	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 3-1-25】	GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 3-1-26】	宇部フロンティア大学看護学部進級規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-1-27】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 70 頁	
【資料 3-1-28】	宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-1-29】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 52～53 頁、69 頁	
【資料 3-1-30】	宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-1-31】	2023 年度版学生便覧（大学院） 6 頁、62～65 頁	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	本学ウェブサイト（大学紹介）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-2-2】	2023・2024 年度版キャンパスガイド（学部） 2～3 頁、48～49 頁、64 頁	
【資料 3-2-3】	2023 年度版学生便覧（大学院） 3 頁	
【資料 3-2-4】	2021 年度版キャンパスガイド 62 頁（看護学部旧カリキュラム）、2023 年度版キャンパスガイド 48～49 頁（心理学部旧カリキュラム）	
【資料 3-2-5】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-2-6】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 3-2-7】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 54 頁、74～75 頁 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 56 頁、74～75 頁	
【資料 3-2-8】	2023 年度版学生便覧（大学院） 8 頁	
【資料 3-2-9】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-2-10】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 3-2-11】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	心理学部教育課程表（旧カリキュラム） 2023 年度キャンパスガイド（学部） 54～55 頁 心理学部教育課程表（新カリキュラム） 2024 年度キャンパスガイド（学部） 54～55 頁 【資料 F-5】と同じ	【資料 F-5】と同じ

宇部フロンティア大学

【資料 3-2-13】	看護学部教育課程表（旧カリキュラム） 2021 年度版キャンパスガイド（学部） 72～73 頁	
【資料 3-2-14】	看護学部教育課程表（新カリキュラム） 2023 年度版キャンパスガイド（学部） 72～73 頁	
【資料 3-2-15】	人間科学研究科教育課程表 2024 年度版学生便覧（大学院） 7 頁	
【資料 3-2-16】	GPA 制度の見直しについて（令和元（2019）年 12 月大学評議会資料）	
【資料 3-2-17】	履修登録単位数の上限に関する規程	
【資料 3-2-18】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 6 頁	
【資料 3-2-19】	宇部フロンティア大学教養教育委員会規程	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 3-2-20】	中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 3-2-21】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 6 頁～7 頁	
【資料 3-2-22】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 51～52 頁、66～67 頁	
【資料 3-2-23】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-24】	シラバス作成要領（2023 年度版）	
【資料 3-2-25】	シラバスチェックの依頼及び集計結果	
【資料 3-2-26】	令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料	
【資料 3-2-27】	アクティブ・ラーニング実践報告集	
【資料 3-2-28】	教員の教育活動の評価に関する規程	
【資料 3-2-29】	ティーチングポートフォリオ作成マニュアル	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-3-2】	心理学部 学修成果の可視化（ディプロマ・ポリシー関連科目の達成度）について （2020 年度・2022 年度入学生）	
【資料 3-3-3】	看護学部 主観的学習到達度を測定する質問紙及び集計結果	
【資料 3-3-4】	卒業生調査の集計結果	
【資料 3-3-5】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	宇部フロンティア大学学則 第 9 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-1-3】	宇部フロンティア大学副学長選考規程	
【資料 4-1-4】	学長裁定（令和 6（2024）年 4 月大学評議会資料）	
【資料 4-1-5】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-6】	教学マネジメント委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-7】	教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料）	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 4-1-8】	宇部フロンティア大学心理学部教授会規程	
【資料 4-1-9】	宇部フロンティア大学看護学部教授会規程	
【資料 4-1-10】	教学マネジメント委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-11】	IR 室運営規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1	
【資料 4-2-2】	指定学校概況調査 教員組織表	

宇部フロンティア大学

【資料 4-2-3】	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部 教員の採用手続きに関する規程	
【資料 4-2-4】	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部 教員の昇任手続きに関する規程	
【資料 4-2-5】	宇部フロンティア大学教員選考基準規程	
【資料 4-2-6】	教員採用の審査基準（2023 年度）	
【資料 4-2-7】	教員昇任の審査基準（2023 年度）	
【資料 4-2-8】	宇部フロンティア大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-9】	FD・SD 実施方針	
【資料 4-2-10】	令和 5 年度 FD・SD 研修会年間計画	
【資料 4-2-11】	令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料	【資料 3-2-26】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 3（2021）年度 SD 研修会案内・研修資料	
【資料 4-3-2】	令和 4（2022）年度 SD 研修会案内・研修資料	
【資料 4-3-3】	FD・SD 実施方針	【資料 4-2-9】と同じ
【資料 4-3-4】	令和 5（2023）年度 FD・SD 研修会年間計画	【資料 4-2-10】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 6（2024）年度研究室配置	
【資料 4-4-2】	宇部フロンティア大学附属地域研究所規程	
【資料 4-4-3】	宇部フロンティア大学附属地域研究所運営委員会規程	
【資料 4-4-4】	宇部フロンティア大学大学院附属臨床心理相談センター紀要 編集規程	
【資料 4-4-5】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部にお ける研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程	
【資料 4-4-6】	令和 5（2023）年度研究倫理・コンプライアンス教育案内文	
【資料 4-4-7】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部公的 研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-8】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部の研 究活動における行動規範	
【資料 4-4-9】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部にお ける人を対象とする研究倫理指針	
【資料 4-4-10】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部にお ける研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-11】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部にお ける研究倫理審査委員会運用規則	
【資料 4-4-12】	令和 5（2023）年度人を対象とする医学系研究倫理研修会案内 文	
【資料 4-4-13】	令和 5（2023）年度予算配分表	
【資料 4-4-14】	宇部フロンティア大学における研究費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-15】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部にお ける公的研究費等に係る間接経費の取扱規則	
【資料 4-4-16】	令和 5（2023）年度科研費間接経費収支簿	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	宇部フロンティア大学学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア 大学短期大学部ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	本学ウェブサイト ガバナンス・コード	

宇部フロンティア大学

【資料 5-1-5】	令和 5（2023）年度ガバナンス・コードの点検	
【資料 5-1-6】	学校法人香川学園内部監査規程	
【資料 5-1-7】	学校法人香川学園就業規則	
【資料 5-1-8】	学校法人香川学園公益通報等に関する規則	
【資料 5-1-9】	本学ウェブサイト 教育情報の公表	
【資料 5-1-10】	学校法人香川学園ウェブサイト 情報公開	
【資料 5-1-11】	学校法人香川学園書類閲覧規則	
【資料 5-1-12】	学校法人香川学園中期計画	
【資料 5-1-13】	中期計画担当理事の選任（令和 2（2020）年 7 月開催理事会資料）	
【資料 5-1-14】	令和 5（2023）年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-15】	財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月	
【資料 5-1-16】	宇部フロンティア大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-17】	衛生委員会資料・議事録	
【資料 5-1-18】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程	
【資料 5-1-19】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程	
【資料 5-1-20】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン	
【資料 5-1-21】	学校法人香川学園ウェブサイト ハラスメント防止・対策	
【資料 5-1-22】	2023 年度版キャンパスガイド（学部） 19 頁	
【資料 5-1-23】	学校法人香川学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-24】	学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-25】	本学ウェブサイト 個人情報の取り扱い	
【資料 5-1-26】	個人情報の取り扱いについて	
【資料 5-1-27】	学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-28】	衛生委員会議事録	
【資料 5-1-29】	学校法人香川学園危機管理規程	
【資料 5-1-30】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程	
【資料 5-1-31】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程	
【資料 5-1-32】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-33】	宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル	
【資料 5-1-34】	消防計画	
【資料 5-1-35】	宇部市緊急避難場所及び避難所一覧	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 6（2024）年度理事・評議員一覧表	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	令和 5（2023）年度理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人香川学園常任理事会規程	
【資料 5-2-5】	令和 5（2023）年度評議員会議題	
【資料 5-2-6】	令和 6（2024）年度学校法人香川学園事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-2-7】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和 5（2023）年度理事・評議員一覧表	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	令和 5（2023）年度理事会議題	
【資料 5-3-3】	学校法人香川学園事務組織規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

宇部フロンティア大学

【資料 5-3-5】	学校法人香川学園監事監査規程	
【資料 5-3-6】	監事の理事会・評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	令和 6（2024）年 5 月理事会議題	
【資料 5-3-9】	評議員の評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月	【資料 5-1-15】と同じ
【資料 5-4-2】	財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 6 年 3 月 25 日	
【資料 5-4-3】	決算等の計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人香川学園資産運用管理規程	
【資料 5-4-5】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園資産運用管理方針	
【資料 5-4-6】	令和 3（2021）年度大学改革推進補助金交付決定通知書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人香川学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人香川学園資産運用管理規程	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程	
【資料 5-5-4】	支出伝票	
【資料 5-5-5】	令和 5（2023）年度第 1 次補正予算理事会・評議員会資料	
【資料 5-5-6】	令和 5（2023）年度第 2 次補正予算理事会・評議員会資料	
【資料 5-5-7】	令和 5（2023）年度監査日程表	
【資料 5-5-8】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-9】	学校法人香川学園監事監査規程	【資料 5-3-5】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	宇部フロンティア大学学則 第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-1-3】	内部質保証方針（大学・短大）	
【資料 6-1-4】	宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-2】	大学ウェブサイト 教育情報	
【資料 6-2-3】	IR 室運営規程	【資料 4-1-11】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（案）について（令和元（2019）年 8 月大学評議会資料）	
【資料 6-3-2】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-10】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への還元		
【資料 A-1-1】	令和元（2019）年度公開講座実施状況	
【資料 A-1-2】	包括連携・協力に関する協定書	

宇部フロンティア大学

【資料 A-1-3】	附属臨床心理相談センターパンフレット	
【資料 A-1-4】	宇部市消防団協力事業所表示証	
【資料 A-1-5】	宇部市消防団協力事業所表示制度実施要綱	
【資料 A-1-6】	総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付書	
【資料 A-1-7】	総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱	
【資料 A-1-8】	広報フロンティア Vol. 24 6 頁	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

